

農林水産委員会議録 第九号

第七十七回国会
衆議院

昭和五十一年五月十二日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 湊 徹郎君

理事 今井 勇君

理事 島田 安夫君

理事 山崎平八郎君

理事 中川利三郎君

足立 篤郎君

江藤 隆美君

金子 岩三君

佐々木秀世君

白濱 仁吉君

竹中 修一君

橋本 孝雄君

渡辺 美智雄君

島田 琢郎君

馬場 浩賢君

米内山義一郎君

瀬野栄次郎君

上田 茂行君

加藤 紘一君

吉川 久衛君

瀧谷 染谷君

中尾 直藏君

丹羽 森下君

柴田 芳賀君

津川 稲富君

元晴君

健治君

猛君

兵助君

榮一君

元晴君

政市君

武一君

稜人君

食糧府長官 大河原太一郎君
農林省主計局主 宮下 創平君
農林省農林經濟課長 田口 和巳君
厚生省年金局企画課長 持永 和見君

農林省農業保險課長 市川 博昭君

農林省勞働基準監督課長 大塚 米次君

農林省農業統計情報部長 有松 晃君

農林省資源エネルギー公事業部長 篠島 義明君

農林省農業課長 川俣 芳郎君

農林省税課長 尾崎 穏君

農林省税課長 倉橋 義定君

農林省税課長 丹羽 修一君

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○湊委員長 これより会議を開きます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。両案に対する質疑の申し出がありますので、順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 まず最初に、農業者年金基金法に対しても、主として農林大臣にお尋ねいたします。

今回の政府改正案によりますと、その改正の重

要な点の一つといたしまして、経営移譲年金の条

件緩和規定が出されておるわけであります。すな

わち、経営主がその所有する農地を世帯員である

後継者に対し使用収益権を設定して経営移譲をす

ることができるという規定であります。しかし、

これを農地法の立場から見ると、たとえば法第二

条第二項及び第五項で自作地、小作地の区分及び

世帯員の権利関係等について、また法第三条では

農地等の権利移動の許可について、法第六条では

小作地の所有制限について、それぞれ法の適用が

一貫して世帯主義を農地法においては貫いておる

ことは大臣も御承知のとおりであります。これは

日本の農業における農業經營の実情にかんがみま

して、その大部分が世帯単位で農業に從事し、家

族労働によつて經營が行われております。これは

から、農地法の適用に当たつては、世帯単位に、すなわち家族主義を基本として適用することが実情に即しておるというこの考え方に基づいておるわけであります。

そこで、この家族主義の原則を踏まえて今回の政府の農業者年金改正案を対比いたしますと、やはり農地法と農業年金制度における明確な分野の策定と法運用上の実態といふものを明らかにする必要があると思うわけでございます。

そこで、農林大臣に明らかにしていただきたいのは、農業者年金制度においては、いわゆる農業の経営権なるものをどのように考えておるかといふ点、また農地法制度に基づく経営権、耕作権に基づいた農地法の経営権といふものをどういうふうに考えておるか、この点を、大臣の責任ある答弁を願いたいと思います。

そこで、農林大臣に明らかにしていただきたいのは、農業者年金制度では、農業の経営権などをどのように考えておるかという御質問でございますが、農業者年金制度におきましては、御存じのように、第二十二条に規定するとおりでござりますが、農業者年金制度においては、御存じのように、第二十二条に規定するとおりでござりますが、農地につき所有権または使用収益権に基づいて耕作または畜産の事業を行おう者を農業経営主として取り扱つておるわけであります。したがつて、農地について所有権または使用収益権を有する者が経営権を有しておる者と考へておるわけであります。

また、今回の農業者年金基金法改正案では、經營移譲年金の支給要件である経営移譲の方法として、後継者に対する使用収益権の設定による方法を認めるとしておりますが、現行農地制度上は、自作農主義を維持する趣旨から小作地所有制を定めておるので、この現行農地制度の趣旨を損なふよう同一世帯内での使用収益権の設定に限定して小作地所有制限の例外を認めることがいた

本日の会議に付した案件
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

くられた制度でございまして、そういう意味で国民年金とは別個のものでございます。そういう意味で、農業者年金につきましては、やはり将来の財政の健全性をそれ独自で確保するというような立場から、それ相応の負担はやむを得ないのではないかと考えております。

さらに、国庫負担の問題でござりますけれども、先ほど御説明ありましたように、農業者年金の国庫負担は今回の改正によりまして四六%程度になるわけでございますが、国民年金につきましては、御承知のとおり給付時におきまして三分の一の国庫負担、三三・三%の国庫負担、それから厚生年金、一般の被用者の厚生年金の場合には分割の国庫負担でございまして、そういう意味からも、農業者年金の国庫負担は、ほかの年金制度に比べましてかなり高率なものだと考えておるわけ

でございます。
○芳賀委員 私が指摘しているのは、現在各公的年金全体の中で、農業者年金法だけが完全積立方式で運営しておるわけですね。他の年金は修正方式にもう必然的に移行しているわけなんです。そういう中で、これから三年間にわたって階段を設けてどんどん完全積立方式を基礎にした保険設計で保険料を高めていくことになると、他の公的年金との比較から言うと非常な格差が生ずるというおそれがあるわけですね。そこに問題が一つあるわけなんですよ。だからこの際、今後の農業者年金の保険設計については、この農業者年金法というものを政府として、特に厚生省として、一体公的年金の一つとして位置づけをしておるのかどうか。その点どうなんですか。

○持永説明員 農業者年金は、御指摘のように法

律に基づく公的な制度でござりますから、そういう意味では公的な年金制度ということが言えるかも知れませんが、ただ、私どもで、たとえば年金の通算則法でございますとか、そういう意味で言つております法律上の公的年金、いわゆる一般農業者年金は技術的に入れない場合があります。た

だしかし、これはあくまで制度的には法律に基づく制度でございますので、そういう意味では公的な制度であるということが言えるかと思います。

それから、御指摘の積立方式——財政方式の問題でございますけれども、農業者年金の場合には、御承知のとおり、年金の財政方式をどうするかということは、将来の年金給付費がどうなるか、そういうことを十分勘案した上でこの財政方式を考えていく必要があらうかと思ひますけれども、農業者年金の場合は被保険者の構成割合から見て非常に高齢者の割合が高うございます。現実に、農業者年金の場合には、四十歳以上の被保険者のペーセントが八割を超すような状況でござりますけれども、そういう意味で、農業者年金につきましては、将来の財政というものを考え、あくまで年金財政の健全性というものを考えていく

ならば、現在のような積立方式を維持すべきだというふうに考えております。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、いまの厚生省の農業者年金に対する位置づけというのではなくて、農業者年金の財政設計で農業者年金を審議して成立させた

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

があるわけです。そういうことになると、これは将来、農業者年金の発展性から見ても、重大な障害が起きたと思うのです。だからこの点は、政府として統一的に農業者年金の位置づけ、特に農業者に対する老後の保障というものを年金制度の重要な目的の一つとして明確に掲げるかどうかといふことになるわけありますからして、その点について所管の農林大臣として方向づけを明らかにしてもらいたいと思います。

○安倍國務大臣 この農業者年金の目的につきましては、いま芳賀委員が御指摘のように、「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資する」ともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする」ということを明確に書いておるわけござりますので、その基本的な目的の上に立ってこの農業者年金というものは実施され、推進されなければならないと考えております。

○芳賀委員 結局、現在のような老後保障を考える場合には、農業従事者の老後保障を重要な目的として年金制度を創設するということは、政府としては年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わけですが、たまたま安倍農林大臣は、當時与党の筆頭理事であったわけです。この法律を審議する場合は、農業従事者の老後保障を重要な目的と

して年金制度を創設する

わめながら、今後とも重要な課題として研究をしてまいりたいと考えております。

○芳賀委員 結局この問題は、農業従事者の老後保障を重点にしていないということから、この経営移譲年金だけに重点を置いておるわけですね。だから、六十歳から五年間だけに限つて期限を限定してそこに経営移譲年金というものを支給する。六十五歳からは非常に貧弱な、名前だけの老

齡年金の支給に年金が移行する、そういう変則な形をとつておるわけです。

そこで、肝心な老齡年金の内容の改善、つまり老齡年金の年金水準の引き上げ等の措置について

は、農林大臣としてどういうお考えを持っておられるのか。

○安倍國務大臣 御存じのように、実際に農業者老齡年金の支給が開始されるのは、昭和五十六年からでございますが、農業者老齡年金の給付の水準につきましては、いまいろいろと御指摘もございましたが、そういう点も含めて、今後農業者及び農業団体の意見を十分参考をいたしまして、給付水準の引き上げには努力をする所存でございま

す。いま厚生省の答弁から言うと、老後保障の関係はこの農業者年金の中においては任務つけされていません。これは政府部内において非常に問題が项については農林大臣としてどう考えていますか。

○安倍國務大臣 農業者年金につきましては、被保険者の年齢構成が、他の年金に比べまして高齢者の割合が高いこと、将来、被保険者数が減少す

るというふうに見込まれること等から、完全積立方式でなければ、将来の被保険者の負担が高額過

重なものとなりまして、世代間の負担の不公平を

もたらすのみならず、年金財政も破綻をするおそ

れがあるという点から完全積み立ての原則を堅持

しておるところでございますが、しかし、年金財政方式は、御指摘のように被保険者の保険料負担

にも大きな関連を有する事項でござりますので、被保

險者の加入状況、年金受給者数の推移等を見きわめながら、今後とも重要な課題として研究をしてまいりたいと考えております。

○芳賀委員 結局この問題は、農業従事者の老後保障を重点にしていないということから、この経営移譲年金だけに重点を置いておるわけですね。だから、六十歳から五年間だけに限つて期限を限定してそこに経営移譲年金というものを支給する。六十五歳からは非常に貧弱な、名前だけの老齡年金の支給に年金が移行する、そういう変則な形をとつておるわけです。

そこで、肝心な老齡年金の内容の改善、つまり老齡年金の年金水準の引き上げ等の措置については、いまいろいろと御指摘もございましたが、そういう点も含めて、今後農業者及び農業団体の意見を十分参考をいたしまして、給付水準の引き上げには努力をする所存でございま

す。

○芳賀委員 特にこの年金法ができるときの経過の中に、昭和四十五年の国会審議の際に、老齡年金については、政府原案においては、つまり老齡年金の算定の基礎になるいわゆる年金単価、これは一定額に保険料納付済み期間を乗じた額がこの年金額ということになるわけですが、そのときの政府の年金単価の案は、百八十円に保険料納付済み期間を乗じた額を老齡年金の年金額とする

いうことにしてあつたのですね。これだと、どう考えても年五分五厘の利回りにならぬ。これは一体どういうわけだ、老齡年金を犠牲にして、そして経営移譲年金だけを形式的に華やかにするのじやないかという指摘をした際に、ちょうど大臣が与党の筆頭理事でしよう。私もたまたま社会党の筆頭理事をやつておつた関係があつて、当時の政府案には、社会党として別個のりっぱな農民年

金法を出しておったわけですが、この点について安倍さんとしばしば協議をして、この点については百八十円を二百円に、これは委員会で修正をすく、ようやく掛け捨てにならないぎりぎりの水準で二百円に保険料納付済み期間を乗じた額をつまりこの発足当時の老齢年金額ということにしていただけです。このときからもう問題があつたのですよ。だから、大臣もそれに気がついて、与党であつても、これはけしからぬ、やはり老齢年金といふものは、老後保障の点から見ても、これは相当地方に扱うべきであるということで、最初に手直しをしたそういう経過があるわけです。たまたまその手直しの筆頭人が安倍農林大臣ですからね。やはりこういう際に問題になる老齢年金については、この年金単価を今度の改正案では六百五十円にするわけでしょう。四十九年の改正が四百四十円、今回は六百五十円に引き上げるということになつておるが、結局老齢年金を上げるということになればこれは法修正ができるだけれども。こういふ幅に引き上げなければこの老齢年金の引き上げということがならぬわけですね。いまでもやる気になればこれは法修正ができるだけれども。こういう点に気がついて、あくまでも低額の老齢年金制度というのを維持する考え方おるのか、今回は不十分であるけれども、次期改正の場合には抜本的な改正を図る、そういう意欲を持って提出されたのか、その点をこの際明らかにしてもらいたい。

○安倍国務大臣 この点は非常に重要な点でござりますし、この次の改正是段階までには十分検討いたしまして善処したいという決意を持っております。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、今度の改正を通じまして、三十五歳未満の特定後継者に対する保険料負担の割引制度というものが出来ておられるわけです。これをけちつけて非難する考え方大いにあります。政府が用意しておる

政令案によると、その要件としては県平均以上の経営規模であること、親子が同時に年金に加入していること、後継者が農業に専従していることを予定しておるようですが、農村の実態から見ると、次のような点については十分な適正な対応をして、せっかく提案されたこの改正規定というものが広く適用されるようすべきだと思うわけであります。

そこで、第一の点は、県平均以上の経営規模の関係であります。これは農家を経営規模によって差別を設けることにまず基本的な問題があるわけですね。だから、当然この農業者年金の当然加入資格要件というものが都府県では五十アール、北海道は二ヘクタールというのが面積要件の基礎になつておるわけですから、ここにも厳然たる基礎があるわけです。この上に立つて、特に経営の内容については、水田農家、畑作農家、畜産農家あるいは施設園芸農家というふうに、経営の実態が、単に面積だけで律することのできないいろいろな類型があるわけですから、これらを的確に掌握をして、そうして今回の若年者に対する特例措置というものを実施されるべきではないかと思うわけです。

それから、二番目の親子加入については、親子二名加入の要件は、これもやはり基本的な権利の上において問題があると思うのです。

この制度が発足した当时、一戸一年金加入ということで促進を図ってきたわけですが、特に経営主が高齢のために年金加入の道が閉ざされておるという実態もあるわけですね。そういう場合に、それを理由にしてこの特例対象から除外するということは行うべきではないと思うわけです。だから、経営主が高齢で加入資格を失っている場合においても、やはりこの学割制度というものを後継者に適用すべきであるというふうに考えるわけでござります。特にこれは農業者年金制度の加入の権利にかかる重要な問題でありますから、これを理用すべきであるというふうに考えるわけですが、た分だけが国庫負担になるというような情けない

考えの上に立たないで、どうしていま農業における後継者が激減しているか——後継者の激減ということは、年金制度から言うと、後継者が極端に減少しているわけでしょう。年金の設計の上で、後代者がいなくなるということになれば、これは年金制度というものは成り立たぬわけですからね。本人の保険料負担は一銭も要らぬと、たとえば諸外国でやっているように、直接本人には保険料の掛け負担をさせないと、いうような方式であればこれは別ですが、やはり当事者の掛け負担に大きなエラーを置くという場合においては、一体後代者がどうなるかということは非常に大事な点です。

これは年金のために言うんじゃないですよ。これは日本の農業が将来大事な扱い手を失った場合に一体どうなるかということに通ずる問題ですかね。これはよほど真剣に考えないと、農業の後継者の確保、あるいは年金制度における後代者の確保あるいは増加ということはできないと思うのです。

○安倍国務大臣 この措置の場合の対象者の要件は、具体的には政令で規定をされることになるわけですが、この措置が、将来農業生産の中核的扱い手となる後継者の確保、育成を図り、円滑な経営移譲の促進に資することを目的とするものであることにかんがみまして、将来の農業生産の中核的扱い手となることが十分期待し得る一定の要件を決めるここといたしておることは御存じのことおりであります。

具体的には、農業者年金に後継者加入をして、三十五歳未満の者でありまして、農業経営主と後継者がともに農業者年金に加入しておること、経営耕地面積が一定規模以上——これは県の平均以上であること、農業に常時從事する者であることを予定をいたしておるわけございます。本措置の趣旨にかんがみまして、御指摘のよくな実情等をも踏まえまして十分検討した上で決定をしたい、こういうふうに考えておるわけでございま

なお、経営規模要件につきましては、県平均を基準とするわけでございますが、施設園芸等集約的な経営の場合におきましては、原平均を下回る場合であっても対象となり得るよう措置をいたしたいというふうに考えております。

また、親子加入の要件につきましては、本措置の趣旨にかんがみまして、これを撤廃をするといふことはできませんが、御指摘のような実態も踏まえて、経営主が高齢で年金加入の資格がないような場合には救済措置を講ずる方向で対処したいというふうに思つておるわけでございます。

以上のような措置によりまして、三十五歳未満の後継者加入の相当部分が対象となるよう努力をいたす考えでございます。

○芳賀委員 いまの大臣の説明は理解できたわけですが、とにかく政令というのは、国会が決める法律の目的に合致して、それを忠実に実行するため、政令に委任しておるわけですから、法律が考へていられないようなことを勝手にやつてはうまくないと思うのです。老婆心ですが、その点を十分踏まえてやってもらいたいと思います。

あと数点ありますけれども、いまのことは政令事項ですから、特に政府の責任において善処してもらいたいと思います。

次に、六番目は、四十九年改正の場合においても、農業者年金の低額的な——これはどうしてもそうなるわけですねけれども、年金の実態といふものに彈力性を持たせて、たとえば専業農家、第一種兼業農家、これまでが加入者の対象者といふことになると思いますが、したがつて、現在も他の年金においても、厚生年金制度等にも所得比例方式というのがあるわけですからして、この基礎年金のほかに——給与所得者でありませんので家族主義でやつておるわけだから、この専業農家、第一種兼業農家等の単に農業所得に限定しないで、なそういう形の、いわゆる所得比例方式等の創設これら農家所得の実態というものを基礎にして、数段階の簡素な所得比例方式というものを考案して、そうしてそれを加入者が選択できるよう

を考える必要があると思うのですが、この点に對して、大臣としてどう考えておられるかという点が六番目の質問であります。

それから次に、七番目は、これも四十九年改正の際もわざわざ附帯決議を付し、時の倉石農林大臣からも、十分検討するという確約があつたわけですが、農業者年金の加入者の条件として、やはり経営主と同様に農業に従事する、いわ

ゆる世帯員である主婦労働に対する配慮といふものは当然必要だと思うのです。世帯主の主婦の場合においては、これは特例がすでに開かれておりますけれども、たとえば一般労働者の場合は、その勤労者の、まあ岡安局長の場合を例にとると、局長が農林省で公務員として勤務しておる、奥さんが農林省じゃなくとも、たとえば労働省でもいひが、結婚以来共かせきで勤務しておるということになれば、これは夫婦そろつていわゆる公務員年金の資格を確保して、老齢になれば年金を受け取ることができるわけですね。給料取りは夫婦で勤め先があれば老齢年金の給付が受けられるわけだが、農業の場合は、もう經營主と一体になって何十年も働いておつても、その配偶者である主婦に加入権が与えられておらぬ。こういうところにもつまり手元の制度上つり角があるつなげです。

それとあわせて、今回、後継者の任意加入がだんだん拡大優遇されることになるわけであります。が、同時に、後継者にはその配選者ががりっぱにおるわけですからして、結局家族農業の經營というのは夫婦一体になつて協力して初めて農業經營ができるわけでありますから、その後継者である直系卑属のその配選者である嫁さんに対しても、やはりこの任意加入の道を速やかに開く必要があるというふうにわれわれは当初から考えておるわけですが、これに対しても十分実現の努力を講じられておるかどうかという点。

八番目は、いま言つた配偶者の年金加入の問題とあわせて、遺族年金制度というものが農業者年金制度にはないわけですね。ところが死亡一時金制度はある。年金の受給権を確保する寸前で死亡

した場合には、法律によつて死亡一時金が遺族に支給される。ところが受給権が発生して第一次の年金の給付を受けたその直後でたまたま死亡した場合は、これはもう死亡一時金の対象にならぬわけですね。他の公的年金の場合には、それを十分に最初から配慮して遺族年金制度というものがついて、そうして遺族が年金額の二分の一を終身受けることができるということになつておるわけです。だから、どうしてもこの受給権が発生してその直後死亡したというようなこりう事例を救済するためには、最初からもうこれは具備しておるべき遺族年金制度というものを、この農業年金制度の中においても速やかに創設する必要があると思うのです。これは農業者年金制度研究会等においても必要性は認めておるわけでありますし、あるいは政府の審議機関等においてもその検討の重要性といふものは指摘しておるわけですから、これについても速やかに具体的な実現に取り組んでもらいたいと思うわけです。

うものは重大なかかわりを持つておるわけですね。特に農業者の当然加入であるところの農業者年金との関連における定額部分であるとか付加年金分というようなものは、これは加入者が同一でありますから、実施時期等についても少なくとも国民年金がことし改正して九月実施ということになれば、その時期にこれは実施するというのが当然だと思うのです。

それから最後になりますが、もう一つ、この農業者年金制度においても、年金スライド方式といふものがいよいよ採用されることになっておるわけであります。このスライド制の実施時期についても、ことしは農業者年金そのものの改正をされるわけですからことしは無理としても、明年度生年金、国民年金がそれぞれスライド実施時期の繰り上げをするというようなことになれば、必然、これは同じ政府が扱うことになつておる、特に農業者年金の場合には、厚生省と農林省共管でありますから、意思の疎通がとれぬということはないわけですね。特にことしの改正の実施時

期の問題点ももちろんあります。今後のストラーダ制の実施等については、当然その実施時期を考慮する、おくれないようになると、いうことが大変であるというふうに考へるわけあります。

え願いたいと思います。
○安倍国務大臣 まず、農業者年金制度に農業
経営規模等に応じた所得比例方式ないしは階層的
を導入してはどうかという問題でございますが、

この点につきましては、農業者年金制度研究会においても検討をされておるところでござります。しかし、このような方式の導入につきましては、導入した場合に加入者の所得を基礎とせざを得ないが、この所得の把握の面におきましていろいろと困難な事情があるという問題があるほに、階層区分の指標及びその基準を何にとるべきといった技術上の問題、これは技術上の問題ございますが、あるいはまた、被保険者の階層の移動の確認、その記録といった事務処理上り

題、さらに農村社会の実態に円滑に対応し得るかどうかという問題等いろいろ問題があることから、まだ研究会としては結論を得るに至っておら

な問題であります。今後の課題として検討するよう指摘されたところでござりますので、今後農業者の意向等も十分確かめつつ慎重に対処してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

次に、今回の改正で農業後継者に新たな対策が講ぜられておるわけであります。これら後継者の妻も年金に加入し受給できる道を開くべきではないかというお話をございますが、農業者年金の加入対象者は、単に農業に従事する者とするのではなくて、農地所有権または使用収益権を有する農業経営主及び将来経営主となる後継者に限定をしておるところでございます。このようなことから、後継者の妻の加入の問題につきましては、後継者の妻は農業経営主の直系卑属ということではなくて、本制度の加入対象とすることが困難であるというふうに考えます。しかし、最近における農業就業の動向から見まして、農業生産における女子の役割りが高まつてきておる実情も十分承知いたしますので、農業に従事する婦女子の加入後保障の問題の重要性にかんがみまして、遺族年金等の問題も含めて今後の研究の課題といたします。

さるに、いま申し上げました還暦年金、これが農業者年金に設けるべきではないかという御指につきましては、国民年金制度との関連等もござりますが、今後の重要な課題としてこれは十分検討してまいりたい、こういうふうに考えておつでございます。

なお、災害に対する問題ですが、現行の農業年金制度におきまして、年金支給を受けるため適格な経営移譲要件となるためには、処分対象地等のすべてについて適格な処分が行われなければならないことになつております。したがつて災害等により処分対象農地等の全部または一部滅失したときは適格な経営移譲とはならないこと

となるわけですが、このような場合を救済するために何らかの措置を講ずるべきではないかという問題が、いま御指摘がございましたがあるわけあります。この問題につきましては、そのような実態の有無、実際にそのような事態が生じた場合の事実認定の方法等につきまして十分に検討した上で、経営移譲を行う者に不利益を生ずることのないようこの際所要の改善措置を講ずることといたしたいと考えております。

さらに、国民年金法の施行は五十一年九月となつており、農業者年金は国民年金と密接な関連を有するのであるから、この施行期日を繰り上げるべきではないかという御指摘もあつたわけですが、今回の農業者年金制度の改正は五十二年一月実施ということにいたしておりますが、これは前回の五十年一月の改定後二年間で財政再計算を行つものであります。一方、国民年金の改正是、前回四十九年一月、今回五十一年九月でございまして、厚生年金では前回四十八年十一月、今回五十年八月でございますから、財政再計算の期間としては、国民年金二年八ヶ月、厚生年金二年九ヶ月ということになつております。いままで国民年金、厚生年金の財政再計算の期間が四年あるいは五年であったことから見れば、今回の措置は異例ではありますが、農業者年金がさらにこれを二年といふことで短縮しているのはきわめて特例的な措置でありまして、これをさらに繰り上げることになつたことから見ましても困難ではないかというふうに考えておるわけでござります。

ないし農林省の責任において直接解決することはできない問題であります。が、農林漁業団体の職員の給与実態等の特徴の一つとして、特に公務員等の給与に比較すると、団体職員の給与水準が非常によ劣悪であるという点があるわけです。この年金の基礎になる給与水準が低いということは、おのずから年金額の水準も低いということになるわけです。だから、年金の内容の改善を図るとしても、年金だけの手直しでは根本的な解決ができないわけです。そこで、この点も前の改正の際に倉石農林大臣とも議論をしたわけでございますが、この際、農林漁業団体職員の給与水準を適正化するという一つの方法として、たまたま年金法には、今回も改正されておるわけですが、標準給与の平均月額の上限、下限といふものは別表に法律で定めることになっておるわけです。現行法では月額の上限が三十一万円、それから下限が五万二千円ということになっておるわけですが、これを今度の改訂によって、特に問題になる下限については五万二千円を五万八千円に引き上げるということになるわけです。職員の給与実態から言うと、五万円台というものは相当あると思いますが、とにかくいかに低い給与を受けておっても、年金制度の上から見れば、今度は五万八千円というものは標準給与の下限ということになるわけです。これ以下はないということになるわけです。ですから、この場合も農林漁業団体の給与だけを対象にした、たとえば言われておる最低賃金の保障というようなわけにはいかぬとしても、農林省には協同組合課というのがわざわざ設けてあるわけです。指導によって——私の意見としては、平均月額の下限といふものを基準にして、そして標準的な最低給与水準というものを農林省が指導する。まあ窓口は全中になるかそれは別として、毎年毎年答弁だけでそのとおりでございますとか、銳意努力

も、これもやはり年金財政の面から限界がある。これは歴代の局長が何もやつてないんですねからね。だから、この際組合員の負担軽減と言つても、それでは經營主である団体側が、農業協同組合とか漁業協同組合が掛金の区分を変更することによって掛金負担を六、四とか七、三にすればいいじやないかと言つても、この面にも昨日吉岡局長が言つたように經營不振の組合があるから、これもやはり限界があると思うんですね。だから給与改善という具体的な方策として、私がいま言ったような問題、去年もこれは指摘したわけございませんが、一体本当に研究を進めておるのか、あるいは方法としてどういうことを考えておるか、この際明らかにしておいてもらいたいと思います。

してその実質最低賃金としての指標となつておるといいますか、指標とすべきではないかというふうな御意見でございますが、この点につきましては形式的には当該下限の額はそうした性格を持つておるものではないわけでございます。しかし現実にはそのような効果を持つておる面もあるらう、私はそういうふうに考えておるわけであります。
○芳賀委員 最後にもう一点お尋ねしておきますが、問題は年金財政の関係ですが、政府提出の資料によりましても、年金財政の内容がもうまことに窮屈しておると言つても差し支えないと思うのです。特に、所要財源率を見ると、いままでの九・五二に対しても、一三三・五九と、一遍に四〇も財源率が増加しておるというよろな問題があるわけですね。それに対して掛金負担だけでは、これは対応できないわけですし、もう各公的年金の中で掛金率が農林年金は最高ですからして、これは政府においていろいろ配慮して、九六が限界であるのを九八ということにいさかは正したわけありますが、それだけに整理資源率が今までの三二・二〇から約三〇ふえて六一・三一ということになったわけですね。このまま放置しておけば、この農林年金といふものは、もう財政的にも制度的にも将来の見通しが立たぬというよろなことに当然なると思うわけです。この点に対して抜本的な検討を加えて、そうしてこの年金財政の立て直し、しかもそれが掛金負担に転嫁されぬ形においてどうしたらばいいかということに帰納すると思います。各共済組合年金等においても似たような根本的な問題もありますが、この年金財政の面から見ての農林大臣の確固たる所見を明らかにしておいただいて、質問を終わりたいと思います。
○安倍国務大臣 年金財政の問題につきましての御指摘、またこれに対する私の考え方を述べると、いうことでございますが、不足責任準備金が、将来の年金の給付に必要な財源を事前に積み立てる

いわゆる積立方式を探用している場合、現在保有しなければならない準備金の不足額を示すものであります。が、農林年金では四十九年末現在で七千五百五億円となっています。これが発生している主な要因は、各共済組合おおむね共通であります。が、農林年金の場合には、制度発足の際に厚生年金期間に引き続いたことによりまして初期の過去勤務債務が発生したこと、さらに、制度発足後の既裁定年金の額の改定、給与のベースアップ等によりまして後発過去勤務債務が発生したことなどございます。前年の既裁定年金の額の改定等によりまして不足責任準備金は増加をするわけでござりますが、これにつきましては、財源率の再計算期ごとに見直しを行いまして、年金財政が健全に維持されるように今後は対処してまいりたいと考えております。

○**渡委員長** 次に、野坂浩賢君。

○**野坂委員** 時間があれませんから簡単に率直に尋ねますから、農林大臣から明快にお答えをいただきたいと思います。私の持ち時間はあと三十分足らずでありますから、よろしくお願ひします。

いま芳賀議員からも御質問がございました農業者年金の基金、そのうちの完全積立方式の問題についてお尋ねをいたします。

農林大臣から、他の年金は修正積立方式、農業者年金は完全積立方式、修正積立方式については将来の加入の推移を見て決めたい、努力をしたい、こういうお話をございました。したがって、昨日私が構造改善局長にお尋ねをしたところ、その加入の推移ということが中心になるようでありますから、十年後には農業者年金基金加入者は百六十五万、来年度は百五十二万人程度を予測しておるという御答弁をいただいたと理解をしております。したがって、四十歳以上は現状八三%の加入率でありますから、来年度百五十二万人お入りになります。が、広がつてくる、そうすると修正積立方式は来年度から可能性というものが出てくるではなかろう

○安倍国務大臣 まず、基本的な問題につきましてお答えを申し上げますが、農業者年金制度につきましては完全積立方式を行つておるわけでござ
線を描くのか伺いたいと思います。

大体五〇%，それから厚生年金は四十歳以下が六五%というのに比べますと、年齢構成が非常に高齢者に偏っているということで、先ほど大臣からお答えいたしましたとおり、今後もちろん私どもは若年齢層の加入の促進に大いに努めたいとは思っておりますけれども、やはりそういう加入者の変化の推移、また受給者がどういうふうになるかということも考えまして当然これは検討を進めていかなければならぬといふように思つております。

は必要だという保険料に対し、来年からは四割、再来年からは五割、そういうかたちになつておるわけです。ところが農業者年金の場合、三千百七十六円に対して、来年の一月からは二千四百五十円です。三年先の五十四年一月からは三千二百九十五円で、平準保険料を上回つて三千百七十六円を全部自分たちで負担をするということになるわけなんです。

厚年も国民年金も保険者側から見れば非常に楽なんです。農業者年金は、農業者は所得が少ない割合で支払うべきだ、三倍に亘り、二倍に亘り、

票件がつけられました。二項と三項が問題であります。

いま、一つ大臣が前進をしたお答えをなさつたのは、農業經營主が非常に高齢で入っていなかつた、その息子は三十五歳以下だった、それについては軽減措置を講ずるようになし處したいという御答弁です。だからこれは第二項というものについて一つの前進の姿を明確にされたわけです。

そこでもう一点。たとえば、きのうも岡安局長にお話をしたのですが、親がない場合です。自分

から国庫助成の一層の引き上げを図る必要がある、こういうふうな御指摘もあるわけでござりますが、農業者年金の国庫助成は、經營移譲年金の給付時と保険料の拠出時に行われておりますまでも、さらに、今回、後継者に対する拠出時の国庫補助率を引き上げることに伴いまして、全体の国庫負担率は四六%程度、現行では三四%でございますが、四六%程度になつたわけでありまして、他の公的年金制度よりは相当高いものとなつておるわけであります。

○野坂委員 それは現状の分析でありまして、大臣が、完全積立方式から修正積立方式に移行するには、加入者の推移を見なければいま断定的でない、こうおっしゃつたんです。だから、昨日そういうことを予測をして、来年と十年後はどうですかとお尋ねをしたら、百五十二万人だといふことになると、後継者で若年が入ってくることだけは確かなんですから、それだけが全部なればは一六・五%でござります。

書りに完全積み立てであつて非常に高い数字が明確にあらわれておるわけですから、やはりこれを下げていかなければ加入者が増大しないし、そういう点については配慮をすべきでございませんか、こういうことを大臣にお聞きをしたい。近い将来に善処をしていただけますか。
○安倍国務大臣　完全積立方式によつておりますので、いま御指摘のような問題が起つてくるわけでございますから、今後は、先ほどから御答弁申し上げましたように、修正積立方式というこちへもつて貰つてござればよろしく思ひます。

が跡継ぎで若いときに、十九歳から二十歳で亡くなつた、二十二歳のときにはそういう点についてもは後繼者じやないからだめなんだというふうにおっしゃつたんですが、高齢化した方の子供さんは三十五歳以下で善処されるわけですから、経営主になつても三十五歳以下であり、親がないといらなければより条件が悪いわけですし、好んで親がないわけじゃないのですから、そういう点についてもその門戸を広げて、経営主としての取り扱いと後繼者対策としての取り扱いもありますが、いままことに二つ指掌しておきたいのは、

農業者年金の国庫負担につきましては、國の財政上の問題、他の公的年金制度との関連もありまして、なかなか困難な問題ではあります。が、本制度の果たす農政上の重要性、これは非常に大きい意味を持つわけでございますから、今後ともその拡充強化には努めてまいりたいと考えております。

そ野は広がりますよ、こういうふうに反論ができるわけでしょう。だから、そうなれば修正主義立方式というものが加入の推移を見て考えられるのではないか。こう言ってお尋ねをしておきますが、この辺はどうでありますか、大臣。

○安倍国務大臣 参正賀立方式も含めて二種類あります

も含めて検討をしなければならぬ問題である。
こういうふうに考えておるわけであります。
完全積立方式でありますからそうした問題が起
こりますが、そういう反面、先ほどから申し上げ
ましたように、国庫負担につきましては、他の年
金制度と比較をしてこれを増大しておるという面
もあることも御理解をいただきなければならぬと思
いますが、しかし、修正積立方式につきましては

歩前進をする措置として高齢者であつて入れない者といふ者と同じような取り扱いをすべき段階ではないか、こういうふうに思いますが、その点についてははどうですか。

○岡安政府委員 完全積立方式との関連におきましては、年齢の見通しその他の御質問が出来ましたので、お話をさせていただきます。

は、これも含めてやはり今後の課題として検討しなければならぬということはよく理解をいたしております。

ずかしいわけで、この場合は一般の保険料率といふことの問題になつてくるんじやないか、そういうふうに考えざるを得ないわけであります。

答えになりました。しかし不明確でございましたので……。

○野坂委員 そういうことはよく知つております。よく知つておりますけれども、給付額は、他

○野坂委員 後継者に余りこだわらないで、若年加入促進というような姿で考えていただきたい、

大臣は特に国庫補助を強調しておられます。四六%。厚年は二〇%，あるいは国民年金は三三・三%などということは私たちも承知をしておりります。ただ、保険者側から見ますと、平准保険料

の年金を横目でにらめば、完全積立方式の場合には、そうしなければならないわけですから、そうしゃせなければある程度肩が並ばないと、いうこれは苦肉の策なんです。

こういふふうに思ひますが、どうですか。
それから、三項の「農業經營規模」が一定、これは面積であらわしておるようですが、それも、まもお話をあつたように、それぞれ農業類型は違う

か。四十歳以下は二六%ぐらいでござります。ほ
かの年金に比べますと、国民年金は四十歳以下が

は
か
いりますか、数理的保険料といいますか、それについては、国年の場合は、平準保険料、これだけは

そこで、すそ野を広げるという問題で、先ほどの意見がございましたが、政令の中で四つの特権に

うわけですね。だから所得でいくのか、面積でいくのか。たとえば農地の場合は二百三十町歩で

兆円と、野菜の場合はわざかな面積で一兆五千億も、やはり回転率が高いですから、ありますね。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
だから、それは一定規模ということについては若干問題があろう。だからそれらの点については、混合相合させて実施をするとかという点。やはり若年加入の促進という意味で、たとえば税金対策でも、寡婦の場合については税金は免除するとかあるのは軽減するとか、そういう措置が弱い者の立場では十分出でるわけですから、そういう点を新たな問題として検討すべきではないかと私は提言をしますが、安倍農林大臣はどうお考えでしょうか。

○安倍農林大臣 いまのその点につきましては、まず局長から具体的な問題として答弁させます。

○岡安政府委員 まず大臣がお答えしたことに対する繰り返しの御質問がございまして、親のない若年の加入者について、これを加入促進の意味から保険料を割り引く意思はないかという点でございますけれども、これは若年齢層一般に対します保険料の割り引きということになります。これは一つ農業者年金のみならず、ほかの年金との兼ね合いが非常に強くなつてまいりましたし、今回も将来の中核的狙い手の維持、確保ということから学割ということをやつたわけでございますので、一挙にはなかなか困難ではなからうかと思います。

それから二番目の、いろいろ経営が違う、そういうことを勘案したらどうか、特に所得が違う場合に、両方勘案する要素になり得るかという御質問でございますが、経営が違う点につきましては、私ども都道府県ごとの平均ということを考えますので、その中に相当程度経営の差異はあらわれてくるというようになりますし、それから所得はなかなか所得そのものとしてはどちらまことにありますけれども、たとえば施設園芸等につきましては、経営面積が少なくてもちろん経営をやっておるというような、いわば所得

を反映した形の経営が行われておりますので、そもそも、やはり回転率が高いですから、ありますね。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
いうふうに考えておるわけでございます。

○野坂委員 次に、時間がありませんので老齢年金の問題を大臣にただしておきたいと思います。

先ほども論争がありましたように、老齢年金、農民にも恩給をというところから出発をして、政府と野党との案がいろいろと議論をされた。経営移譲年金は四割しか取られないということなんですよ、財政計算の中身を言いますと、そうしますと、六割は全部老齢年金でもらうというこの計算にいまなつておるんです。だから、これは申し上げますから聞いておつていただきたいと思うのです。経営移譲年金をしなかつた人は現状六十五歳から七十五歳まで幾らもらえるかといいますと、百五十六万円です。経営移譲した人たちは同じ七十五歳まで生きていて五百三十九万四千円もらうわけです。その差額は三百七十四万四千円なんですよ。そして老齢年金をもらひ方がその後の六割を占めるという財政計算になつてゐるわけですね。だから年齢が高齢の皆さんお持ちなんですから、老齢年金の引き上げをやつていかなければ、五分五厘の利息をつけた七十六歳まで生きてちよど自分が郵便貯金をした、しかも現在銀行の利息は六分五厘にもなつておるわけですから、ほど遠いということになります。結局損だということになるから、だからなかなか入らないという結果にも通ずると私は思いましたが、この点についてはどうです。

○安倍農林大臣 その点については御指摘の点もよくわかるわけでございまして、昭和五十六年度から老齢年金が支給されるわけでございますが、この給付の水準につきましては、いろいろといいますので、その中には農業団体における監督指導を十分徹底をいたすことによつて法違反の事実が判明いたしました。

農業団体あるいは農業者の意見も今後十分参考

いたしまして、そして給付水準の改善には今後も努力をしてまいります。

○野坂委員 高齢者年金の適用の時期には、経営移譲といいますか、そういう年金と比べて十分に比較ができるよう措置をしていただくよう

に要望しておいて農業者年金は終わります。

○野坂委員 労働省の方おいででしょうか。——きのう私がお尋ねをいたしました、いまお話をあつたのであります。農協なりあるいは農林漁業団体に勤務する職員は非常に給料が安い。安い上に残業手当の計算、そういうものを誤つて出されておるとあります。たとえば鳥取県の米子市農協、労働基準法違反、こういうものもございますし、また鳥取県の中央会なり共済連なりあるはまた信連なり等において、それらの実働期間に対してもわななければならぬというふうな点があるわけですが、これに對して労働省は直ちに調査の上、勧告なり誤りを正すというふうなことがあります。たとえば鳥取県におきます。

○倉橋説明員 ただいま先生から御指摘のあった事項でございますが、御指摘の農業団体のうち米子市農業協同組合につきましては、今まで現地の監督署が臨検監督をいたしました結果、労働基準法違反につきまして、時間外労働を行つた場合の割り増し賃金に計算上のミスが、ミスと申しますが、この点につきましては是正をしておりました。しかし手当が不算入であり、その部分の未払が出ていて、所定労働時間の計算につきましては、も誤りがあつたという事実が判明いたしております。これにつきましてはすでにその是正を現地監督機関が指示をいたしております。

先生御指摘の農業団体を含めまして、今後とも農業団体におきましては労働基準法の違反の根絶をするよう監督指導を十分徹底をいたすことによつたたいと思います。

よううに厳正な態度で臨みたいと思っております。

○野坂委員 直ちに措置していただくようを望んでおきます。

あと私は十分しかありませんから、農林大臣にお尋ねをします。旧法年金と新法年金との格差の是正、いまお話をあつましたが、さらに納得ができません。したがつてお尋ねをいたします。

○野坂委員 高齢者年金の適用の時期には、経営移譲といいますか、そういう年金と比べて十分に比較ができるよう措置をしていたくよう

え方として進めておるわけでござりますが、現在、われわれは新法そのものの内容を改善をして他の年金制度と比肩し得るものにしなければならぬということで銳意努力を続けておるわけでございましたが、しかし、今後ともいまの御指摘の問題は、農林年金をこれから運用していく場合において非常に大事な点でござりますから、特にお話がございましたように、旧法年金者に低額年金者が続けてまいりたいと考えております。

○野坂委員 財政問題が一点、それからいまの最低保障の問題を一点お尋ねをして最後にしたいと思います。

きのう私も、農林經濟局長にも意見として申し上げたわけではあります、またきょうもお話をありましたが、法律の改正によりまして所要の財

源率は一三三・五九、こういうふうに約三四上がつてまいりました。国庫補助相当分というの

六・六三というかつこうになつて、純数理的保険料は七五・七五、こういうことになつてしまいま

した。それで、補助率を引き上げなければ農林年金の財源はきわめて不安感を持たれ、脆弱性を持つておるということは、この数字を見ても明らかだ

と思うであります。それで、掛金率を九十八にしたというのは、低賃金、しかも、前に大臣その他が千分の九十六でも限度いっぱいであるとい

う意味のことを言われたことであつて、無理をして九十八に策定されたと思うのです。私はこれで九十九と思つておりますが、そのため利益充當

ということがやられております。この利益充當のうのは、農林年金の職員の給料等にも影響があつて、いままでどおり六〇%を繰り入れておるといふことであるうと思つておますが、これでは将来の展望からするとときめいて不安定である、こ

ういうふうに思ひざるを得ません。しかも三・五五が四・五九になる、これは、二千五百億というふうに財源が入つてくるものがふくれてきたから、

え方として進めておるわけでござりますが、現に在、われわれは新法そのものの内容を改善をして他の年金制度と比肩し得るものにしなければならぬということで銳意努力を続けておるわけでございましたが、しかし、今後ともいまの御指摘の問題は、農林年金をこれから運用していく場合において非常に大事な点でござりますから、特にお話がございましたように、旧法年金者に低額年金者が続けてまいりたいと考えております。

○野坂委員 財政問題が一点、それからいまの最低保障の問題を一点お尋ねをして最後にしたいと

思います。

きのう私も、農林經濟局長にも意見として申

し上げたわけではあります、またきょうもお話をありましたが、法律の改正によりまして所要の財

源率は一三三・五九、こういうふうに約三四上がつてまいりました。国庫補助相当分というの

六・六三というかつこうになつて、純数理的保

料は七五・七五、こういうことになつてしまいま

した。それで、補助率を引き上げなければ農林年金の財源はきわめて不安感を持たれ、脆弱性を持つておるということは、この数字を見ても明らかだ

と思うであります。それで、掛金率を九十八に

したというのは、低賃金、しかも、前に大臣その他が千分の九十六でも限度いっぱいであるとい

う意味のことを言われたことであつて、無理をして九十八に策定されたと思うのです。私はこれで九十九と思つておりますが、そのため利益充當

ということがやられております。この利益充當のうのは、農林年金の職員の給料等にも影響があつて、いままでどおり六〇%を繰り入れておるといふことであるうと思つておますが、これでは将来の展望からするとときめいて不安定である、こ

ういうふうに思ひざるを得ません。しかも三・五五が四・五九になる、これは、二千五百億というふうに財源が入つてくるものがふくれてきたから、

○津川委員 当然加入者の中で一定の期間が経過して経営を移譲し、経営年金をもらうことができる農家がどのくらいございましょうか。

○岡安政府委員 経営移譲年金をもらえる農家ということになりますと、年齢要件がございます。六十歳以上六十四歳までという年齢要件がございますが、そういう年齢に達した場合には加入者のすべてが経営移譲をなし得る。それは後継者に移譲する場合のほかに第三者に移譲するということをも認めているわけでございますので、年齢要件が満たされれば加入者のすべての場合、経営移譲年金を交付し得る要件はしようと思えば満たし得るというふうに考えております。

○津川委員 年金は一つの経済だから、先にどのくらい払うのかわからないで年金を運営するわけにはいかない。そこで実際想定すればどのくらいでございますか。

○岡安政府委員 現在の財政計算上の数字を申し上げますと、大体六十四歳までに経営移譲をする方々の見通しとしては四〇%というふうに思ふておられます。ただ、これは制度発足時に厚生省がおやりになりましたアンケート調査の資料を基礎にいたしまして、当時の推定で設計をいたしましたのでござりますので、その後この制度が発足し、また今年から経営移譲年金の交付も始まるといふことになりますれば、この数字はもつとふえてくるというふうに考えておりまして、これは今後その推移を見ながら当然財政の計算上にも反映させなければならぬと思っております。

○津川委員 そこで大臣と厚生省にお尋ねしますが、とすれば、この年金の加入者はおしなべて同じ掛金を原則として払っております、後継者の方は少し減免される部分がありますが、同じに掛け金を払っていながら一部の人だけが経営移譲年金を受け取ることになります。その受け取る人も大部分ならないが少數の四〇%、受け取れない人が大部分の六〇%、こういうことになります。年金と掛け金を掛けた人が同じに給付を受けてこそ年金、

これこそ相互扶助の精神、こうではありませんか。まず厚生省、いかがでございますか。

○持永説明員 経営移譲年金がどのくらいもらえるかということは、先ほど農林省の局長が答弁いたしましたとおり、現在の段階で私どもの方で一応アンケート調査をやつた結果でございまして、現実に農業者年金が施行され経営移譲年金が発足すれば、それに伴つてまた経営移譲が促進され経営移譲年金をもらえる方がふえるということは十分考えられるわけでございますけれども、その点についてはその都度都度の財政の再計算をするごとにになっておりますので、その際に十分見直して、年金制度としての政策効果が十分期待し得るようなそういうかつこうに今後持つていきたいというふうに考えております。

○津川委員 厚生省にお尋ねします。

四〇%が五〇%になつたとしてもいい、六〇%になつたとしてもいいが、同じ掛け金で払つた人ですから受けるときも同じに受けなければならぬのじやありませんか? ということが私の聞いていたことがあります。金というのではなくもあなたは事故と言つたじやありませんか? いかがでございますか。

○持永説明員 この農業者年金も一つの社会保険システムという形で運営されているわけでござりますけれども、社会保険制度というのは事故が起きた人に対して一定の給付をするということございまして、そういう意味で、各制度ともすべての加入者、すべての被保険者がすべて全部の人たちが事故に遭つて給付を受けるということよりもむしろ、相扶共濟というのはお互い困った人、事故に遭つた人たちに対して給付を手厚くしていくということが目的でございますので、そういう意味で事故率の発生がどうこうという議論は確かにありますけれども、軒並みに一〇〇%の人がすべて給付を受けるというようなそ

すが、厚生省、スタートしたときから後継者のいらない人には年金の支給ができない、これが今度の年金なんです。それでありながら掛け金はみんなか取っている。あなたの言うことと違う。スタートしたときから差別がついている。後継者がなければ、子供がなければ受けられないのだよ。事故の発生率じゃないのだよ。これが一つ。

第二番目には、事故の発生はたとえば健康破壊、失業、生活の中心者になつておる人の所得喪失、これは避けることのできない世の中の規定で定年退職がある、本人の意思をもつてしては及ばないところだ。経営移譲は本人がやろうと思えばやれる、やらないと思えばやらない。こういう任の事故——はしなくもあなたは事故と言つたが、この年金法案は事故を奨励していることになる。

そこで年金の根本概念——農業者年金抜きにして、あなたたちその専門家だから、ここで年金という立場をいま私が指摘したようなことで繰り返します。

【山崎(平)委員長代理退席、片岡委員長代理着席】

初めから、後継者があるかないか、ある人とない人がわかつておる。しかも掛け金は同じに掛けさせている。その事故は、必然的に自分の力をもつてしてはどうにもならないで起こる事故ではなくて、任意に起こせる。保険の経営、保険の経済から言へば、後継者の条件として親子といふことなんですよ。掛け金を減免する人たち。だからそこに流れています。方針がはつきりしている。

○持永説明員 御質問にありました経営移譲の事故の要件でございますけれども、たしか後継者だけではなくて、第三者に経営を移譲した場合にも経営移譲年金が発生するようになつておるかと思います。

それから、いま先生おつしやいました経営移譲の問題でございますけれども、この農業者年金制度というのは、昨日も申し上げましたとおり、いわゆる経営移譲を促進することによって農業經營の

近代化あるいは農地保有の合理化を図るという農政上の目的を持つたものでございまして、その目的に従いまして、経営を移譲した人たちの老後の生活安定を図ることが密接不可分の関係にある。こういうことから、一般的な所得保障制度では満たし得ないものを課題としているわけでございま

す。そういう意味で、私どもといたしまして、この経営移譲というのは、生活の安定という側面からながめますと、経営移譲をすることによって生計手段の喪失、いわゆる一般の被用者年金でいう退職年金に当たるのではないか、一般の被用者年金におきましても、一定の年齢要件とともに退職という要件が老齢年金の発生要件になつておるわけですが、そういう意味で年金制度としてございますが、そういう意味で年金制度としてござります。

そういう意味で、私どもといたしまして、この経営移譲をすることによって生計手段の喪失、いわゆる一般の被用者年金でいう退職年金に当たるのではないか、一般の被用者年金に当たるのではないか、一般の被用者年金におきましても、一定の年齢要件とともに退職という要件が老齢年金の発生要件になつておるわけですが、そういう意味で年金制度としてござります。

そこでもう一つ問題を進めてみます。同じ保険料を払いながら、二十年納付済みの農民で、六十歳から六十五歳未満の経営移譲者は、今回改正の額でいうと一ヶ月五万二千円。一年でこれを十二掛けます。五年間もらえるから、さらにこれに五千をかけると、何と三百十二万ももらえるんだよ。移譲できない人はこの五年間にゼロなんだ。そして、移譲した人も移譲しない人も六十五歳からは老齢年金がもらえるんだ。同じ掛け金をかけてこんな差別が明らかに出る。しかもこの差別を自分で選択できるんだ。これは年金の概念としていかがでございますか。

○持永説明員 先ほど来申し上げておりますように、社会保険システムによる年金でございますから、給付の要件に該当した人には給付が出るといふのが、これは本来の制度の仕組みでございま

に、数字的には確かに經營移譲した人と經營移譲しなかつた人の農業者年金制度からもらう給付の額というのは相当の聞きがございますが、たとえば一般的の被用者年金について見ましても、早く退職して年金を早くからもらつた人、あるいは同じ保険料を払いながら、ずっと長い間就職しまして、遅くから年金をもらつた人、そういう人の間に差があるわけですがございまして、そういうものをおしなべて、いわゆる保険給付の要件に該当した人たちに必要な給付を出すというのがこれまで年金の制度でございますから、そういうふうに理解をいたしておりますわけがございます。

○岡安政府委員 まあ、そういう見方もあるうか
と思いますけれども、この農業者年金は、法律の
目的にもござりますとおり、農業者の老後生活の
安定とあわせまして、やはり農政上の目的といふ
ますが、農業経営の近代化と農地の保有合理化と
いうことをあわせて目的にしていくということで
ございます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

まあ、先生のおっしゃるとおりになりますと、農
業者年金は要らない、一般的の農民に対する老後保
育金は要らない、という指摘なんですね。いかがでござ
います。

ええず六十歳以上の農民に、いま直ちに一人月四万円、夫婦で八万円、国民年金であげられ。その財源についての年金税というのを考えて、やれると思つておる。したがつてちは、この国民年金の改善、整備でも、農業老後の保障はできると思つております。このちの政策は農林省にも厚生省にも行つてゐる、いますが、この点、厚生省、農林省、御存じるかどうかをひとつ答えていただきたい。御であるならば、これに対する皆さんの意見をたい。これが二つ目。

三つ目に、私たちは六十歳以上から夫婦で円を主張している。だが政府としては年金の

理解しておるわけでござります。

○安倍国務大臣 農業者年金制度というのは一つは考後の保障といいますか、福祉の増進を図るとのこと、それから農政上の見地から農業の近代化を進めていくための經營移譲等を推進していくというふうな目的をもつてやられたわけでありまして、いまお話しのように、何か弱者に對しては非常に厳しいとか不公平だとかそういうことは全然ない。制度の目的から見て私たちはこれは農業者の社会的なあるいは経済的な地位をこれから大いに高める非常にりっぱな制度である、こういうふうに考えております。

〇津川委員 きょうは反対の法案改正なのでかな

理解しておるわけでござります。

○安倍国務大臣 農業者年金制度というのは一つは考後の保障といいますか、福祉の増進を図るとのこと、それから農政上の見地から農業の近代化を進めていくための經營移譲等を推進していくというふうな目的をもつてやられたわけでありまして、いまお話しのように、何か弱者に對しては非常に厳しいとか不公平だとかそういうことは全然ない。制度の目的から見て私たちはこれは農業者の社会的なあるいは経済的な地位をこれから大いに高める非常にりっぱな制度である、こういうふうに考えております。

〇津川委員 きょうは反対の法案改正なのでかな

Digitized by srujanika@gmail.com

重大事件だよ。だれも死にたくないよ。だけれども、労働災害で死ぬ場合が出てくる。これは非常に困ったことだ。それなら話がわかる。經營移譲は、やつてもやらなくていいことなんだ。そこのところに、無理に經營移譲をやらせるという農政の上から、こういう大きな差別のつく年金を導入しているということを指摘して、私は、もう一つ問題を進めます。

障の対策は現在国民年金でやっておりますので、その国民年金でのみ対処すればいいということとなりかねないわけでございますが、私どもやはり、国民年金で対処しているのは足りないので、それがあわせて農業者年金によつて農民の方の老後保障並びに経営の近代化その他をねらつてお話しの、後継者に經營移譲できる農家は

上いますぐそれはやれないと私たちも承知する。そこで、今度の改正でたとえば二十年納みの人が六十歳から六十五歳までに五万二千人減らえる。これを経営移譲のあるなしにかかわらずすべての農民にやるべきだと思つております。農林大臣にこの点でひとつ意見を聞きたは、全員掛けさせて一部の加入者だけにしか移譲年金が行かない、それから特定の人の犠

てお付済円もらずが、農林大臣のいまの言明はよく承知して心にとどめています。そこで問題を次に進めていきますが、保険料をめぐっての問題です。

今度は農業後継者の育成を図る意味から三十五歳未満で一定の条件に適合する者の保険料を軽減するというこの点であります。この点は私は特定

特定の人にやつていく、その差が余りにも多い、こういう点で私、厚生省といまやりとりしたが、この点について農林大臣、どんなふう考えておられるか。

以上四点、だからでもいいですが、答えただけます。

○持永説明員 年金制度の改革問題につきて、共産党の方からそういう御提案があることを私ども承知をいたしておられます。たしか一人円、夫婦で八万円の御提案だったと思います。これはあくまで国民年金全体の問題として私は受けとめておるわけでございまして、今回ここで御審議いただいているのは農民年金でござりますけれども、農民年金は先ほど来申し上げておおり、一般的な所得保障制度とは別な課題を持つたものでございまして、そういう意味でこの御提案の八万円の年金は全体の年金制度一般的な国民年金制度の改革の問題として私

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

1

未満であるということでは、これはその軽減の対象にはなりません。

○津川委員 経営規模はどのくらいになりますか。たとえば条件の一つに経営規模のことがありましたが、一定規模以上の経営規模、山形県ではどのくらいになりますか、青森県ではどのくらいになりますか。この点、後の論議のために必要なで、具体的に教えていただきます。

○岡安政府委員 まだ具体的に県ごとの数字を持っていますが、一定規模以上の経営規模、山形県ではどのくらいになりますか。この点、後の論議のために必要なで、具体的に教えていただきます。

○津川委員 私の調査で山形県が約百二十アール、青森県が百二十四アール、これを基礎にしてその次の質問を進めていきますが、ここで後継者として掛金を减免してもらえる耕作反別、山形県で百二十アール以上持つておる人、三十五歳未満でそれだけに達しない人、この実数もしくは比率、青森県でも、山形県でも。

○岡安政府委員 特に具体的に県別に、この特定後継者の要件を備えて保険料の軽減対象になり得る者の数というのを把握しておりません。ただ、私どもは全体で後継者として任意加入ができる者を五六十万から六十万ぐらい考えておりまして、それらがなるべく多く入っていただきたいと思っておりますけれども、現に入つておられる後継者のうちでまだどれだけ軽減の対象になるかということは、まだこれからその条件等を定めまして具体的に当たらないと、何とも申し上げられる段階にはないわけでございます。

○津川委員 先ほど局長は、経営の後継者としてこの中に入つておるのは現在十九万人、この中からどのくらい減免を受けられると思いますか。

○岡安政府委員 約十九万人、十八万六千人が現いようございまして、そういうようなこと等を考えますと、現在後継者加入をいたしております

約十九万人の後継者のうちではそんなに多くの人が直ちには軽減対象になるとは思つております。

○津川委員 農林省の皆さんから、軽減される人については三万人とも聞いています。また別の農林省の人から聞くと六万人とも聞くが、どちらなんです。

○岡安政府委員 この軽減の対象になる方々は、現に後継者加入をしておる方々のほかに、今後新たに加入される方々もあるわけですが、私どもは、これはほんの推定でございます、つまり要件も確定いたしませんので、それはつきりした

数字を申し上げられる段階ではございませんけれども、大体五、六万人程度ではなからうかというふうに思つております。

○津川委員 局長、年金は経済だ。生命保険の会社に行ってごらんなさいよ。どのくらいか試算しなければならない。二万だと三万だと五万とか六万。これははつきりして計画を立てなければなりません。年金の経済成り立たないから、速やかにこの委員会に報告してもらいたい。

そこで、その実施はどのくらいの人を減免できるか把握するために、農林省はきのう問題が起きた山形県の朝日町、それから中山町でお調べになつたでしよう、その結果どうでございました。

○岡安政府委員 確かに私ども、山形県の朝日町で大体現在の農業者年金の加入状況、それから後継者がどのくらいいるか、その後継者の方々に対する前提といったましまして一定の要件、これは政令で決めるわけでございますけれども、一定の要件下においてどれだけの人たちが減免措置を受け得るかということがあります。

○津川委員 そこで厚生省、保険料をめぐって、山形県ではいまの局長の答弁と私のあれをまとめておきますけれども、先生が特にというならばお知らせしないわけでもございません。

○岡安政府委員 公表というわけにはまいりませんけれども、先生が特にというならばお知らせしないわけでもございません。

○津川委員 そこで厚生省、保険料をめぐって、山形県ではいまの局長の答弁と私のあれをまとめておきますけれども、一定の要件下においてどれだけの人たちが減免措置を受け得るかということがあります。

○津川委員 大体一割ちょっとぐらいが軽減の対象になり得るといふふうな数字を得ております。

○津川委員 たとえば朝日町で三十五歳未満の加入者が七十八人、うち後継者が五十六人、朝日町の平均耕作反別九十三アール、したがつて面積要

件で保険料の軽減を受ける人は七・七%、こうでありますけれども、これは農業者年金の持つております農政上の要請から來ているものでございまして、現在の農政が将来の中核的な担い手が必要だということで、そういう意味で後

継者の人たちの加入を促進する、その加入を促進するための施策として後継者の保険料の軽減措置がとられたわけでございます。そういう意味でい

ますか。この点ひとつ確認しておきたいと思います。正式に発表——いま私の挙げた数字でよろしいです。

○岡安政府委員 これは別に隠しておるとか発表しないとかいう筋合のものではございませんが、この点ひとつ確認しておきたいと思います。

○岡安政府委員 これは別に隠しておるとか発表しないとかいう筋合のものではございませんが、この点ひとつ確認しておきたいと思います。

○津川委員 もう一つ。同じ三十五歳未満の農民であつても、親があつてやがて農地を移譲してももらえる人、この人には掛金を軽減する。その道が三調べましたけれども、それらを参考にいたしましたが、私どもは調査結果等を十分に検討いたしましたが、なるべく多くの後継者がこの恩恵を得られたわけです。何もあそこで非常に少ないからどう

のこうのというわけではございませんで、どういう状態になつておるのかということを、山形の朝日町だけではありませんけれども、ほかにも二、三調べましたけれども、それらを参考にいたしましたが、政令要件を決めていたと考えております。したがつて、私どもは調査結果等を十分に検討いたしましたが、なるべく多くの後継者がこの恩恵を得られるよう方向で現在検討をいたしておることでございます。

○津川委員 私たちはそれは参考にしたいので、調査された結果を私たちに公表してくれますね。

○岡安政府委員 公表というわけにはまいりませんけれども、先生が特にというならばお知らせしないわけでもございません。

○津川委員 そこで厚生省、保険料をめぐって、山形県ではいまの局長の答弁と私のあれをまとめておきますけれども、一定の要件下においてどれだけの人たちが減免措置を受け得るかということがあります。

○津川委員 大体一割ちょっとぐらいが軽減の対象になり得るといふふうな数字を得ております。

○津川委員 たとえば朝日町で三十五歳未満の加入者が七十八人、うち後継者が五十六人、朝日町の平均耕作反別九十三アール、したがつて面積要

減措置でござりますけれども、これは農業者年金の持つております農政上の要請から來ているものでございまして、現在の農政が将来の中核的な担い手が必要だということで、そういう意味で後継者の人たちの加入を促進する、その加入を促進するための施策として後継者の保険料の軽減措置がとられたわけでございます。そういう意味でい

ますか。この点ひとつ確認しておきたいと思います。

○岡安政府委員 これは別に隠しておるとか発表しないとかいう筋合のものではございませんが、この点ひとつ確認しておきたいと思います。

○津川委員 もう一つ。同じ三十五歳未満の農民であつても、親があつてやがて農地を移譲してももらえる人、この人には掛金を減らさない。同じく腹を痛めるのが年金でございませんか。同じく腹を痛めるのが相互扶助でございませんか。厚生省いかがでござります。

○持永説明員 保険料の軽減措置でござりますけれども、年金財政としての保険料は先生も御指摘になりましたようにその分国庫が補てんいたしまして、年金財政の保険料としては軽減された者も軽減されない者も同じだというふうに理解をいたしております。

○津川委員 そこで農林大臣、日本の農業が必ずしもいい状態にない。たくさん問題を抱えておる。一部には危機とまで呼ばれている。この中で農民にたくさん的人が年金に加入してもらうことは今度の軽減措置の趣旨から言っても当然である。とすれば、年金の対象はむしろ耕作面積の少ない人ほどそちらの方が救済されるべき筋合いのものだと思います。この点は農林大臣いかが考えておられますか。この立場から軽減措置を三十五歳未満すべての農業者におなりするのが本来であると思いますが、この二点で農林大臣の意見を伺わせていただきたい。

○安倍国務大臣 いまお話しのようなことをすれば、これは一種の社会政策といいますか社会保障

政策ということになつてくるわけでございまして、そうなれば、いまの年金制度、われわれがこれに御提案申し上げて改正をしていただきたいとあります。農業者年金制度は、その目的として第一条に掲げられたとおり、もちろん農業者の老後の安定というところに一つの大きな課題がありますが、同時にやはり農業を近代化をしていくためのいろいろの措置、近代化を図つていくための大きな目的に沿つてこの年金制度というものを実行していくわけでございますから、三十五歳以下なら三十五歳以下全然これはもうすべて学割りをするとか、耕作規模なんかにつきまして全然無制限に外してやるというようなことならば、これはもう一般的な社会政策、社会保障政策といふとらえ方をしなければならないということをございまして、われわれは現在の段階におきまして、法律の目的を達成するには、現在の制度、そしてこれを改善をして進めることがいいことではないか、こういうふうに考えております。

○津川委員 そこで農林大臣、あなたは弱者に学割りしないで強者に学割りしておいでになるということだけ指摘して、次の問題に移ります。

そこで、実際に農業を営んでおる人がこの年金の対象になるべきだと思うわけです。たとえば戸主が農協に勤めておる、農業は奥さんが中心になつておやりになつておる、こういう状態が日本で幾つか出てまいりました。私はこの家庭の主婦、戸主の妻、ここに年金の光を当てなければならぬ、こう思いますが、農林大臣、この考え方方はいかがでございますか。

○安倍国務大臣 農業に従事する者の老後保障は、一般的には国民年金制度によつて行われておりますが密不可分な関係にあることに着目して、これが密不可分な関係にあることに着目して、これが密不可分な関係にあることに着目して、これが密不可分な関係にあることに着目して、これ

にと
うも
たが
たせ
入社
では
する
営業
す。

よつては満たされない農政上の要請にこたえるために創立されたものである。農政上の要請といふものが大きな意味があるわけございります。しかかつて、このような制度のねらいから、その対象者は、単に農業に従事している者とするのはなくて、農地の所有権または使用収益権を有する農業経営主及び将来農業経営主となるべき経営者等の直系卑族に限定しているところでございま

ゆる主婦が基幹的農業者であるというような場合の農家は、その主人は大体ほかの仕事に従事しておる。たとえば農協に勤めている、役場に勤めている、または近所の工場に勤めているということですで、厚生年金とか、先ほどから御審議いただいております農林年金その他に入っているというのが通例でございます。

そこで、主婦の場合には従来国民年金だけに加入できるというかつこうになつていていたわけでござ

局に質問いたしてまいりましたが、農林大臣が参
議院の審議のために当委員会には出席ができませ
んでしたので、本日は農林大臣に対し特に重要
な諸点についてお伺いをしてまいります。

まず最初に、農林年金の方からお尋ねしてまい
りますけれども、第一点は、既裁定年金の年金額
の引き上げの問題でございますけれども、御承知
のように、農林年金の場合には他共済と同様公務
員給与によるスライド方式が事实上導入されてお

○津川委員 そこで農林大臣、あなたは弱者に学割りしないで強者に学割りしておいでになるといふことだけ指摘して、次の問題に移ります。

そこで、実際に農業を営んでおる人がこの年金の対象になるべきだと思うわけです。たとえば戸主が農協に勤めておる、農業は奥さんが中心になつておやりになつておる、こういう状態が日本で幾つか出てまいりました。私はこの家庭の主婦、戸主の妻、ここに年金の光を当てなければならぬ

族にしたばんただを聞こへし。

津川委員 大臣、勉強されて、文章を読んでいただいてありがとうございます。が、私はそんな文章で聞いているのではない。行政だから、政策から、やはりばりと農林大臣の腹というものを聞きたいわけだ。

そこで、実際に家庭の主婦が農業の主人公になっている農家がどのくらいありますか。

そう普遍的にある事項ではないわけでござりません。したがって、例がないわけではございませんけれども、現在はそんなに多い事例ではない。ただ、今回後継者に対する移譲につきましても使用収益権の設定を認めるという法改正をお願いいたしておりますので、そういうこともあわせまして、今後はそういうようなケースも相当ふえてくるのではないかかうかというふうに思つておりま

そこで、上薄下厚の方式をとられておりますけれども、これについては昨日局長からいろいろ質問をいたしましたが、中でも、私は今回のこの処置は、今後人事院勧告にかかるまでの間でいくのか、今回ののみの処置であるのかどうかということを大臣に特に念を押しておきたいわけでもあります。また、これが将来またもとに戻るといふ心配はないのか、かようにお伺いしたいわけでござります。

岡安政府委員　主婦が農業経営の基幹的農業従事者であるような経営は、現在全体の農業經營者うちの五五、六%ではなかろうかというふうにあります。

津川委員　大臣、半分以上がそうなんだよ。すこし前にそういう人たちにも道が開かれている、これで農林大臣がいま読んだ。この開かれている実数どのくらいでござりますか。

岡安政府委員　先ほどの大臣のお答えにちょっと補足いたしますと、そういうような農家、いわば

○津川委員 そこで、私は実際農業を経営しておる人の生態論を少しここでやろうと思つておりますが、時間が来ましたのでやめますが、実際に農業を經營している人の老後が報いられるように、今後さらに検討していくだく、このことを大臣に要求して、私の質問を終わります。

○瀬谷委員長 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林年金並びに農業者年金、二法について農林大臣に質問いたします。

昨五月十一日、この二法について農林省関係並

御承知のように、この方法について、給与の高い方は一律改定方式を好むわけでございまして、給与の低い方は傾斜改定方式を好む。こうしたことと言われておりまして、一般的には喜ばれておるわけですが、当委員会に今回提案されておりますこの農林年金に対し将来どういうふうにお考へであるか、この点をまず大臣からお見解を承つておきたい、かように思うわけであります。

算定の基礎となりました平均標準給与を物価、国民の生活水準の変動を総合的に反映していると見られる国家公務員の給与改定率を基準として改定することによりまして、年金額を増額改定をいたところでございます。従来改定に当たりましては、平均標準給与に対する国家公務員給与の平均改定率を一律に乗じて増額をしてきたところであります。が、国家公務員給与の俸報表の改定の内容は、給与水準が低い者に対してはその率が高く、給与水準が高い者に対してはその率が低くなつております。したがつて、農林年金の既裁定年金者についても年金額の低い者には手厚い改善をすべきだという意見もあり、今回の改定につきましては低額年金者の給与改善に重点を置くという趣旨から、国家公務員給与の改定率を基礎として、七・八五%から一一・五%までの率で上薄下厚方式により増額改定を行うこととしたものでございまして、この一つの方式というものが今后の先例になつていくものであろう、こういうふうに私たちは考えております。

○瀬野委員 今後この方式が先例になつていくということをございますので、その点は一応了といたします。

次に農林大臣にお伺いしたいことは、最低保障額の引き上げの問題でございますが、御承知のように、旧法該当者が千九百名、その中で退職年金該当者が百九十五名、最低保障にひつかる人が百六十四名で八四・一%、障害年金関係が二百二十六名で、最低保障にひつかる人が百四十二名、六三%、遺族年金が千四百八十五名で、最低保障にひつかる人が千三百四名、八八%、こういうふうに、要するに千九百名の該当者の中ではとんどの方が最低保障額にひつかるということになるわけでございます。

そこで、最低保障額は逐次改善を見ているものの、農林年金の場合には他制度に比べてその適用が多く、その引き上げは切実なものになつております。中でも、新旧の間に格差があることはもう再三指摘をされておることでございます。旧法

最低保障額については、厚生年金水準を保障すべきではないかという意見は前々からあるわけですが、これについてなかなか改善されない。

また、農林年金の場合には旧法から新法への切り替えがおくれておりまして、他制度よりも旧法期間が長いものとなつておることは、毎年当委員会でも指摘されておるところでございます。こうい

った者に対して何とか救済措置ができるものか

ということを昨日私は質問いたしましたが、厚生

年金には御存じのように新旧の差がないわけですね。全部これは新法になつております。農林年金の旧法期間の長い人は、国家公務員共済と比較すれば五年九ヵ月の差があります。そこで、旧法を撤廃せよ、そして国家公務員の共済並みに合わせる、こういうことを私たちは叫んでおるのでありますけれども、こういったことについて、特に格差の問題、大臣はどういうふうにお考えであるか。昨日も局長にいろいろお伺いしましたが、大臣からの見解を承っておきたい、かように思うわけであります。

○吉岡(裕)政府委員 過去の経緯にわたりますので私から一言お答え申し上げますが、御承知のように、農林年金は国家公務員共済制度と比べまして若干おくれて、五年おくれる三十九年十月から新法に切りかえられたということは、ただいまお話しのように事実があるわけでございます。ただ、この切りかえが行われたのが若干おくれたという点につきましては、国家公務員にならつて同じような時期に新法に切りかえるべきではなかつたかという意見は確かにあると思うわけでございますが、まず農林年金が厚生年金から独立をいたします際に、その分離独立自体が非常に困難を克服して実現をされたものでございまして、したがいまして、当時の事情からすれば、まず農林年金制度の発足自体が非常に重要であり、それを実現すべきであるということに大きなねらいがあつたために、そのような状況になつたものであろうといふふうに私どもとしては思つておるわけでございます。この年金給与につきましては、それぞれ制度の根柢といたします法律の時点、期間に合わせて取り扱いに困難な面もあるわけであります。しかし農林省としては、特に旧法年金者に低額年金者が多いという農林年金の特殊性から見ましては、今後とも関係各省と連絡をとりながら、特に

もできないとなれば、次善の策として私学共済、これは三十七年一月に発足しておりますが、この私学共済あるいは地方公務員共済、これは三十七年十二月制定、この共済にせめて合わせてやるというようなことでもぜひお願ひしたい、こう思ふのですけれども、その点はどういうふうにお考えですか。

○吉岡(裕)政府委員 過去の経緯にわたりますので私から一言お答え申し上げますが、御承知のように、農林年金は国家公務員共済制度と比べまして若干おくれて、五年おくれる三十九年十月から新法に切りかえられたということは、ただいまお話しのように事実があるわけでございます。ただ、この切りかえが行われたのが若干おくれたといふふうに私どもとしては思つておるわけでございます。

○瀬野委員 農林大臣、いまおっしゃつたことは

になつておるわけですから、旧法を撤廃する、少なくとも国家公務員の共済並みに合わせせる。それが

おきます。

そこで、障害年金、遺族年金の通算制度の問題についてであります。これも昨日局長にお伺いしましたけれども、大臣に特に次の点をお伺いしておきたい、かように思うわけです。

従来からこれは懸案となつておりました事項の一つでありますので、わが国年金制度を大きく前進させている、ということは一応言えるわけでござります。今回、通算退職年金が通算遺族年金として創設されたということは一応評価できるわけですが、しかし完全な通算制度を求める意味であります。これが、なかなか年金制度を大きく前進させている、ということは一応言えるわけでござります。

おきます。

○瀬野委員 農林大臣もいまの格差についてはもう十分承知でありますので、今後さらに次の提案に当たつては改善できるよう十分な検討をして

承つておきたい、かように思います。

○安倍国務大臣 通算制度につきましては、来年の一月一日から施行することにいたしております。

まして、一五%の方が負担をしていくというようになことになるわけです。もちろん今後、局長も若年の加入を促進していくということとござりますが、けれども、それは当然であります。私たちにはそんなに急増するとは考えられません。努力はもちろんでいただきなければなりません。そういうことで、農林大臣としては本法提案に当たつてどういうように見通されておられるのか、この点について大臣の御見解を改めて承つておきたい。

○安倍国務大臣 農業者年金では他の公的年金に比べますと高年齢の加入者の割合が高く、今後加入者数が減少する、また、加入者数に対する受給者数の割合が増加する、こういうことで、将来的の農業者年金制度を運営する場合につきましては、特に年金財政の健全な運営というものに留意する必要がございまして、こういうことのために農業者年金の財政については完全積立方式を堅持をいたしております。

ただ、今回の制度の改正におきましては若年齢層の加入が本制度の健全な運営にとりまして是非常に望ましいという観点から、後継者について保険料負担の軽減を図つておることは御案内のおとりでございまして、その結果、農業者年金に対する加入の促進を図つてしまりたいと考えます。

農業者年金制度の基本的な方につきましては、現時点は本制度の中心となる経営移譲年金の給付が開始されたばかりでございまして、制度を根本的に見直さなければならぬ時期とは考えていないわけですが、本制度が農業者によりましてさらに充実した年金制度となるためには、今後ともその改善充実には積極的に努めてまいりたい、こういうふうに基本的には方につきまして、

○瀬野委員 次に、年金額の引き上げの問題で、経営移譲年金について昨日もいろいろと指摘をしましたが、御承知のように経営移譲年金の方が現在下回っている原因といふものが、年金算定の基礎となる推定農業所得の月額というものが厚生年金加入者の平均標準報酬月額に達していないといふことに基因しておるわけでございまして、今後さ

らに農業所得と他産業所得との格差が広がると、年金額の格差が一層拡大し、農業者の期待にこたえることができないという懸念があるわけでござります。

昨日も申し上げましたけれども、厚生年金では九万三百九十九円、いわゆる九万円年金ということが実現した、こう一応いわれておりますけれども、これは一部の人であります、それと同じ算定方式で計算をいたしますと、農業者年金は七万二千八百円にしかならないわけです。これは推定農業所得の月額を低く見ているからでござります。御承知のように、現在専業農家はまさに少なく、一二、三%程度といわれておりますし、仮に兼業農家の場合を見ましても、三百万の農家所得があつたとしても、その三分の一というものが少わかる農業所得で、他の三分の二は農外所得といふようなことでございます。こういったことから推定農業所得の月額という問題が大変問題になりますけれども、こういふうことでは今後に魅力のない年金ということになるわけでございます。もっと魅力ある年金にしてもらわなければならぬ、かように思いますが、この点について、経営移譲年金の問題、大臣はどういうふうにお考えであるか、あわせて御答弁をいただきたい。

○岡安政府委員 ちょっと数字にわたりますので、先に私からお答えいたします。

昨日もお答えしたと思いますけれども、経営移譲年金の水準を決定するに当たりまして、今回は一・四八倍に引き上げるということにいたしたわけでございます。それでも低いではないかとうお話をござりますけれども、私どもは五十年度におきます農業所得というものを推定をいたしまして、これを基礎にいたしまして計算をいたしましたけれども、現に農業者年金に加入している農家の平均農業所得、それから当然加入資格規模以上の農家の平均の農業所得というものからいろいろ考

定方法を達えて算定をいたしますと、大体百五十九万円から百九十七万円程度に散らばって出でるわけでございます。それらを月額に直しますと九万六千円から十二万一千円ということになりますので、それらを勘案をいたしまして、大体平均的なところが、厚生年金の水準と厚生年金の考え方とも合うということで、今回一・四八倍に引き上げることにいたしたわけでございます。

○安倍国務大臣　今回の年金額の引き上げ率につきましては、厚生年金の改善状況が十分に反映をされおり、改定後の給与水準は、実績では厚生年金後の水準を下回っているが、農業者と他産業就業者の所得水準の相違等を勘案をすれば、厚生年金と実質的な均衡を実現し得る給与水準となつているものと考えておるわけでありまして、厚生年金に従つて農業者年金の算定をいたしております、こういうことござります。

○瀬野委員　時間が詰まつてしまひましたが、農林大臣に農業者老齢年金の引き上げの問題でお伺いしておきます。

大臣も十分御承知だと思いますが、経営移譲した人としなかつた人の年金額の差が大変大きいわけです。六十歳で経営移譲し、七十五歳までもらつたと仮定すればどれだけの開きになるかと言いますと、経営移譲した人は五百三十万四千元、すなわち経営移譲年金と農業者老齢年金がつくわけですね。経営移譲しなかつた人は百五十六万円、これは農業者老齢年金のみしかつきません。そうしますと差額が三百七十四万四千元というところで、同じ制度、同じ保険料でこれほど差があるのは私は本当におかしいじやないか、かように思うわけですね。いわゆる六〇%の人が四〇%の人を見ていいる勘定になるわけでございますが、きのうもいろいろ申し上げてきましたけれども、そういうたことで、農業者老齢年金の水準を引き上げていただきておりますし、結局納めただけもらうということになりました。

で、何ら魅力がない。もしこれを他に預金するど
すれば七分ぐらいの利子がつくということで、一、
分五厘は当然もうかるということで、こういった
ことでは全くお話にならぬわけですけれども、こ
れらについて大臣はどういうふうにお考えである
か、お答えをいただきたい。

○安倍国務大臣 実際に農業者老齢年金の支給が
開始されるのは、御存じのとおり昭和五十六年か
らでございますが、農業者老齢年金の給付水準に
つきましては、御指摘の点も含めて、今後農業者
及び農業団体の意見も十分参考をして、給付水準
の引き上げには努力をしていく考えでございま
す。

○瀬野委員 次に、昨日も指摘したのですが、保
険料の引き上げの問題で、数ある年金の中でも完
全積立方式をとっているのは農業者年金のみでござ
いますが、御承知のように、どの年金においても
必要な保険料は取っておりません。なぜかと言
ふと、後に続く人が多いからでございます。い
まも申し上げましたように、農林年金の場合は古
い人が多く、後に続かない年金をもらう人が増え
てくる。こういうことで、若年層の年金加入者が
少ないと、いうのが一つの大きな問題になります。
今回は保険料の引き上げについて三段階方式をと
つておられるようですが、結局は詰まるところ、取
つて取り抜くと言葉か、「一銭も残さず取
る」という方式になっております。こういったこと
では、私はまさに魅力のない問題である、かよう
に思います。

そこで、完全積立方式というのは農業者年金の
みでありますが、今後修正積立方式にどうしても
移行しなければならぬと思うのですが、その点に
ついてどういうふうにお考えであるか、大臣から
お答えをいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 現在は、農業者年金制度を維持
していく上から見て完全積立方式ということであ
つておるわけでございますが、今後いろいろな問
題もございますので、この修正積立方式という点
も含めて検討の対象にして、そして、よりよき農

業者年金制度の確立を図つていかなければならぬ、そういうふうに考へるわけであります。

○瀬野委員 保険料について十分検討するということでありますけれども、実際には今回は修正といふことにはなかなかまいらぬ、かよう考へることでありますけれども、実際には今回修正と段階で据え置いてもらいたい、かよう考へるのですけれども、そういうことになりませんか。第一段階で据え置くということは考へておりませんか。どうですか。

ことは御指摘のとおりであろうと思うわけでござりますが、そのような法律的な非常にむずかしい問題を規定しようとするとああいだらうものになります。しかし農林漁業団体の職員に關係でござります。この法律を具體的に正確に知つていただくことが非常に重要なわけでございまして、この法律を具体にわからせるために農林漁業団体職員共済組合等を通じまして、いろいろな解説の資料でありますとかあるいは説明会を開催するといったことを通じまして、せいぜいその理解に資するよう努めておるところでございます。今後ともこのよ的な努力はさらに強化をしていかなければなりませんだらうというふうに思つております。

○稻富委員 大体いまのお話で非常に複雑であるということは認めていらっしゃるようでございますが、何かその点をもつとすべきだらうとしたような、法律の内容等に対して簡明にするというような方法をとられないものであるか、この点について十分検討していただきたい、こういうことをひとつ希望として申し上げておきたいと思います。

なお、農林年金の問題についていろいろお尋ねしたいことがありますけれども、時間の関係等がありありますので、最後にこの問題につきまして農林大臣にお伺いしたいと思います。

農林年金の年金受給者が他の制度のそれに比べますと低額年金が多い、こういうことは常に言われておることであります。これはしばしばこの委員会の審議を通じましても、あるいは今日までしばしば附帯決議等におきましても指摘されたことでござりますが、この原因は何と申し上げまして、も農林団体の職員の給与が他よりも非常に下回つておることがその一番大きな原因であると思うのでござります。この点に対しまして政府はこの職員の給与に對していかなる指導、助言というものを置いていらっしゃるのであるか、また将来しようと思つていらっしゃるのであるか、私はここに一番の基本的な問題があると思いますので、この点

○安倍国務大臣 農林漁業団体職員の給与、基本的にはこの給与にいろいろと問題があるということをどうぞいいますが、確かにそのとおりであるわけでありますけれども、しかし農林漁業団体の給与につきましては労使間で自主的に決定されるべき問題でありまして、政府が給与の基準を示して指導するということは困難であると思うわけでござります。しかし、団体の指導機関であるところの全国とかあるいは都道府県の農協中央会等においてその適正化について努力するよういろいろと指導的なことはいたしておるわけでございます。そうした方向として、たとえば給与規程例の設定であるとか、あるいは農協労働問題研究会を通じての給与水準の調査とその結果の資料等の提供であるとか、プロックごとの研究会の開催等を行い、参加団体の給与水準の改善整備であるとか、そういう点につきまして農林省でいろいろと指導をいたしておるわけでございますが、基本的に何といいましても、そうした農林漁業団体の経営基盤の強化ということが一番大事なことでございます。その経営基盤を強化するためには、たとえば農協の合併の推進といったこととかあるいは経営の改善の合理化等、まだまだこれから経営の基盤を強くするためにいろいろとやっていかなければならぬ問題があるわけでございますから、そういう点に対し積極的に政府としても協力するところは協力をし、指導するところは指導して、そして今後、団体の基盤の強化とともに、ここで働いておられる団体職員の給与の改善等にいい影響が出るよう努めないと考えております。

当の要望にこたえるものではないですか、こういうような批判があつたことはすでに御承知であります。本委員会におきましても、そういう点から、四十五年の法律制度の当初においてはその年金額の引き上げの修正を行なうとともに、四十九年の法律改正のときにも農業者老年金の充実についての附帯決議を付したことでも、これはもう大臣も十分御承知のとおりであります。よつて、今回の改正においても、農業者老年金の引き上げにつき經營移譲年金の引き上げと同率、すなわち一・四八倍としたことは、この年金制度がはからずも農民の期待を裏切るばかりか、委員会の決議にもこたえていないのである、こういうことを言われてもいたし方ないと思うのであります。この点に対して政府はどのような考え方を持っておられるか伺いたいと思うのでござります。何と申し上げましても、農業者年金制度というものが、これがわが国の農政上にどう位置づけるかということは非常に重大な問題でございますので、そういうような、この制度の農政上の位置づけ等も加えまして、政府の大局的な立場からの考え方というものを冒頭承りたいと思うのでござります。

○安倍国務大臣 農業者年金制度を農政上どういうふうに位置づけていくかということは、これららの年金制度を維持発展していく上において非常に重要な問題でございます。私たち食糧の自給力の向上を図つておる。そのため坦い手の育成強化を行つていかなきやならぬ。そういうふうに考えて、これから諸種の対策を積極的に講ずるわけですが、さいますが、優秀な經營担当者の確保あるいは經營移譲の促進による農業經營の近代化なり密接な関係があるというふうに認識をいたしております。

農業者年金制度は、この点に着目をいたしまして、一般的な老後保障を目的とする国民年金の給付に加えて、農業者の經營移譲に対し年金を給付することにより、農業經營の近代化及び農業者より密接な関係があるというふうに認識をいたして

の老後保障に資することを目的としておるものでございまして、これは農業者年金法の第一条の目的にも明記してあるわけでございます。

今回の制度改正は、年金額の引き上げのほか、農業後継者に対する措置に重点を置いてその充実改善を図つたものでございます。この制度の改善によりまして、年金給付が大幅に充実するほか、農業經營後継者の育成確保、農業後継者に対する経営移譲の促進が図られることによりまして、本制度の目的とするところの政策効果が一層發揮されることになる、私はそういうふうに判断をいたしましたて、これからわが国の農業政策を積極的に推進する上において大きな意味を持つものであると理解いたしております。

○稻富委員 次にお尋ねいたしますことは経営移譲行為をしなかつた者は、六十五歳から農業者老齢年金しか支給されないのでありますから、その支給総額は、自分の掛けた保険料に五分五厘の運用利回りしか受給し得ないことになつております。こうしたことは、国が関係します年金等では余りほかに例を見ないことであります。経営移譲が何らかの事由によりできない者にとっては、本年金に加入することに何らのメリットもないという結果になつてくるのでございます。こうした意味からしましても、農業者老齢年金の充実をもつと図るべきではないか、こういうことも考えられますので、政府は農業者老齢年金の充実に対してもういうような考え方を持っておられるか、具体的に承りたいと存じます。

○安倍国務大臣 農業者老齢年金の給付水準をさらに引き上げるべきではないかという御指摘でございますが、この老齢年金が支給されるのは昭和五十六年からでございますが、この老齢年金の給付水準につきましては、御指摘の点も含めまして、今後、農業者あるいは農業団体の意見も十分参酌の上給付水準の引き上げに努力してまいる考えでござります。

○稻富委員 次に、保険料の引き下げと国庫負担の引き上げについてお伺いいたします。

保険料につきましては、本年金のみが完全積立方式を採用していることが從来から問題となつておられます。これは先国会でもいろいろ御質問があつたのでございますが、四十九年の法律改正時に方針を採用しております。年金額の引き上げに対し、保険料については、当初は年金額と同率の一・四八倍とはいひながら、毎年段階的に引き上げられて、三年後には二倍にまで引き上げることになつております。こうなりますと、農家は農業年金の保険料のほかに国民年金の保険料も支払わなければならぬということになります。その合計額は当初でも一月当たり七千二百五十円となり、以後段階的に引き上げられた場合は、果たしてどうだけの農家が保険料負担にたえ得るかというような懸念さえも生じてくると思うのであります。

この点に対して、他の年金制度、たとえば厚生年金あるいは国民年金等はいずれもすでに修正積立方式に移行しております。特に国民年金は必要な保険料の半額程度しか納付していないのが実情であります。こうした意味からも、本年金においても修正積立方式に移行するなどして保険料の引き下げを講すべきものであると思いますが、これに対するはどういうようなお考えを持つておられるかということと、さらに時間がありませんのでつけ加えますが、こうしたこととあわせてひとつお尋ねしたいと思いますことは、わが国との農業生産様式が非常に兼業化がふえてまいります。そうしますと、主婦の労働力に依存しなければならない面が非常に大きいところがありますので、農家の主婦の老後保障というものを十分充実する観点からもこのよくな主婦についての年金加入の道を開く、こういうような改善もいま考慮しなければいけないのではないか、こう思いますが、この点もひとつあわせて承りたいと思います。

○安倍国務大臣 保険料の額につきましては、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入

及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬことは当然のことでありまして、農業者年金の財政方式につきましては、将来の被保険者数と、受給権者数との関係、被保険者の年齢構成等にかんがみまして、長期にわたって健全な財政運営を確保するため給付と負担のバランスを維持することが不可欠でございます。したがつて、従来から完全積み立てのたてまえを維持してきております。保険料をできるだけ低額に抑えてほしいという農業者の現実の要請は十分理解をしているところでございますが、保険料を不当に低額にとどめることは適当でもない、またそのような措置をとれば後代、後の時代に非常に大きな負担をかけることになりますて、世代間に著しい不公平が出てくる、こうした事態を避けるために給付水準の改定に当たつては保険料についても適正な増額は図つていかなければならないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、主婦の老後保障の問題と、この年金制度との問題でございますが、農業に従事する者の老後保障は、一般的には国民年金制度によりまして行われておるところでございますが、この年金制度は経営移譲の促進による農業経営の近代化及び農地保有の合理化と農業者の老後保障の充実とが密接不可分な関係にあることに着目して、一般的な老後保障を目的とする国民年金のみによつては満たされない農政上の要請にこたえるということがこの農業保険制度の趣旨でございます。

したがつて、こうした制度のねらいから、その加入対象者は単に農業に従事する者とするのではなくて、農地の所有権または使用収益権を有する農業経営主及び将来の農業経営主となる経営主の直系卑属たる後継者に限定をしておるところでございます。また、実質的に農業経営主である主婦については、夫から農地の使用収益権の設定を受けることによりまして年金に加入できる道がすぐり開かれておることは御承知のとおりでございますが、農業従事者一般を本制度の加入対象とする

ことは、この制度の性格から見てきわめて困難であります。しかし、最近、女子の労働というものがわが国の農業におきましては非常に役割りが高くなつてきておりますので、そうした実情も十分承知をいたしておりますし、これからやはり農業に従事する婦女子の老後保障の問題は非常に重要でございますので、遺族年金の問題等も含めて今後の研究課題としてまいりたい、こういうふうに思うわけであります。

○稻宮委員 この法案につきましては、まだ質問したいことがたくさんあるのでございますけれども、実は私は早くこの法案を採決していただかなければ、次の石特の方で質問の時間がありませんので、私の質問はこれで終わりといたします。

○渡委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○渡委員長 ただいま議題となつております両案中、まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律について議事を進めます。

これより本案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中川利三郎君。

○中川(利)委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、本改正案が、今日深刻な不況、インフレのもとで営農と生活を脅かされている農民に対し、過酷な保険料引き上げを強いるものであるからです。保険料を現行の一・八倍に引き上げ、引き続き段階的に二倍にまで引き上げるというこの改正案が通ると、農家負担は三千二百九十五円となり、昭和四十六年の制度発生時と比べると、実際に四・四倍という負担の増となるのであります。しかも、農業者年金制度では、国民年金の上積み制度であり、加入者は当国民年金の額の全額部分、比例部分の両方にも加入

き上げと合算すると、毎月の負担が、現在の四千八百五十円から、明五十二年四月より一・五倍の七千二百五十円となるのであります。このような大幅な負担の増大は、どうして容認できるものではありません。

反対の第二の理由は、経営移譲を促進するといふ本年金の政策年金としての性格がますます強められ、経営移譲をしない加入者の不利益が一層ひどいものになつてゐることであります。六十五歳までに経営移譲せよといつても、今日多くの農民にとつては、経営を譲るべき後継者がいないというのが現実の姿であります。これは政府の計算によつても、六十五歳までに経営を移譲できず、老齢年金しか受給できない加入者が、六割以上も見込まれてゐるところからも明らかであります。この人たちにとつては、今回の給付改善によつても、なお毎月三千円も保険料を二十年間支払つて、六十五歳からの月々の年金は、わずか一万三千円にしかならないのであります。一方、経営移譲した加入者は、六十歳から月々五万二千円の年金が支給されるのです。これでは経営移譲のできる比較的有利な条件にある少數の農民の年金支給のために、経営の困難な多くの農民が過大な負担を強いられる結果となつてゐるのであります。まさに相互扶助の精神に反しているものであります。

第三の理由は、本改正案で改善面として評価し得る保険料の軽減措置において、その対象となる後継者に不当な制限を加え、後継者対策に新たな選別を持ち込んでいることです。六十歳で経営を移譲せざるという政策的なねらいから、特定後継者を三十五歳未満に限定し、しかも、その上政令で平均以上の経営規模を持つた農家と規定し、所得の高い層の保険料を所得の低い層よりも輕減するというもので、この点でも社会保障の根本理念にも反するものと言わざるを得ません。日本農業の将来を担うべく決意を持つて農業に従事していく後継者に対し、その経営規模をもつて差別する

○今村(宣)政府委員 計画生産、計画出荷ということにつきましては、これは資本主義社会のものにおきましてもできるだけそういうふうに努めるということが価格の安定につながるということは御指摘のとおりだと思いますが、しかし農業生産につきまして、これの生産の規制をすることはできまいとして、この生産の規制をすることではありますから、できるだけ指定産地の拡大を図り、指定消費地の拡大を図ることによって、そしてまた同時に保証基準額の充実を図ることによって全体としての価格の安定、しかも野菜のような場合におきましてはできるだけその変動幅を小さくするということに努めることがます大事ではないかとおきましては、今回の法律改正におきまして指定消費地を人口二十万程度の都市にまで広げる、それからあわせまして指定産地の条件の緩和を行い、いうふうに考えております。そういう意味合いにおきまして、今回の法律改正におきましては、まず、第一点の需給見通しにおいては、その需要増は大体年率一%程度であるうと思つております。それから人口の増加による需要量増というのが見込まれますから、これらを合わせまして、年率といたしましては大体一・八%程度の年率で需要が伸びていくのではないか。これは現在の野菜の需要から考えてみましても、おおむね妥当なものであるというふうに私は価格の安定を図ることをたてて考えています。

○竹内(猛)委員 現在審議しようとする法案は、従来から見れば前向きのものであるということは私もこれを認めますけれども、しかし、われわれから見たらこれは完全なものではない、やはり非常に不十分なところがある、こういうふうに言わざるを得ないと思うのです。農林省のこの六十年展望の長期見通しによると、四十七年においては六十三・三万ヘクタールの野菜の面積があつた、六十年では六十六・六万ヘクタール、大体九九%の自給率がそこでは完全に自給される、こういう形で米と同じように野菜の完全自給といつものを見ると、四百十万農家のうちで八〇・三%というものが非常に零細な生産規模である、少なくとも野菜の生産構造というものはきわめて零細な規模の上に、しかも相当高度な収益を上げているという実態がわかります。なお四十九年度における七兆七千億の農業収益の中で米が三六・三%、畜産が二三・六%，そして野菜が二〇%といふように、その占める割合も高い、こういうような状態は世界でもちょっとまれに見るような状態は世界でもちょっとまれに見るような状態ではないか、こういうふうに思うのですが、生産形態ではないか、この形態は日本の独自な形のものだと思はけられます。この形態は日本の独立性のものがあるかどうか、この点についてお伺いします。

○今村(宣)政府委員 まず、第一点の需給見通しの問題でござりますが、私たちには需給見通しといたしまして一人当たりの需要増は大体年率一%程度であるうと思つております。それから人口の増加による需要量増というのが見込まれますから、これらを合わせまして、年率といたしましては大体一・八%程度の年率で需要が伸びていくのではないか。これは現在の野菜の需要から考えてみましても、おおむね妥当なものであるというふうに私は価格の安定を図ることをたてて考えています。

同時に、生産につきましては、先ほど先生御指摘のございましたように、大体国内産で賄うといふたてまえのもとに、六十七万ヘクタール程度の作付を見込んでおります。これは四十七年の作付面積に比べまして大体三万ヘクタール程度の増でござります。したがいまして、野菜の生産につきましての農用地面積の確保ということは、面積そのものとして見ればそんなに困難なことではないのではないかと私は思います。野菜の需要の中身を見ますと、根菜類の伸びは低うございまして、洋菜類はかなりの伸びが見込まれるということが問題であらうかと思います。こういう観点に立たまして、集団産地の一層の育成でありますとか、土地基盤整備と地力の維持向上のための生産対策、あるいは機械化、装置化による生産性の向上を図つていくことが必要ではないかと考えております。

わが国の野菜の生産の特性を見ますと、一つは露地栽培、それから施設栽培がございます。施設栽培について見ますと、私はこれは世界に冠たるものではないかと思つておりますが、露地栽培におきましては、農家の一戸当たりの作付面積というの非常に少のうございます。したがいまして、問題は、そういう露地栽培における生産性の向上といふものをどのように考えていくかということが今後の生産課題であり、そのための基盤整備の推進とあわせましての主産地の集団化と機械化というふうな問題に今後重点的に取り組む必要があるとうふうに考えておる次第でござります。

○竹内(猛)委員 長期見通しがしばしば変更をしておられる方針、目標がときどき変わらざるを得ない状態の中、農家の方は、野菜に対する再検討をしなければならない段階に来てゐる。こういうふうに国の方針、目標がときどき変わらざるを得ない状態の中、農家の方は、野菜にしても、果樹にしても、あるいは畜産にしてもそうですが、これに対応して施設をつくっています。これが変わったときに、農家の方の施設をにわかに変えるわけにはいかない。ミカンなどはいま大変困っている状態であります。同じように野菜にしても、暴騰、暴落というのは、計画的な生産と出荷が確立しない段階においては、その責任はやはり農家にかぶせられる。そういうときの行政の責任を負う者ははとどけることができるかどうか。どうぞお聞きください。

○森(繁)政府委員 私どもが作成いたしました農産物の需要と生産の長期見通しは、一種の農業生産のガイドラインといふふうに考えておるわけでございまして、数回公表し、また見直しを行つておるわけでございますが、どうしても需給の要因が非常に困難な問題がいろいろござります。いろいろなそういうような事情から、改定を行う必要があります。御承知のように、価格政策

が、これにつきましては、御承知のように、価格政策

も十分考慮し、同時に消費者、流通関係の学識経験を有する人等々含めまして、十分適正を期していくつもりでございます。

なおまた、生産者の意向を十分反映するため別途十分反映するような措置も講ずることを検討いたしておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 せつかく新しくできる団体を本

来の目的に沿うようにするために、何といつても生産者が意欲を持って生産しなければ、消費者に新鮮なものが適切に渡らないのだから、生産者を大事にするということをまず考えてもらいたい。そういう立場から生産、出荷の調整機構というものを確立をし、そして生産者に意欲を持たせるという方向をとると同時に、その構成について

調査費等々に対する予算が十分でないところを遺憾なきを期してもらう。現在、その活動に

関しては、いまの予算から言えば、日当は出すけれども、調査費等々に対する予算が十分でないというふうに私は思う。こちら辺についても、調査活動もできるようにして、ただ会議に出てきて、それをおしまいにするというようなことを言つて、それでおしまいにするというふうなことはなくて、活動の範囲というものを拡大していく方向にできないかどうか、こういうことはどうですか。

○今村(宣)政府委員 今後、基金が設立されまして評議員会を構成いたします場合に、先ほど申し上げましたように、生産者の立場を十分考慮した構成といたしますと同時に、その活動につきまして、先生御指摘のように、ただ手当を出すだけではなくて、産地におけるいろいろな問題点を洗つて、そういうことにつきましても十分会の運営に反映させるように、これは実行予算上の問題になりますから、実行予算の段階におきまして、財政当局とも十分打ち合わせをして、御趣旨に沿うように措置をいたしたいと考えております。

○竹内(猛)委員 この問題については、ぜひそのような措置をとることを要望します。続いて、本法案の重要な問題の一つである対象

品目ですね。十五条の一項に關係する問題であります。ゴボウやレンコン、カボチャ等々がふえたことは結構ですが、これに伴いさらに特認する物があります。その特認とはだれがどこでどうい

う物を対象にするのか、その点を明らかにしても

らいたい。

○今村(宣)政府委員 私たちは一応指定野菜に次ぐ地域的な重要野菜として、特定野菜十四品目を

対象として当面制度をスタートするというふうに考えております。

特認の問題につきましては、それによつてなお處理し得ないようなものができましたときに、その所要の措置を講じたいと考えておるわけでございまして、いま検討いたしておりますのはごく数品目になつておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 スイカとかメロンとかイチゴ、

こういうものは農林省の方でも、たとえば試験場を通じて品種改良なり生産に対するいろいろな意

欲を農民に与えている。ついこの間も、朝のテレビでメロンの問題が報道されました。こういうぐ

らいに各地でやつて、あるいはまた、六十年

展望の野菜の項目を見ても、この種類の物もやは

り重要な食糧の需給対象の品目に入つてはいるはず

です。四十九年の統計によると、イチゴは一万二千九百ヘクタールで十六万六千トン、スイカは三

万七千三百ヘクタールで一千万トン以上の物が生

産されているし、露地メロンにも一万一千八

百ヘクタール、二十一万トンというように生産が

大変高いものでありますけれども、これを対象か

ら外した根本的な理由は何か伺いたい。

○今村(宣)政府委員 御指摘のスイカ、イチゴ、

メロンでございますが、これは私たちは果実的野

うことには至らなかつたわけでございます。しかし、この制度に関連をいたしまして、各地からそぞろに強い要望があることは私も十分承知いたしております。したがいまして、そういう

果実的野菜を含ることは適當であるかどうかと

いう問題が基本的にござりますが、なお今後十分その問題を検討いたしまして、私たちとしましては、今後制度の中に取り入れるよう努めを

たいと考えております。

いずれにいたしましても、新しい制度で十四品目を抱え込んでスタートいたすわけでございますから、とにかくその制度ができ上がるということに非常な意義を見出していくべきまして、なおす

イカ、メロン、イチゴ等の果実的野菜につきましては十分検討をいたしてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 先ほどスイカの生産量をちょっと誤りましたから、一千万トンじゃなくて百万トンに訂正します。

○竹内(猛)委員 先ほど答弁がありましたが、これは国が

いま局長から答弁がありました。生産目標でも対象にしているものであります。確

かにスイカやメロンやイチゴは必需品でないかも

しれない。あるいはおかずにならないかもしねないけれども……。

これは大蔵省の方に問いたい問題でありますけれども、農林省としては要求は出した、私はそ

う聞いています。これに対して大蔵省がどちらも決つたといふことも農民から聞いていますが、大蔵省

としては、これは根本的に、永久に野菜としては認められないということになるのですか、どうですか。

○宮下説明員 お答え申し上げます。

御指摘のように、予算折衝の過程で、特定野菜につきまして品目の議論があつたわけでございま

すが、先ほど局長の方から御答弁ございましたよ

うに、果実的な野菜でございますし、その用途等

の当時どこで線を引くかということがいろいろ問題になつたわけでございますが、一応制度のス

タートとして、そういう果実的野菜ということに

もとに、十四品目に限つてます発足させてみよう

ということで御了解願つたわけでございます。今後この問題は、制度が発足いたしましてから、そぞろに問題が基本的にはござりますが、基本的に

のぐあいからによって、また農林省から御相談がござりますれば検討は申し上げますが、基本的にはそういう立場で予算の折衝があつた次第でござります。

○竹内(猛)委員 先ほどからも何遍か要求してい

るよう、スイカ、メロンというものと白菜等々は、一貫した輪作体系の中に入つてゐるものであ

りますから、ぜひそういう特産地における特徴と

いうものを考慮をして、これも指定品目に加えてほしいということを要望したいと思うのです。

続いて、補てん事業の拡充強化に対し、国庫補助が三分の一のものを七〇%ぐらいにできない

か、こういうことを端的に要望したいわけですが、この点はどうでしよう。

○今村(宣)政府委員 特定野菜の今回設けます制

度の趣旨は、その地方におきます非常に特定され

た重要野菜といいますか、そういうものにつきま

してこの制度に乗せようということでおさいます

す。したがいまして、こういう野菜につきましては、現在相当の県です

でに実施をいたしておりますのでございます。した

がいまして、これを国の制度に乗せます場合に

は、やはり県がそういうふうなことをやっておる

というたてまさに立ち、またその県におけるその

地域の重要な野菜の生産の安定、出荷の安定といふ

観点に立ちますすれば、やはり県と国と生産者団体

で處理をするのがいいのではないかというふうに

ござります。もちろん、今後の制度の運営のもとにおきまして、私たちとしましては、農家の利益が十分に図られるようになることが制度発足の意

味合いでございましょうから、そういう観点に立

つた検討、努力ということは十分努めてまいりましたと考へておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 いまの点についても強く要望をして、次の問題に移つていきますが、本法の目的のもう一つの目は第二条に關係する野菜の消費指定地域の問題であります。価格の補てん対象範囲を拡充する、こういうことが各地域の関係者に強く関心を呼んでいるところであります。現在七地域、九市及び柏奈良、和歌山三市となつておられます。たとえば私の茨城県をとつてみた場合に、水戸、日立、勝田というものは五十万の人口を持つてゐるが、これが仮に決まつても対象にならない。あるいは県はちょっと蓮うけれども、米子、松江、安来というようなところも相当な人口があるはずでありますけれども、これもまた対象にならない。いつになつたらこういうのは対象になり得るのか。かけ声ばかりかけても結局後だ後だ、こういうことではぐあいが悪い。この辺のことについてはどういうふうに答弁をされますか。

○今村(宣)政府委員 御存じのとおり、五十年度では新たに七地域を指定をいたしますが、今回の法律の改正によりますれば、従来は人口の集中が著しい大都市ということに限定をいたしておりましたので、野菜の消費上重要な都市及びその周辺の都市というふうに改めますので、私たちとしても、今後の指定の範囲といふものを一応人口二十万人程度の都市まで指定消費地域を指定し得るような道を開きまして、指定消費地の拡大を図つてしまひたいといふふうに考えておるわけでござります。

指定消費地を指定をいたします場合につきましても、当該地域の、たとえば中央卸売市場の整備状況、あるいはまた当該消費地域の拡大、どの地域をどういうふうにとつていくかというふうな問題もございます。したがいまして、ただ単に人口が多いからそれをすぐ指定するということにはまいませんけれども、私たちの今後の指定方針といたしましては、まず県の所在都市、それから中央卸売市場を持つ都市ということから逐次指定

を進めてまいりたいと思ひます。大体これはなまいと考へておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 七、八年後ということになると、大分これは先の話になつて、もう少しスピーディを上げてもらわないと法案の趣旨と期待に反する、こういうふうに思ひます。この点を七、八年後といふことではなしにもつとスピードを上げてもらいたい。

そこで、問題は先ほども出ましたけれども、価格の問題についてやはり大変重要な問題が私はあると思うのです。これは米の問題にしても畜産でもそうですが、今日日本の農業が一番空き当たつているところは価格問題をどうやるかといふことには盡きると思う。そこで、私どもは重要農畜産物については生産費及び所得補償の価格を決めてほしいということを常に要望してまいりました。ところが米はそういう方式をとつていて、とも、その米も最近は大変邪魔になるとしているのです。これは米の問題にしても畜産でも、その米なりの算定方式があるわけで、麦は麦で算定方式がそれもあるわけでございます。野菜につきましては、やはり野菜の価格安定を図るということが基本的に一番大事なことであります。そのためのやはり計画的な生産出荷を推進するとともに、価格が低落した場合に価格補てんを行つて生産者への影響を緩和し、次期以降の作付の変動を防止することとしておるわけであります。

これが農産物、特に野菜に対する私たちの基本的な考え方であります。価格補てん事業の保証基準額は、過去の市場価格から趨勢的に求めたいわば想定平均価格を基礎にして決められ、需給実勢を反映した方式となつておるわけでございますが、この保証基準額が低いという不満や、これを生産費を基礎として決めよという意見があるわけですが、この保証基準額が低いといふことは、野菜の問題に関する農民なり農業団体からの要請は、再生産を確保することを旨とし、生産費、生産条件、需給事情、物価その他を配慮して決めるべきである、その基準額は原則として物価その他の変動に応じて毎年改定といふようなことが要求をされております。しかし、ここでこの法案で問題になつておるのはそうではなくて、趨勢値方式、これが農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことは、野菜供給の安定を図るためにきわどく補てんをするという形をとつておりますが、これは農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことです。

○竹内(猛)委員 七、八年後といふことになると、大分これは先の話になつて、もう少しスピーディを上げてもらわないと法案の趣旨と期待に反する、こういうふうに思ひます。この点を七、八年後といふことではなしにもつとスピードを上げてもらいたいと思います。

○安倍国務大臣 農産物の価格につきましては、それ価格算定の方式等があるわけでございます。米は米なりの算定方式があるわけで、麦は麦で算定方式がそれもあるわけでございます。野菜につきましては、やはり野菜の価格安定を図るということが基本的に一番大事なことであります。そのためのやはり計画的な生産出荷を推進するとともに、価格が低落した場合に価格補てんを行つて生産者への影響を緩和し、次期以降の作付の変動を防止することとしておるわけであります。

これが農産物、特に野菜に対する私たちの基本的な考え方であります。価格補てん事業の保証基準額は、過去の市場価格から趨勢的に求めたいわば想定平均価格を基礎にして決められ、需給実勢を反映した方式となつておるわけでございますが、この保証基準額が低いといふことは、野菜の問題に関する農民なり農業団体からの要請は、再生産を確保することを旨とし、生産費、生産条件、需給事情、物価その他を配慮して決めるべきである、その基準額は原則として物価その他の変動に応じて毎年改定といふようなことが要求をされております。しかし、ここでこの法案で問題になつておるのはそうではなくて、趨勢値方式、これが農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことは、野菜供給の安定を図るためにきわどく補てんをするという形をとつておりますが、これは農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことです。

○竹内(猛)委員 私は、われわれが言うような方々の中に価格問題を見直す会議ができる約束がさしていくといふような心づもりで物事を取り組んでいくというふうに思ひます。この点を七、八年後といふことではなしにもつとスピーディを上げてもらいたい。

○安倍国務大臣 農産物の価格につきましては、それ価格算定の方式等があるわけでございます。米は米なりの算定方式があるわけで、麦は麦で算定方式がそれもあるわけでございます。野菜につきましては、やはり野菜の価格安定を図るということが基本的に一番大事なことであります。そのためのやはり計画的な生産出荷を推進するとともに、価格が低落した場合に価格補てんを行つて生産者への影響を緩和し、次期以降の作付の変動を防止することとしておるわけであります。

これが農産物、特に野菜に対する私たちの基本的な考え方であります。価格補てん事業の保証基準額は、過去の市場価格から趨勢的に求めたいわば想定平均価格を基礎にして決められ、需給実勢を反映した方式となつておるわけでございますが、この保証基準額が低いといふことは、野菜の問題に関する農民なり農業団体からの要請は、再生産を確保することを旨とし、生産費、生産条件、需給事情、物価その他を配慮して決めるべきである、その基準額は原則として物価その他の変動に応じて毎年改定といふようなことが要求をされております。しかし、ここでこの法案で問題になつておるのはそうではなくて、趨勢値方式、これが農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことは、野菜供給の安定を図るためにきわどく補てんをするという形をとつておりますが、これは農家なり農業団体の要求から見るとかなり重要なことです。

いて、すでにこれを読んだ者からどうしてもこの点については尋ねてもらいたいという要求がある。このことについて大蔵省の方からも農林大臣からも、担当者からせひ説明を求めたいと思いま

す。

○安倍国務大臣 新聞には確かにいまお話しのようなことが出ておりましたけれども、私は全くあざり知らないことでございまして、今年度の生産者米価につきましては、何ら具体的にはこれを決めていない。ただ、基本的にはやはり食管法に基づきまして、生産者米価については生産費、さらには物価その他の経済事情を参考し、消費者米価につきましては家計費、その他の物価経済事情を参考してこれを決める、その場合に米価審議会の意見も十分聞いてこれを決めるということになつておりますけれども、このために費やした費用の総額、それからその成果と欠陥というものはどこに

す。

○宮下説明員 お答え申し上げます。

ただいま農林大臣からお話をございましたように、農林省においてもまだ米価の具体的な検討がなされていないよう伺っております。したがいまして、もちろん大蔵省に対しても農林省から御相談ございません。したがって、新聞にいろいろ観測的なことが書かれているようござりますが、政府部内においてそのような検討をしておるという事実はございません。

○竹内(猛)委員 それじゃ新聞に伝えられているところのものは、これでたためであつて全く根拠がない、こういううめいに理解をしてよろしいですか。そういううめいに訂正をされますか。

○安倍国務大臣 新聞は新聞なりに書いておるわけですが、われわれとしては全く具体的に何も検討してないということござります。

○竹内(猛)委員 私は、この野菜振興という問題に関連をして、若干法案からは外れるかもしませんが、生産調整の中で干拓あるいは開拓、こう

いうことをしてきた地域における農民の悩みといふもの、これをやはりこの際せひ関係者に明らかにして、そしてこの問題に対する、これはまた別の機会にしつかり議論をしたいわけですが、その糸口として問題を提起をしたいと思うのです。

これに関連して、とりあえず次のことを資料として要求をしたいと思いますので、ぜひこの資料をつくつてほしい。第一に、四十五年から五十年までの間に生産調整を行つたし、さらに進めておりますけれども、このために費やした費用の総額、それからその成果と欠陥というものはどこにありますか、この点。それから、この生産調整の中で地方対象目的を変更した、そういう地域の状況、こういう資料をひとつ早急につくつてほしい。

この問題を議論するに当たつて、私は先般新潟県の福島潟の干拓地に行つてまいりました。ここは言うまでもなく三十一年に國が市島という大地主から土地を買収する過程で、從来そのところでは言つてもなく三十一年に國が市島という大漁業権を持ち、入会権を持ち、そこで耕作をしていました農民があります。そしてその市島は國の買収価格に対して訴訟した。七百万円で買おうといふ金を出して、そしてその問題をおさめて買収をし、四十一年から干拓に入って、昨年の九月二十日には農林大臣も出席をしてここで完工式が終了しております。「拓魂」という大きな碑が建つておられ、その後ろには終了したということが明確に記載されています。

しかも一時利用というのはすでに四十八年に一時利用の通知がそれぞれにされていながら、いまだにその告示をされておらないという状態。そういう中でことは四千二百五十万円の予算をつけ、そしてそこに土壤改良をやろう、こういうこ

とになつておる。その土壤改良をやつて何をつくらかといふと、レンコンを四十五町歩つくらかあるのはニンジン等々のものをつくらうというわけです。海面よりも相当低いところで、雨が降れば必ず水が入るという、そういうような干拓の土地柄に野菜をつくつたならば、これはもうどうにもならないということはわかつてゐる。酸性の強いところでレンコンができるはずがない。そういうところでレンコンができるはずがない。そういう

賀沼においてはすでにそのことは試験済みで、何か、この点。それから、この生産調整の中で地方からどういうような要求と意見が出ていたか。それから開拓、干拓地の当初目的、これに手をつけた目的と、その後生産調整に基づいて使用目的、対象目的を変更した、そういう地域の状況、こういう資料をひとつ早急につくつてほしい。

この問題を議論するに当たつて、私は先般新潟県の福島潟の干拓地に行つてまいりました。ここは言つてもなく三十一年に國が市島という大土地主から土地を買収する過程で、從来そのところでは言つてもなく三十一年に國が市島という大漁業権を持ち、入会権を持ち、そこで耕作をしていました農民があります。そしてその市島は國の買収価格に対して訴訟した。七百万円で買おうといふ金を出して、そしてその問題をおさめて買収をし、四十一年から干拓に入って、昨年の九月二十日には農林大臣も出席をしてここで完工式が終了しております。「拓魂」という大きな碑が建つておられ、その後ろには終了したということが明確に記載されています。

しかも一時利用というのはすでに四十八年に一時利用の通知がそれぞれにされていながら、いまだにその告示をされておらないという状態。そういう中でことは四千二百五十万円の予算をつけ、そしてそこに土壤改良をやろう、こういうこ

とになつておる。その土壤改良をやつて何をつくらかといふと、レンコンを四十五町歩つくらかあるのは平氣で政府の方は言はれども、食糧の自給あるいは安全保障、そのためGNPの何%あるいは國の予算の何%というものをはつきり打ち込んで明確にされたということは聞いたことがない。ことしは農林予算は一〇%を割つていい。いろいろ計算をすれば一〇%を超えたということにはなるかもしないが、それは結果の問題であつて、当初の場合には九・九七ですか、そういうふうになつて、去年よりも落ち込んだ。だから常にねじりはち巻きをして要請をしなければ農林

予算というものはふえないという状態ではこれはできないと思うのですね。そういう意味において福島潟の問題は單にあそこだけの問題じやなくて、あれと同じような悩みを持つているところが各地にある。

そこで、ここでこの問題についてとかく結論を求めるわけではありませんが、私はこの際、これは委員長に要求をするのですが、この委員会が済んだ後でぜひ理事会で相談をしてもらつて、農林委員会として同じようなところに調査を行つて、日本がこのよな問題について調査をし、生産農業調査をして国内だけがまんをして、海外に非常に米が足りないところがあつてもそれに援助しないで、国内がまんしようと、そして残つたものは生産調整をして、こういうことではやはり国際的に見ても本当に友愛がないじゃないかといふような気持ちはすると思う。問題はやはり財政的に見て米がかかり過ぎる、だからそのところを生産調整で抑えようじゃないかという、財政がきわめて重要な位置を占めているように思う。だから私は、防衛費にはGNPの1%なり何%と

いうものは平氣で政府の方は言はれども、食糧の自給あるいは安全保障、そのためGNPの何%あるいは國の予算の何%というものをはつきり打ち込んで明確にされたということは聞いたことがあります。これについていまここで何か結論を出することは非常に困難だと思います。だけれども、あのところで農家の皆さんとそれからそこ

現地の自治体あるいは農林省の出先機関、この間では相当険しい状態にある。四つの関係自治体は米をつくらしてもらいたいという決議をそれぞれしている。そういう状態の中で何が起るかわからぬじりはち巻きをして要請をしなければ農林

に考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 最後に一つだけ要望しておきます。それは、生産者と消費者を直結するために、農協並びに農業団体を中心とした生産調整機構をつくつて、できるだけその真ん中に妙な仲買人、仲介人みたいなものを退けていくような方向というものをせひとつでもらいたい。そして野菜は完全自給ができるのですから、やはり生産と消費の計画化というものに対して、いまの制度の中で、いまの体制の中でき得る限りの体制をとって、生産農家の手取りを保障していく、こういう点について努力をしてもらいたいということを要望して終ります。

○渋谷農長 次に、柴田健治君。

○柴田(健)委員 野菜生産出荷安定法の改正案に關係して、割り当て時間がございますから、簡潔に質問を申し上げたいと思います。

今度の出荷安定法の改正については、指定生産地に対する野菜の品目の拡大、そして指定消費地の拡大、そしてまた生産出荷安定資金協会と価格安定基金という二つのいままでの団体を一本化していく、それが大筋の法案の改正であります。が、私たちは生産、消費ということを考えたら、流通という問題を無視するわけにはまいりません。そういう点で、生産と流通、そして消費という一連の頭に描きながら御質問申し上げたいと思います。

今度い今までの十三地域から七地域ふやして二十地域にする、そして四千五百八十万人ですか、そういうよう消費地対象人口があえていくわけですが、それだけに供給体制に万全を期していくなければならぬ、こう思うわけあります。私は今度の法案の中です考えなければならぬのは、先ほど竹内君も言いましたが、価格問題で、これは生産農民が非常に関心を持つところであります。ところが、いま農民の気持ちは、日本経済の中の物価問題、物価指標から野菜だけ外してくれ、こういう声があるわけです。とにかく野菜類は生産農民が非常に関心を持つところです。たとえば大豆であるとか麦であるとかいうことになると、国際貿易といふいろいろな影響というものをちょいちょい受けるわけですけれども、野菜類については、うまくやれば完全に上がるということにつきましては、私もいささかその点については、これは入っておるわけですかね外すというわけにいきませんけれども、問題はあるのじないかというふうな感じは、率直に

が、自分が生きるために、そして生産を高めるため、土地の高度利用を考えいろいろと知恵を使つておるわけであります。

そういう農民の立場から申し上げると、施設栽培と露地栽培、特に露地栽培については、気象条件が大きく影響するわけでありますから、時期的に供給数量が変化を起こすのは当然であります。

ところが、一月から三月までの物価指数の中に、生鮮食料品の中で特に野菜類を入れるのはおかしいじゃないか。個人消費の面から見ても、一世帯の指數を見ても、野菜が占める比重はそう大きことはないじやないか。物価高騰を招く原因は野菜が上がるからだ。物価高騰の元凶は野菜だと

いうような印象を与えることで、生産農民にとって非常に精神的なショックを受けておるわけ

です。私たちは、物価指數の中から野菜を外すべきだと思うのですが、農林大臣どう考えておられま

すか。

○安倍国務大臣 その御意見は、柴田さんからだけじやなくて、ほかの方からもよく私も聞くわ

けで、私も季節商品といったものが、それも特に天気に非常に左右される野菜が、消費者物価指

数の中に大きなウエートを占めておるということにつきましては問題がある、こういうふうに思う

わけでございます。

しかし、最近の消費者物価の動向を見ると、野菜については季節的な要因もあり短期的な変動はあるが、年間を通じて見た場合には、消費者物価全体の水準とほぼ同様の動きを示しておる。ま

た、野菜は国民生活と密接な関連があり、消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

定の中に取り入れておる、そういうふうに私は判断をいたしておるわけですが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

言いまして持つておるわけであります。

○柴田(健)委員 大臣は素直な答弁をされて、非常に疑問を持つておるし悩みを持つておられるようですが、あくまでも物価指數から野菜が外せないということになれば、野菜づくりは農林省だけの責任じゃない、政府全体の責任になつてくると私は思うのです。だから、国が本当に生産から出

荷に至るまで、要するに計画生産であり計画出荷であり、そして価格調整というものをして切つて

考えなければならぬ。それなら、この資本主義体制の中で、自由経済の原理原則だけでこんなものを作つてみたつて、完全なものはできないじやないか。こういう法律をつくつて、たとえばい

までのものを一つにして、生産と消費というもののそれそれで完全に一つのチームワーク、協力

協調という立場で、そういう体制づくりというものは完全にできないじやないか。物価指數から外せないものなら、もつと政府が全責任を持つ、そ

ういう姿勢で野菜問題と取り組んでいかない限

り、私はいいものができないと思うのですが、大臣どうですか。

○安倍国務大臣 野菜は、国民生活に非常に密接なつながりを持つ重要な食料品でございますから、そういう意味におきましては、野菜の価格の安定あるいはまた野菜の供給の安定ということが、必ずしも野菜の面からも非常に重要なことでございま

すが、農民生活という立場から見ましても、もつと広い意味におきましても重要な課題である、私は

そういうふうに感ずるわけであります。

○柴田(健)委員 野菜は、本当に政府が力を出し切れれば外圧を受けなくとも十分やれる、そういう品目だと私は思うのです。ただほかの農産物にな

る、農政の面からも非常に重要なことでございま

すが、国民生活といふ立場から見ましても、もつ

と広い意味におきましても重要な課題である、私は

そういうふうに感ずるわけであります。

○柴田(健)委員 野菜は、本当に政府が力を出し

て、他の外圧を受けなくとも十分やれる、そういう立場でございますが、しかし消費者物価指数の変動の場合には、常に野菜がやり玉

ます、いま農村をめぐって農民の意見といふものが一番出てくるのは、どうも思いつき農政でありますから、もう少し農林省としても知恵を使つてもいいといふことを意見として申し上げて、次の質問を申し上げたいのです。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

まず、いま農村をめぐって農民の意見といふものが一番出てくるのは、どうも思いつき農政でありますから、もう少し農林省が見えておると、外國の圧力を食わなくても国内の行政の力でやっていける、こうわれわれは判断をしておるわけですから、もう少し農林省としても知恵を使つてもいいといふことを意見として申し上げて、次の質問を申し上げたいのです。

ども公平を期してくれ、こういう意見が強いわけあります。たとえば金持ちが大庭園をつくる、ちょうど見玉譽士夫の庭みたいに一本何百万円もするような植木、一個が五百万円も一千万円もあるような庭石を持つてくる、そういうどちらかと言えば遊休土地に対する資本投下には庭園税も取れないような日本の姿。農民が施設園芸でささやかな投資をする、それに固定資産税をかけるというような現行の制度、そういう不公平な税制の中で農民がはだで受けとめておる今の課税標準といふものは不合理じやないか、こういう意見が強いわけです。たとえば畜産農家へ行って聞いても、牛の生産をしておる農家がどんなに損をしている、肉牛の生産をしておる農家がどんなに損をしておっても、とにかく必要経費は四〇%しか認めてくれない。六〇%は利益があつたんだということで課税される。どう考へても不思議だ。それから必要経費四〇%をもう少し、お医者さんみたいに七二%までしてくれとは言わなければ、最低限五〇%に上げてくれ、ちょうど芸者さんは五〇%が必要経費だそうです。せめてこの芸者さんやバーホステスや芸者さん並みにしてくれ。バーのホステスや芸者さんは五〇%が必要経費だそうです。せめてこの芸者さんやバーホステスぐらいの位置づけをしてもらいたい、もう一〇%上げてくれ、こういう意見がある。勤労者の方は大体三七%ぐらいの必要経費だそうですがれども、農民は四〇%。もう少し必要経費が上がらないのか、認めてもらえないのか。要するに標準課税の基礎、いうものをもっと上げたらどうか。

それから固定資産税の面について、いま地方公共団体はもう財源がないからウの目タカの目で限度いっぱい、率の最高限度を取っているわけです。でも、せめて施設園芸なり畜産程度については大幅に減免してもらいたいし、この課税の基準を大幅に上げてもらいたい、こういうふうに考へるのですが、両方一括して大蔵省、自治省、ひとつ答弁願いたい。

○田口説明員 国税局の所得税課長でございますが、先に国税の面の御説明を申し上げます。

先生の御発言で私どもも十分いろいろ反省しながらいきますが、所得税と申しますと、言うまでもないことは、なるべくならばきちんと帳面をつけた所得といふものの実額を基礎として課税するということは当然でございます。そのため農家の方々にも、なるべくならばきちんと帳面をつけいただき、青色申告をしていただこうというふうに願つておるところでございます。しかし一般農家の現状から見ますと、そういうことをいいただこうというのも無理な場合も多かろうといふことです。農業所得標準と、いふのを作成して農家の方々の申告の便に供しておるということをございます。この農業標準を作成いたします場合に、私どもは農家の経営実態に即して、必要経費といふものの見落としがないように、かかつた必要経費というものは十分織り込むようにというよろしくことを最大限努力しておるつもりでございます。

農業用の家屋につきます固定資産税について御説明申し上げますと、たとえば鶏舎でございますとか豚舎等の畜舎あるいは堆肥舎、こういうものにつきましては、特に構造その他から見まして、一般家屋との均衡上、課税客体とせざるを得ないというものを除きましては、課税客体としない扱いにいたしております。

それから、ビニールハウスは通常季節的にビニールを取り外すことを常態といたしております。恒常に屋根、周壁を有するもの、家屋であるための必須の要件でございますが、屋根や周壁を有するといふには言いがたいということでございまして、一般的にはビニールハウスについても課税客体といたしておらないところでござります。ただ、農業用の温室等のうち、基礎コンクリート、骨組み鉄骨、屋根、周壁等がすべて調つておるというようなものにつきましては、一般的な家庭との均衡上当然家屋として取り扱われる、かく第一線を指導してまいりたいと思います。

なお、先生の御指摘の中に肉用牛のお話が出ましたが、肉用牛の所得につきましては、御承知のとおり一般的には免税でございますから標準の作成もしておらず、先生の御指摘の中には肉用牛のお話が出来ませんのが普通でございます。御指摘がございましたので、ちょっと調べてみましたら、一部の地区におきましては、国民健康保険税の賦課のたてます。

めに参考とするために、免税所得をも含めた所得が必要であるということで、市町村からの要望がございまして作成している地区がございます。こ

ういう場合にももちろん私どもに直接関係はございませんけれども、必要経費を十分に織り込んだ無理のない所得率というものをつくるべきことは当然でございまして、今後とも一層きめ細かく配意するよう第一線を指導してまいりたいと考えております。

○川俣説明員 固定資産税関係についてお答え申しあげます。

農業用の家屋につきます固定資産税について御説明申し上げますと、たとえば鶏舎でございますとか豚舎等の畜舎あるいは堆肥舎、こういうものにつきましては、特に構造その他から見まして、一般家屋との均衡上、課税客体とせざるを得ないというものを除きましては、課税客体としない扱いにいたしております。

それから、ビニールハウスは通常季節的にビニールを取り外すことを常態といたしております。恒常に屋根、周壁を有するもの、家屋であるための必須の要件でございますが、屋根や周壁を有するといふには言いがたいということでございまして、一般的にはビニールハウスについても課税客体といたしておらないところでござります。ただ、農業用の温室等のうち、基礎コンクリート、骨組み鉄骨、屋根、周壁等がすべて調つておるというようなものにつきましては、一般的な家庭との均衡上当然家屋として取り扱われる、かく第一線を指導してまいりたいと思います。

なお、今後の問題といたしましては、物価の変動その他状況を見ながら免税点の引き上げが今後になりますと、農業用の家屋について免税点未満になつておるものは、他のたとえば一般住宅等に比しますと、比率にいたしまして約倍のものが免税点未満になつておるというような次第でござります。

ただ、五十年度で私どもが調査いたしたところにおいて必要であるかどうかについては、検討をすべき時点になれば検討いたしたい、かように考えておるところでございます。

おつたらこれはもう課税対象物件になる。これは町村が厳しくやっておるのですよ。財源がないものだから厳しくやる。あなたはここでうまいことを答弁するけれども、末端ではそうではない。非常に厳しい。

それからもう少し明確に指導しないと、ここでは答弁をうまくされても、こちらの方では拡大解釈できるような指示をしておる。だからどんどん厳しく拡大解釈して適用していく、こういうことになつておるので、もうあらかじめ農業用施設については課税対象にしないという、そのくらいな方針をやつてもらいたい。これは希望申し上げておきます。

時間がございませんから、いすれまた税制問題については新たな機会に申し上げたいと思います。

現在土地は十五万円、家屋八万円、償却資産百万円といふことに相なつております。

ところで、この免税点を適用いたします場合

は、家屋なり土地なり同一の所有者が持つておられるものをすべて合計をいたしまして、それで免税点以下であるが免税点を超すかということを判定するわけでございまして、農業用の家屋だけを取り出してしまして免税点を別に適用するということは、現行法のたてまえからは困難ではなかろうかというふうに思うわけでございます。

次に、電力料金が今度上がるというので、われわれ非常に心配しております。特に施設園芸等について、農民は、どれだけ上がってくるんだ。全国九つの電力会社があつて、北海道、東北、順次やつて今度四国、九州ということ、恐らくこの九月ごろまでに九つの電力会社が一齊に電力料金の値上げを申請する。通産省の方はいずれ値上げを認められるだらうと思います。申請どおり認められるかどうか知りませんが、いま平均するといすれ三五%ぐらいになるのではないか。家庭用と工業用ひつくるめて平均すると三五%ぐらいいなるのではないか。そうすると農業用の電力も三五%ぐらいは上がるのではないか。どうかという予測をせざるを得ない。そういう場合、農林大臣、これはもう本気で取り組んでもらいたいといふ希望を私は申し上げて、意見を求めてたいと思います。

それから通産省の方、見えておると思いま

が、この農業用電力はもうできるだけ抑える心構えがあるのかどうか。一緒に認めるのか。農業用だけはうんと抑えていく、値上げは余り認めない、こういう方針でいかれるのか。その点のお答えをひとつ願いたい。

○篠島説明員 ただいまの件でございますが、われわれといましましては現在の電気事業法のたてまえが電気料金については原価主義でこれを算定するということになつております。従来からいわゆるコストを離れた政策的な安い料金というものは認めない方針でやってきております。今回もいろいろ各方面から政策料金の導入の声はあつたわけですが、それが基本的には從来どおりいわゆる特別安い、コストを離れた政策料金は導入しないということで基本的に考えております。

電力料金のアップ率が非常に高いということ

で、その影響が国民生活なりあるいは産業あるいは農業に非常に大きいということはわれわれも十分承知しております、その料金のアップ率については、それぞれの原価項目を十分厳正に査定を

ます。

○篠島説明員 農業用電力がほかの一般の電力と

合が先生おつしやるような数字になつておるもの

でございまして、それからまた、電力施設の割

です。どうですか。

○篠島説明員 農事用電力がほかの一般の電力と

し合いをして、農業用電力については値上げはで

きるだけ抑えていく、そういう答えを願いたいの

です。

○篠島説明員 農事用電力がほかの一般の電力と

三十五億七千万キロワットアワーぐらい使つておる

といふ数字になつておるようですが、二十五億七

千万キロワットアワーの農業用電力が三五%ぐら

い上がつたらどれだけ農民が負担するかといふこ

とを考えたときに、また物価を上げる張本人は野

菜だと、こういうことになる可能性がある。農

林大臣としても痛しかゆいで非常に心苦しい点だ

らうと思うので、電力のこの農業用料金について

抑え込みをひとつ力いっぱいやってもらいたいと

思っております。

○柴田(健)委員 農林大臣に本気になつて通産省

と話をしてもらいたいのですが、われわれは通産

省の物の考え方は平素からおかしいと思っておる

のですよ。そのおかしいと思っておる点を申し上

げると、家庭用であるとか農業用などといふよう

な送電施設についての投資額の割合を見ると、思

い切って大企業の使う工業用の送電施設は投資額

が七、三になつておると思うのです。七割が工業

用の送電施設に投資している。三割が家庭用なり

とんど単相ですが、その施設の投資から見て、た

とえば電流の消耗というか送電の消耗率から見

て、水力でも火力でも、投資額から見る一千ワット

アワーの単価というものを見て、そう上げなくて

よ。それを同じような率で、多少差を、二%ぐら

い違える、三%ぐらい違える。電力の開発を見て、た

とくに三五%少しばかりの平均アップ率になつてお

るわけでございます。したがつて、おつしやつたよ

うな率で上げるというのはおかしい。それで農業

用の施設の方はその三相を使うというにはほ

ぼかと同じようなコストのアップ率が出てきてお

るというのはそれなりの理由があるというふうに

思っております。

○柴田(健)委員 通産省は十分考えておられるの

だらうけれども、私は、岡山県のことを申し上げる

と、岡山県の県営のダムで中国電力へ一千ワット

トアワー四円十九銭で売つてあるんですよ。四円

十九銭で、通産省の指導で大体売電価格が決まる。

それを家庭なり農業用では一千ワットアワー十

七円、四倍です。なぜこんな四倍も、県民の金で

投資して多目的ダムでダム建設をやつたのであり

ますけれども、いまはすべて電力オソリになつ

ている。県民感情から見るとおかしい。四円そこそ

こで買つておるもの十七円近くで売りつける、

どう考へても暴利じゃないか、また今度三十何%

上げる、という疑問が国民の中にある。その点は

十分通産省も考へてもらいたい。まあそれはもう

いい。

農林大臣、この電力問題、農業用電力が通称二

十五億七千万キロワットアワーぐらい使つておる

といふ数字になつておるようですが、二十五億七

千万キロワットアワーの農業用電力が三五%ぐら

い上がつたらどれだけ農民が負担するかといふこ

とを考えたときに、また物価を上げる張本人は野

菜だと、こういうことになる可能性がある。農

林大臣としても痛しかゆいで非常に心苦しい点だ

らうと思うので、電力のこの農業用料金について

抑え込みをひとつ力いっぱいやってもらいたいと

思つたのですが、いかがですか。見解を聞いておき

たいと思う。

○安倍国務大臣 電力料金につきましては、これ

は通産省、経企庁それぞれ御相談もありまして、

いろいろ当たつてみますと、各電力会社とも、施設

とそれから燃料と、この上がり幅が大体同じよう

の数字になつておりますために、今回農事用電力

についても、ほかの電灯あるいは電力と同じよう

に三五%少しばかりの平均アップ率になつてお

るわけでございます。したがつて、おつしやつたよ

うな施設の数字も十分われわれ承知の上でこれを

見ておるわけでございます。したがつて、おつしやつたよ

うな数字になつておりますために、今回農事用電力

についても、ほかの電灯あるいは電力と同じよう

に三五%少しばかりの平均アップ率になつてお

るわけでございます。したがつて、おつしやつたよ

うな数字になつておりますために、今回農事用電力

についても、ほかの電灯あるいは電力と同じよう

けでなしに、この行動費、二十五人全部がなかなか現地調査もできないでしょうか。今後この法の精神を生かすべく活動させていくとするならば、行動費というか調査費というか、たとえば生産地調査をやるとか消費、流通の実態調査をするとかというような運営の面で、そういう行動費、調査費というものを思い切って予算化するのかどうか、この二つの点を聞いておきたいと思う。

○今村(宣)政府委員 第一点のお尋ねの、評議員会の構成をどういうふうにするか、特に生産者を代表する学識経験者を何名ぐらいにするのかといふお話をございましたが、私たちといたしましては、今後の構成を考えます場合に、生産者の立場も十分考慮して構成を考えたいと思っております。そのほか消費者あるいは流通関係者その他一般の学識経験者をもつてこれに充てるつもりでございますが、生産者を代表する学識経験者につきましては十名程度置くことによりまして、その生産者の立場の配慮ということに遺憾のないようにいたしたい、こう考えております。

それから第二点の評議員には単に会議でなくて、行動費を予算に計上して生産費の調査あるいは流通調査をすべきものではないというお話をございまして、そういう御趣旨に従つてそういう活動費につきましても所要の予算を計上いたしたいと思います。これは農林省の予算ではございませんで、基金の予算でござります。今後基金の予算をどういうふうに編成をするかという過程におきまして、そういう御趣旨に基づく活動費につきましても、実行予算の問題として十分配慮をいたしたいと考えております。

○柴田(健)委員 次に、先ほど竹内委員からもちょっと質問したのですが、この選別、余りにも段階といふか、等級といふのが多過ぎるというふうな包装にも関係して、包装費が非常に高い。生産農民は要するに選別、規格、包装というような面に相当の経費と労働力を費やしていくしかなければならぬ。もう少し全国流通に乗せる品物と地域流

通に乗せる品物について、もっと包装のあり方を工夫したらどうかということが第一点。

それから、本当に消費者の立場に立つて規格を決めておるのか、流通業者の立場に立つて規格を決めておるのかということを考えたときに、われわれ生産者の立場から申し上げると、どうも流通業者が運びやすくもうけやすくて、消費者をだましやすくて——言い方は極端だけれども、そういうことになつておるような感じを強く持つてお

る。それから消費者の方は、この高度経済政策で消費も美德ということでぜいたくを余り強要し過ぎたものだから、手を汚さない。大根でもゴボウでもニンジンでも汚れておつたのは、どちらがついておつたのでは大根に思わないというような錯覚を消費者の方に与えてきた。これは要するに季節感がなくなつたということ、そして生産者が使命感を持つてつくつておるのに、それにこたえる気持ちは生まれてこないといろいろな弊害を起こしてきたこの高度経済政策の矛盾といふ感を持つつておるのに、それにこたえる気持ちは生まれてこないといろいろな弊害を起こしておるところです。

○今村(宣)政府委員 包装の問題と規格の問題につきまして、私から先にお答えさせていただきま

まず、容器の問題でございますが、農林省とし

ましては、包装資材費の低減を図りますために、

極力簡易な包装を行うよう指導しておるところ

でございまして、また系統による共同購入等も推進いたしておるところでございます。

包装は申すまでもなく固定経費でござりますか

ら、これに多くの経費をかけることはまことに好

ましくないことでございます。そういう意味合

いにおきまして、包装資材費の節減と省資源を図る

ということから、通い容器による出荷を促進する

い容器の促進を図つてまいりたいと思ひます。

また、包装の強度につきましては、輸送距離そ

の他の関係がございますので、遠距離産地の場合

はどうしても荷痛みを防止するということから、

ある程度堅固な包装を必要としますけれども、御

指摘のように地域流通のものにつきましては、で

きるだけ簡易な包装が行われることが必要であ

り、またそういうふうなことで指導をしてお

りますし、まだなんだん実情もそのようになっておるというふうに考えます。そういうわけ合いに

おきまして、包装容器の節減を図ることにつきま

つくるんだというような錯覚を消費者に与えま

つております。

○今村(宣)政府委員 第一点の生産者の自主的

な調整といいますか、生産出荷に果たす役割りをど

なおまた、規格でございますが、規格につきま

しては先ほどの御質問にもお答え申し上げました

よつて、できるだけこれを簡素化する、こういう

ように、できるだけこれを簡素化する、こういう

ことと、地域のそれぞれ特性を生かすというふう

しなければならぬ。それから包装の容器にしても

まことにむだな面がある。だから、むだをどう省

みます。農林省は考えたらどうかという気がする

わけですが、この点について農林大臣の見解を聞

きたい。

○今村(宣)政府委員 包装の問題と規格の問題につきまして、私から先にお答えさせていただきま

す。

まず、容器の問題でございますが、農林省とし

ましては、包装資材費の低減を図りますために、

極力簡易な包装を行うよう指導しておるところ

でございまして、また系統による共同購入等も推

進いたしておるところです。

包装は申すまでもなく固定経費でござりますか

ら、これに多くの経費をかけることはまことに好

ましくないことでございます。そういう意味合

いにおきまして、包装資材費の節減と省資源を図る

ということから、通い容器による出荷を促進する

い容器の促進を図つてまいりたいと思ひます。

また、包装の強度につきましては、輸送距離そ

の他の関係がございますので、遠距離産地の場合

はどうしても荷痛みを防止するということから、

ある程度堅固な包装を必要としますけれども、御

指摘のように地域流通のものにつきましては、で

きるだけ簡易な包装が行われることが必要であ

り、またそういうふうなことで指導をしてお

りますし、まだなんだん実情もそのようになっておるというふうに考えます。そういうわけ合いに

おきまして、包装容器の節減を図ることにつきま

つくるんだというような錯覚を消費者に与えま

つております。

○今村(宣)政府委員 第二点は、要するに消費地における中

央卸売市場の整備、また、その他地方市場の整

備、先般恐らく、この市場の整備計画、六十年ま

で、十カ年計画か何か立てられたと思うのです

が、いま日本で流通が改善できないというのは、

市場の整備がおくれておるということをわれわれ

は考へておるわけですが、この消費地の市場の整

備というものに今後どういう考え方で取り組んで

いかれるのか、その点をひとつ御説明を願いた

い、こう思うのです。

のように活用をしていくつもりであるかといふこととの如質問でございますが、計画的な生産出荷というこの推進は、いわゆる生産者団体による共同販売活動を通じて行う以外になかなか効果的な方法が見当たらないわけでございまして、従来これを計画的に誘導いたしますために産地、県、地域それから全国の段階にそれぞれ生産出荷協議会を設けて、逐次これを開催をいたして協議をいたしておるわけでございますが、この生産出荷協議会は、なかなか問題が問題でございますから十分な効果を上げていないのではないか。あるいはまた今後これを一層活用する方法をどうするんだといふことは研究会でもいろいろ論議されたわけでございます。しかし野菜につきましては、御存じのとおり非常に多数の農家によって栽培されておりまして、また作付面積がそれぞれ変動するということもありまして、また気象条件によつて作柄も変動いたしますので供給もまた変動をする。それからなかなか貯蔵性がございません。それから出荷団体に共販率が低い。そういう非常にむずかしい要素がございますので、そういう野菜の特性を踏まえながら、この問題をどういうふうに解決するかということになりますと、これを制度的に一挙に解決するということは非常にむずかしいわけでございます。

つきましては、なお具体的の方途につきまして、いまだこれだということには及び至っておりません。したがいまして、私たちといたしましては、そういう生産者団体の調整活動の方策、活用の方策につきましては、さらには研究会を開きまして十分分か後とも検討し、適切なる方法につきましてはこれを直ちに実行に移すという方針で処理をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから第二の、中央卸売市場の整備が大切であるけれども、これについていかなる考え方であるかということでございますが、先般、中央卸売市場の整備の基本方針を中央卸売審議会に諮つて決めました。それからそれに基づきましての第二次の中央卸売市場整備計画も策定を見たわけでありまして、今後十年間に大体三十九市場を新設をするという計画になつております。同時に、その市場の設置に伴いまして周辺の市場を吸収するということもございまして、十八市場を移転あるいは廃止する。したがつて差し引き二十一の中堅卸売市場を増設するということです。したがいまして、五十年度末現在の八十市場にこれを加えますと六十年度末には百一市場が全国に配置をされるということに相なります。また、既設の八十市場のうち六十六市場につきましては、各市場の整備改善を図つていくということで、これに要します財政投融資規模は、事務当局の試算によりますと五千二百六十五億円を要するというふうに考えております。

地方卸売市場につきましては、卸売市場法の規定によりまして、都道府県知事が作成する都道府県の卸売市場整備計画に基づきまして計画的にその整備を促進することにいたしておりますが、その際地域流通の拠点となるものにつきましては、かかる限り公設のものにする、これに対し補助金等を出すということで、民営地方市場、卸売市場につきましては農林漁業金融公庫の長期低利の近代化資金の融資を行なうことといたしております。それにつきましてはいろいろな計画策定は現在進行中でございます。

○**農田(健)委員**　われわれは共販体制を強化して、本当に正常なルール確立を図つていかなければならぬ、これがある程度の基本だと思うのですが、それがいろいろの今までの長い慣習、慣例というか、いろいろなものが入り込んで混亂を起しこし、また農家の考え方もいろいろな面でいまの制度的な矛盾から強化されていかない弱さを持つておるわけですから、それを解明をしながら、メスを入れながら一つ一つ改善をして、共販体制の強化を農林省としてもやってもらいたい、こう思います。

私たちには、何としても野菜も思い切つて全部共済制度を適用していくべきだ、共済事業に全部入れるべきだと思うのですよ。この共済事業に入れねらいというのは、たとえば野菜をつくり、キヤベツでもカンラン、タマネギでも何でもすが、青田売りといふのがある。青田刈りと言う青田売り、これらが行われるところに、仲買人といふものがそういうことをやるわけですが、共済制度を確立しておけば、そういうものがある程度防ぎとめられるのではないか。それで青田売りをして農家は共済制度からはずしてしまって、除外してしまうというようなある程度の規制措置というかそういうことを制度的に考えて、できるだけ共販体制に乗せていくような、そういうことを考えた結果、何としても共販体制の強化を急がなければならぬ。同時にまたこの価格問題、要するに所轄方法として考えておる。そういうことで、われわれは何としても共販体制の強化を急がなければならぬ。と同時にまたこの価格問題、要するに所轄実施段階、要するに実行行為の実のあるものにいれども、質問時間はごく短い。短いけれども、われわれのこの気持ちをよく農林省はくみ取つてから、当局の方もやれやれと思われておりますけれども、質問時間はごく短い。短いけれども、でもわらわなければ困るので、法案だけ通したらや

れやで今村局長は安心してもらつては困るわけですね。法案が通らないと言つたらびっくり腰になつたといつて恐れ入つたようですがれども、われわれは何としてもこの法案をいいものにしならいたいということでも協力しなければなりませんから、先ほど申し上げたもろもろの問題を十分御理解をいただいて、この法案の趣旨が生かされるようにしてもらいたい。

今後の希望を申し上げて、私の質問は、四分間残しまして終わります。

○山崎(平)委員長代理 次に、美濃政市君。

○美濃委員 私は、災害補償法及び共済基金法関係につきまして若干の質問をいたしたいと思います。

まず、最初にお尋ねしたいことは、今回の改正で、特定の施設等により収穫量を適正に把握できる見込みのあるものとして主務大臣が指定する地域においては、全相殺農單方式については共済金額に終基準収量の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額を共済金額とするこうなつておりますが、この特定の施設というものの見解をきちっと整理して承つておきたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 今回農單方式の推進の一つの方策として、全相殺の農家単位引受方式というものを導入をしたわけですが、これを実施をいたします地域の条件といたしましては、たゞい先生お話ございましたような一定の施設要件等があるといううことで具体的に地域を決めてまいりたいというふうに思つておるわけでございますが、私どもが現在考えております基準といたしましては、全相殺農家単位引受方式を実施いたします地域というのは、たとえばカントリー・エレベーターあるいはライスセンターといったような施設がございまして、その地域の農家の大部分のものがこの施設を利用をして収穫後の処理をしておるというふうな地域を一つの条件として考えておるわけでございます。つまり、全相殺農家単位引受方式をやります以上は、全体の収穫量という

ふうなものが把握される必要があるわけござりますが、そういうふうなものに役立つ施設といったらなくとも、農家との取扱量を適正に確認のできる地域というものがあります場合には、これは具体的に農林大臣が指定をする予定でございますが、そういう地域については同じように全相殺農单引受方式が実施できる地域になるというふうに思っております。

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」
なお、カントリーエレベーターなどの施設によらなくとも、農家との取扱量を適正に確認のできる地域というものがあります場合には、これは具体的に農林大臣が指定をする予定でございますが、そういう地域については同じように全相殺農单引受方式が実施できる地域になるというふうに思っております。

なお、この地域につきましては、来年度実施までの間にそれぞれの地域の希望も聞きまして、団体等の意向も十分お伺いをした上で地域を指定していくというふうな措置をとりたいと思っております。
○美濃委員 小麦も適用されますね。表作改善等で、コンバインで全収が把握できるというものがかなりできております。これも当然該当します。

○吉岡(裕)政府委員 お説のとおりでございまして、大体大臣が指定できるという見込みはどちらのいいという見込みですか。

○吉岡(裕)政府委員 現在カントリーエレベーター等の利用をされております面積でまいりますと、全国で約六%強というふうなことでございますが、そのほかに先ほど申し上げましたような農林大臣の指定をする地域については、その具体的な指定の基準というふうなものをこれから具体的に詰めてまいりまして、農单の利用できる地域といふものをなるべく適正に把握してまいりたいと、いうふうに思っております。

○美濃委員 次に、米にはカメムシ等の黒蝕米ですか、それが出ますし、それから小麦には穂発芽が出ます。これは御存じのよう検見によるもの

ではなくて、的確な把握は取扱後でなければこれを把握できないというのが現状であります。しかし被害粒でありますことは間違いないわけです。いまでもこれに対して多少より分けたり何かして被害算定が行われておりますが、しかしながら被害算定が行われますが、しかしながら被害算定が行われます。それは不十分ですね。

第一にお尋ねしたいことは、この方式をとった場合は全収量把握、カントリーエレベーターなりあるいは麦の施設によつて全収量がそこで把握できると同時に、その条件というものが全量について的確に出てきますから、これは把握がしやすいわけですが、これから的方式としてこの方式でした場合、その損害率算定はどのぐらいに見ていくか、この方針をお尋ねしておきたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 カメムシ等の被害あるいは麦の穂発芽による被害といったようなものはやはりまして実質的には品質が非常に落ちた場合の処理といたしまして、農業共済制度というものはやはり収穫量の減収に対してその損失を補てんをすると、従来のやり方としては、そのような被害が非常にはなはだしい地域につきまして取扱後に被害粒を控除して取扱量を決定するというふうな特例措置を講じて、これをいわば減収量に換算をいたしましてその補てんをいたしておるわけございまして、大体大臣が指定できるという見込みはどちらのいいという見込みですか。

○吉岡(裕)政府委員 申しますが、この制度は

常にはなはだしい地域につきまして取扱後に被害粒を控除して取扱量を決定するというふうな特例措置を講じて、これをいわば減収量に換算をいたしましてその補てんをいたしておるわけございまして、大体大臣が指定できるという見込みはどちらのいいという見込みですか。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のように、農作物共済におきまして、特に米、麦等においては一筆引受方式というものが支配的であったわけでございます。したがいまして、この一筆方式の場合には何としてもやはり検見という方式で取扱量を判定をしなければならなかつたということがあります。そこで、減収量というものを損害としててん補をするという、現在の農災法がそういうふうに規定をされておりまして、そういうたてまえになつておる中で、いまお話しございましたような一種の品質低下というものをどう処理をしていくのかということになります。そのためたてまえになつておる中で、いまお話しございましたような一種の品質低下というものをどう処理をしていくのかといふことになります。したがいまして、その補てんをいたしておるわけございまして、大体大臣が指定できるという見込みはどちらのいいという見込みですか。

○吉岡(裕)政府委員 申しますが、この制度は

次に、農單方式の場合、これは一筆全損耕地に関するものは足切り三〇で、七〇の共済金を支払うということに今回なつておりますが、これは理由のいかんを問はずですか。全損する場合のいろいろの条件があると思います。いかなる条件においても一筆が全損した場合は共済金を支払う、こう解釈してよろしくございますか。

○吉岡(裕)政府委員 ただいま先生お話しの制度は、農單方式の推進の一つの方策といつしまして、現在一筆方式というものが一般的に行われてゐる中で、たとえばある農家の一つの耕地が全損を受けたような場合に、農單方式でありますために共済金がもらえないというふうなのは非常に農民感情にも反するのではないかというような趣旨を受けておるわけでございます。ただ、たてまえをとつておるわけでございます。たまたまえをとつておるわけでございます。

今度カントリーエレベーター等を利用いたしましたような一筆方式でとられておるような特例方式というものがより円滑に、より適正に行い得る可能性が非常に強い、こういうことございまして、そういうやり方で先生の御趣旨が非常に生きやすくなる制度になるように、私どもとしては今後具体的な基準等を考えていきたいというふうに思つておるわけでございます。

○美濃委員

この方式によれば確かにお話をよう

いるが、この方式によれば確かにお話をよう

と申しますのは、ある一つの耕地が全く収穫皆無の状況になるということございまして、一番端的な例としては水害による埋没というふうな例が非常には的確な例であろうと思いますが、原因は問いませんが、全く収穫皆無の状況になるということを私どもとしては考えております。

○美濃委員 それでは次に進みます。

今回家畜の掛金に対して国庫負担が改正されました。これは牛は全部二分の一。結局私どもから言ふと、新しく肉豚が加わっておりますけれども、同じ国民のたん白食糧であつて、国民たん白食糧生産というたまえからいくと、農林省の考え方として肉牛と肉豚とどういうわけですか。

これは用途なり肉質なりの比重が非常に牛肉の方が上だから、だからそれには二分の一の国庫補助をして、豚は質的に悪いんだとか、何かこれは理由があるんですか。何かの理由が根拠があつてこういうことをしたのか、どうしてこういう差別待遇をするのか、同じ家畜を生産する過程において、豚は質的に悪いんだとか、何かこれは理由があるんですか。何かの理由が根拠があつてこうした方がいいと思うのです。牛だけは二分の一だ。豚は三分の一だ。それから馬ですね、産業用馬はいまは少くなつてしまひましたけれども、馬とか種豚については五分の二だと、こういう差別待遇をするという根拠はどこから出てくるのか。であります。ただ行政といふものは公平でなければならぬと思うのです。いかがですか、これは何か根拠があるんですか、正当な理由が。こうしなければならない正当な理由があればお聞かせ願いたい。ないのであれば、今回すぐ修正というわけにもいかぬだらうけれども、間髪を入れずこれはやはり差別待遇をしないようにする、結局全部二分の一に直すということを考えてもらわぬと、すぐ実行してもらわぬとならぬ。この段階で修正といふこともなかなか困難だということはわかりますけれども、こういう差別待遇は好ましくない。しかし、われわれが納得できる正当な理由があればこれは別になりますけれども、私どもとしては、こうい

うふうにする正当な理由がないという判断に立つわけです。牛が上であつて豚はその下なんだといふう正當な根拠と理由はないのではないか、こう思うのですが、いかがですか。

○吉岡(裕)政府委員 ただいま先生お話しの、家畜共済の国庫負担の方式の問題でございますが、これは御承知のように、現在の負担制度というの

は昭和四十六年の制度改革によって決められておるわけでございまして、それに至りますまでも逐次いろいろな家畜の種類に応じながら、その国庫負担割合といふものは改善をされながら今日の状況になつておるわけでございます。

したがいまして、私どもの考えでありますこと

は、畜産振興の重要性ということで牛と豚とを特に区別をしておるということではございませんが、そのような国庫負担の改善方式を進めてまいります過程におきまして、今日ではまず牛について二分の一に近い状況が頭数割合などに応じてあるわけでございますが、そこで二分の一といふこと

を牛について実現をいたす、そしてすでに種豚について三分の一といふ経緯をたどつてきておるわけでございますが、これはひとつ牛が上のにつれて五分の二までは何としても引き上げないでございますが、そこで二分の一といふことを牛について実現をいたす、そしてすでに種豚について三分の一といふ経緯をたどつてきておるわけでございますが、これはひととつ牛が上の

につれて五分の二までは何としても引き上げないでございますが、そこで二分の一といふことを牛について実現をいたす、そしてすでに種豚について三分の一といふ経緯をたどつてきておるわけでございますが、これはひととつ牛が上の

○美濃委員 言話を聞いておつて納得できる説明

ではないですね、抽象的なお考えであります。ですから、これはいずれも肉豚についてではなくたるもののが、今回お話しのように初めてであり、改

えで了解せざるを得ないと思いますけれども、しかし絶えず見直しをするというお考えですか。これは早く、できれば来年でもいいです、来年でも再び法改正を出すように努力を願いたい。初めてあるとかそういう客観的な問題でこういう差別待遇をつけておくのはいかぬですから、二分の一

国庫負担に全部なるように御努力を願いたい。答弁はいいですから、希望を申し上げておきます。

それからその次、病害虫の防除に対する今回共

議金を支払うという条項に当たつて、まず第一番にお聞きしたいことは、「病害虫の防除を適正に行なう見込みがあるものとして」というふうにうた

つてあります。病害虫の防除を「適正に行なう見込みがあるものとして」主務大臣が指定した地域に

おいてという表現ですが、この「病害虫の防除を

適正に行なう見込み」というのは、これは米にして

も麦にしても、麦には比較的成育期に入つてか

らの病害虫といふのは米よりも少ないですから

か種豚については五分の二だと、こういう差別待遇をするという根拠はどこから出てくるのか。で

あります。ただ行政といふものは公平でなければならぬと思うのです。いかがですか、これは何か根拠があるんですか、正当な理由が。こうしなければならぬ正当な理由があればお聞かせ願いたい。ないのであれば、今回すぐ修正といふわけにもいかぬだらうけれども、間髪を入れずこれはやはり差別待遇をしないようにする、結局全部二分の一に直すということを考えてもらわぬと、すぐ実行してもらわぬとならぬ。この段階で修正といふこともなかなか困難だということはわかりますけれども、こうい

えてもらいたいのです。

そういうものがないという前提に立てば、こういう表現を使う必要はないのじゃないか。全国のどこにおいても異常に病害虫が発生した場合において

くる、通常防除の基準を超えて防除に要した費用に共済金を支払う、これでいいのじゃないですか。意識がどうだ、適正に行なう見込みがあるといふことの、ちょっとまずその条件を開いておきましたが、見込みのある地域といふことになれば、もう一回申し上げますけれども、全国

全部だと思うのです。全国全部一律に病害虫に対する防除意識は持つておると思うのですね。あえていいます。私は見込みのある地域といふことになれば、その地域をはつきりここでお聞きしたいと

いふことです。私は見込みのある地域といふことになれば、もう一回申し上げますけれども、全国全部だと思うのです。全国全部一律に病害虫に対する防除意識は持つておると思うのですね。あえてい

ます。私は見込みのある地域といふことになれば、その地域をはつきりここでお聞きしたいと

いふことです。私は見込みのある地域といふことになれば、その地域をはつきりここでお聞きしたいと

いふことです。

○吉岡(裕)政府委員 先生御指摘のとおり、農業

制度のあり方を

といたいとおこなった場合から今後の検討いろいろな観点から今までお伺ねしておきたいと思います。どこかの県

があるはどこかの郡で、病害虫に対しても適正な

防除意識がないところがあつたら、私は教

つまり、共同防除体制がとられていて、それが共済組合の場合でございますとかあるいは農協の場合でございますとか、市町村の場合とかいろいろございますが、一定の組織された状況で共同して防除が行われたような場合には、その病虫害防除のために使った費用でありますとか、あるいはその病虫害防除のやり方というふうなことを客観的に確認をする資料がそれによって得られるわけでございます。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

したがいまして、そういう条件のもとにこの損害防止給付というものを新たな共済金の支払いとして今回の法律改正の中に入れたということです。ざいまでの、この法案のねらつておりますところは、そういう客観的な把握の仕方としてこういふ条件をつけておるのであるというふうに御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○美濃委員 そうすると、この条項は書いてある文章と説明とがちよつと食い違いますね。結局、共同防除等によって、やはり通常こういった農薬が使われたということが共同防除等によって的確に把握できるものにとりあえず適用する、こういう実証できるものにとりあえず適用していきたくです。すると「適正に行う見込みがあるものとして」ということは違うわけですね。ですから、今回共済支払いの対象にするのは、共同防除で農薬が非常に使われたということがいわゆる実証できるものにとりあえず適用していきたくです。こういうことであつて、結局適正に行う見込みがあるない云々ということは、これは共同防除をしなかつて、この意識のない農民というのは私にはないと思うのですよ。そうすると、この防除費に對して行う共済金の支払いとこの文章は少し違う、書いてある文章と、こういうふうに解釈して間違いないですか。

○吉岡(裕)政府委員 現在の改正法案でお願いをしております点は、先ほど私が申し上げましたような書き方になつておるわけでございまして、そういう条件に適合をするところについて水稻病害虫の損害防止給付が出ることになる。そういう地域

といひますのは、これは都道府県知事の意見を聞いて、そういう条件が整つているかどうかというふうなことを主務大臣が判定をいたしまして、組合の地域の全部または一部を指定をする、こういうことで運営をいたしていくつもりでございます。

○美濃委員 意味はわかるのですが、法律にはこのうなつていませんか、いわゆる「適正に行う見込みがあるものとして」というのは、何かもらつた資料にはそういうふうになつておるのですがね。

これは農林省からもられたのですが、「農業災害補償法及び農業共済基金法」の一部を改正する法律案骨子」という小さい冊子です。「適正に行う見込みがあるものとして」となつていて。そうするところ、これはいま言つたそういう体制が整つておるもの、こうしたことですね。そうすると客観的な判断ではないわけですね。客観的に意識があるとかないとかいう問題題じやなくて、条件は、共同防除設施が整備されている等、その地域における組合員が共同して云々といふようなことが書いてあります。それが主体になるわけですね、この文書は。そうですか。

○吉岡(裕)政府委員 先生ただいまおっしゃいましたように、このような法律上の表現になるというふうにと、このようなことでございまして、意識の有無といふふうなことを問題にしておるわけではなくて、そういう先ほど申し上げましたような条件のあるところというふうなことを法律的に表現をします。

○吉岡(裕)政府委員 御理解をいただきたいと思います。御理解をいたさないでございます。なお、その「骨子」はやや省略をして、法律の文句と同じように書いてございませんので、その点どうもおわび申し上げます。

○美濃委員 次に、同じ条項で、この骨子によれば「異常に病害虫が発生した」場合、私から申し上げるまでもなく、虫害の場合、病虫の場合によ生を見てから直ちに手配、防除体制を整えるということもあり得ると思いますけれども、病害の発生も、病害にかかる場合、病害を発見してから防除に入るのではだめです。たとえばいもちにしても、

あらゆる農作物の病害というものは大体発生時期なり気象観測による温度等からそういう病気が発生する疑いが起きたときにすぐに防除に入らなければ、病気が発生してから薬をかけても、これは治療薬ではないですから、予防薬ですから、病気にかかった農作物に農薬での病気を治すような薬をかけたら、もう枯れてしまうのです。予防薬ですから、葉に抵抗を持たず。ですから病気が出る前にかけなければならぬわけですね。ところがこのあれでは異常に病害虫が発生した場合といふことになつてある。発生したといふことになると、発生を確認してから防除を行なうということになりますからこれはだめだということになります。そ

んな防除のあり方はない。これは発生を確認してから防除をするなどといふものではないではないか。虫については、病虫については一応発生が出てから早急に防除に入るといふのでも間に合うことがあります。そういうことはあり得ると思うけれども、病気の方は、おそれで防除に入つていかなければ、発生した場合といふ表現で、発生してから防除に入るといふ防除の仕方はないと思うのです。これはどうですか。

○吉岡(裕)政府委員 この改正法でこれから運用いたしまして、水稻の損害防止給付をいたしましたための条件として私どもが考へておりますのは、植物防疫法の警報といふのが県単位で出ることになつております。この防疫法上の警報と申しますのは、たとえば稲作につきましては有害動植物が大発生をし、重大な被害をもたらすことが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発令をされるというふうなことになつております。ただ御指摘のように、重大な被害をもたらすおそれがあるという状況が客観的にいろいろ観察田その他で出るようござりますので、そういうものに基づいて警報が発令をされました場合に今回

の給付の条件がいわば発生をしたというふうに考えていくことにしておきます。

○美濃委員 今回の改正はいま実験中の畑作共済に全部適用されると判断してよろしくうござります。実験中だから、しかしこれは共済法ですかから、実験共済といえども、法律が改正されれば、実験中のものにも適用される、こう判断してよろしくうございますか。

○吉岡(裕)政府委員 今回の措置は農作物共済のうち水稻について特に講じようということでござります。それで、今日別の法体系でやつております畑作共済などについてはこのよろしい措置は考えていいわけでございます。

○美濃委員 いや、水稻と言つけれども、麦はどうですか。麦は入るのでしょうか。どうですか。

○吉岡(裕)政府委員 今回は麦については考へおりませんで水稻だけでございます。なぜこのようなことを水稻だけについて考えたかということを御説明いたしました。常發生に対します防除体制がとられていて、そうして的確に客観的にそのような費用を判定をできることでござりますと、先ほど私が御説明いたしましたように、客観的にそういう農業その他病害虫の異常發生に対します防除体制がとられていて、そういう条件が要るということを申し上げたわけです。

もう一つは、こらいう措置を今回考へましたのは、やはり水稻の低被害対策といつしまして、いわゆる掛け捨ての不満といふものが水稻共済について一般的にあるわけでございますが、そういうふうなものに對応する措置といふことでも考へて、そういう条件があるということをございまます。

もう一つは、こらいう措置を今回考へましたのは、やはり水稻の低被害対策といつしまして、いわゆる掛け捨ての不満といふものが水稻共済について一般的にあるわけでございますが、そういうふうなものに對応する措置といふことでも考へて、そういう条件があるということをございまます。

○美濃委員 他のものについては将来どういうふうにお考へですか。一応水稻――なるほど別にもらいました資料を見ると「水稻」と明記してありますね、この項は。「水稻」として明記してありますね、これがまた水稻だけでは片手落ちだと思

うのですね。行政の公平というものを無視されてしまうのですね。米だけが農作物じゃないと思いませんね。米だけが農作物じゃないということになると、他のものは必要だといふことになる。しかし他のものも、米もちろん必要ではあるけれども、他のものも必要だといふのであれば、なぜ米だけをこういうことをして、他のものについては当面適用しないということはおかしい。おつけこれもやらなければならぬ。どうでしようか。

○吉岡(裕)政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、こういう給付をやるために客観的なそういう体制の整備があることが必要であるということを申し上げたわけでございますが、水稻については長年にわたって組合等を中心いたしましてそのような共同防除体制というふうなものが確立をしてきておるということを前提にいたしまして、さらに掛け捨て不満といったような問題もあわせ考えて今回の措置をとったわけでございますが、法律の規定にもござりますように、「当分の間」ということでこの一種の実験的措置としてこの制度を開いたわけでございまして、今後防除体制のあり方とかそれから農家経済の動向とか、いろんなそういう問題を含めましてこの水稻についての損害防止給付というのもさらに検討を続けていかなければならぬだろうというふうに思つておるわけでございます。したがいまして、現状におきましては水稻を考へておるところでございまして、非常に長期的な問題としてはほかの農作物についても先生御指摘のような問題はあるうかと思いますが、これはひとつ長期的な観点で今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思つておきます。

○美濃委員 参考にちよつと申し上げておきますが、畑作共済等が本格実施に入つてくるようになると、これはペレニシヨウのウイルス病の対策などといふものは、水稻水稻と言ふけれども、とても稲作にああいう条件の病気はありませんからね。これらの対策といふものは、それは経費的に見ても労力的に見ても、とてもじゃないが、水稻にバ

レイショのウイルスに匹敵するような、それを、いわゆるウイルスを防ぐための手段に要する経費、労力、米にこれに匹敵する病気なんか起きたらお目にかかります、こう言っておきたいと思ふます。しかし米だからそういうものを見ていく。まだとおり、この辺がきっちりしていることが組合の運営の適正化を図るために非常に重要なことだらうというふうに思います。ただ、こういうことは申し上げませんけれども、そういうものがありません。しかし米だからそういうものを見ていく。いま畑作共済も実験中ですから、いますぐここでとは申し上げませんけれども、そういうものがありません。しかしこれもやらないということだけははつきり認識しておいてもらわなければならぬ。労力も経費も少ないものに米だからといって見ても、他もやはり主要作物ですが、いろいろなことは私はあり得ないと思うのです。だから、他の主要作物に共済を適用しながら見ないと、こういうことは私はあり得ないと思うのです。そこで私は思ひますけれども、これはきつちんと、立候補をもつて当選確定するということになれば、現行法と変わってきますから、これは立候補制というものを法律をそういうふうにして、定款なり各単協でつくる役員選挙規程なりを、立候補制できつと当選が確定できる拘束性を持つ立候補制にしなければならぬが、その準備はできていますが、事務費の補助、それから家畜の診療点数、こういふのがどうも実情に合わなくなつたのですが、事務費の補助、それから家畜の診療点数、こういふのがどうも実情に合わなくなつたので、この点がことしの予算でも改善されてきておる。結局、こういう経済条件で必要経費は増大するのに、それに伴う国庫補助のアップは伴つてない、こう思つておられるわけですが、これは早急に改善しないと、なかなか共済団体の運営上大変だと思うので、この点がことしの予算でも改善されていないのですが、どういう見込みに立つておるんです。法案を見ると、「定款の定めるところにより」と書いてあるが、「定款の定めるところにより」、「省略することができる」。この定款の定めるところは、政省令か何かでその拘束を定めますから、この措置は私はよろしいと思つてはこれでいいと思うのですけれども、ここ

ところはもう少しきちつとしておかぬと後日問題が起きるんじやないか。行おうとするのはこれでいいと思います。合併組合等が今まで大型化してきておりますから、この措置は私はよろしいと思つておきますが、ことしはこの家畜診療所の運営に伴いまして、特に過疎地域の診療所の経営が悪化をしてきておるようなところがございます。こ

ういうような状況を踏まえまして、国としましては、家畜共済の診療点数の改定でございますとか、損害防止事業の際の獣医師の日当の引き上げといったような措置をいろいろと講じてきておりますが、ことしはこの家畜診療所の運営に關する問題を総合的に検討をしておらず、ぜひ今後の家畜診療所の健全な運営に資してもらいたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 役員等の選挙につきましては、無投票当選制を導入したいということで法改正をお願いをしておるわけでございますが、先生御指摘のとおり、その辺がきっちりしていることが組合の運営の適正化を図るために非常に重要なことであるわけでございまして、私どもいたしましては、選挙規程が現在定款の付属文書ということであつて決められておりますので、模範選挙規定等をよく組合まで流すようになつたしまして、この制度をとる場合にはきつととした選挙規定を整備をして、完全立候補制を保障するというふうな措置をとつた上でこの措置をとるよう指導をしてまいりたいというふうに思つております。

○美濃委員 国庫負担のところでもう一つ落としと、立候補をもつて当選確定するということになれば、現行法と変わってきますから、これは立候補制というものを法律をそういうふうにして、定款なり各単協でつくる役員選挙規程なりを、立候補制できつと当選が確定できる拘束性を持つ立候補制にしなければならぬが、その準備はできていますが、事務費の補助、それから家畜の診療点数、こういふのがどうも実情に合わなくなつたので、この点がことしの予算でも改善されてきておる。結局、こういう経済条件で必要経費は増大するのに、それに伴う国庫補助のアップは伴つてない、こう思つておられるわけですが、これは早急に改善しないと、なかなか共済団体の運営上大変だと思うので、この点がことしの予算でも改善されていないのですが、どういう見込みに立つておるのか、これを聞いておきたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 農業共済団体の運営いたしましては、家畜診療所の問題でございますが、最近牛馬の飼養頭数の減少といったような畜産事情の変化に伴いまして、特に過疎地域の診療所の経営が悪化をしてきておるようなるところがございます。こ

ういうような状況を踏まえまして、国としましては、家畜共済の診療点数の改定でございますとか、損害防止事業の際の獣医師の日当の引き上げといったような措置をいろいろと講じてきておりますが、ことしはこの家畜診療所の運営に關する問題を総合的に検討をしておらず、ぜひ今後の家畜診療所の健全な運営に資してもらいたいと思います。

○美濃委員 もう一点質問しておきますが、今回お話を伺つた際に、たとえば一例を生命保険にたとえれば、いま一件五十五万くらいの生命保険は全部赤字なので、管理費が出ないわけです。百万の生命保険になると、大体赤字ということはない。元来、私どもが計算してみると、家畜共済は全く事務費がかかつて、単位が非常に低いですから、家畜共済における家畜の安全保障よりも、手数がかかって、経費が効率を上回るという状況もあるわけですね。ですから、多頭飼育をしておる農家あたりになると、共済掛金が損害率を上回るという面も出てくるわけです。そういうふうに考えると、これはもつと、やはり原則的な考え方では、もう共済事業もずいぶん実施しておるわけですから、通例災害率は単協が全部しよつて、伝染病とか異常危険部部分だけを再保といふ仕組みにしていかないと、再保は危険分散の上で結構だけれども、再保険をすることが大するわけですから、そこらが将来の検討課題だと思います。いまここで、ちょっとと思い切つた発言であります。だから、答弁のしようもないと思いますので、まあそういう方向を検討する、結局効果を上げてわれば三年ですから早く本格化してくれ、三年の経費がかかる方向を検討する、これを検討してもらいたいと思います。

それから、いま申し上げたいわゆる家畜の掛金に対する国庫補助がばらばらですから、これは行政の原則を欠いておりますから、できるだけ早く二分の一補助にするようにはじめさせてもらいたい。もう検討の段階じゃないと思うのです。どうして進めるかということありますから、進めるということ。

それから同時に事務費ですね、あるいは家畜の診療の点数の改正等も適確に行わないと、事業運営が円滑にいかない面が出てきておる。この体制を、これはもう速やかな措置を必要と考えております。

こういう点について、政策的に農林大臣としてひとつ強力に進めてもらいたいと思いますが、大臣の御意見を承つて、もう時間ですから、私の質問を終わりたいと思います。

○安倍国務大臣 煙作物の共済につきましては、昭和四十八年に制定されました煙作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づきまして、四十九年度から北海道、鹿児島、沖縄におきまして試験実施を行つてきておるところであります。試験の実施は、料率算定に必要な被害率等の基礎資料の整備、損害評価方法につき調査を行うためのものであります。適正な被害率の算定には最低三年から五年間の被害状況のデータが必要とされるわけであります。そのため本格実施は五十四年以降になると考えられるわけですが、その時期はなるべく早くするように、今後とも努力をしてまいりたい、このように考えておるわけであります。

なお、家畜共済の中の共済掛金国庫負担方式は、昭和四十六年における制度改正により決められたものであります。今回共済掛金の国庫負担を特に畜産經營の実態、畜産振興の重要性を踏まえて、牛につきましては二分の一、種豚につきましては五分の二に引き上げるとともに、肉豚につきましても三分の一の国庫負担を行うことによりまして、農家負担の軽減による加入の促進と畜産經營の安定を図ろうとしたとしておるわけであります。

すが、今後、畜産に占めるところの養豚経営の動きを見ながら関係方面と十分連絡をとりまして、将来の問題としてこれは慎重に対処してまいりました。こういうふうに考えております。

○芳賀委員 終わります。

○片岡委員長代理 次に、芳賀貢君。

○芳賀委員 この際、農業共済制度の改正点について主として農林大臣に御質問を申し上げます。今回の改正案を検討いたしますと、各共済部門を通じて相当大幅な改善の跡が見られるわけでありえますから、これを総評してわれわれとしても認めれる点が相当多いわけでございます。これで完全に、ということはできませんし、また従来のしばしばひとつの強力に進めてもらいたいと思いますが、大臣の御意見を承つて、もう時間ですから、私の質問を終わりたいと思います。

○安倍国務大臣 その中身を……。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のとおり農單方式で農家掛金を特別に大きくふやすことなく損害額を引き上げたいということで考えてまいりますと、全相殺農單一割足切り方式というものは確かに一つの非常に前進した形態であろうというふうに思うわけでございます。ただ、保険の制度に仕組みます場合の技術的な問題といったしまして、全部の農家の耕地を增收分と減収分とをあわせてそれぞれたとえば検見で収穫量をつかむというふうなことは非常な労力を要しますし、保険技術的にもそれを仕組むことは非常にむずかしいという問題があるわけでございます。そこで今回の全相殺農單方式を実現いたしました条件といいましたは、カントリーエレベーターあるいはライスセンターといった収穫量を農家単位で客観的につかむことができる施設がある、またはそれに準ずるような、その地域の組合員農家の全体の収穫量を確実に把握をするような仕組みがあるところにつきましてそういう農單方式が初めて可能になるという事になるわけでございます。したがいまして、農家が非常に大規模な被害を受けました際に手厚く補てんをされる制度としては全相殺農單方式、しかも一割足切りという方式は進んだ方式であるというふうに考えられますので、今後そのような客観的な資料を得る施設あるいは仕組みの発展を図りまして、この共済制度の促進を図つてまいりたいというふうに思うわけでございます。

○芳賀委員 ただ、問題は現在実施中の半相殺農單二〇%足切りもまだ選択的実施に入つてから日

となる点を具体的に明示してもらいたいと思うわけでございます。

○吉岡(裕)政府委員 今回の制度の改正におきまして一割足切りの全相殺方式を導入するということにいたしたわけでございますが、これが今までの制度で行われた方式等と比較をいたしまして、農家の実質的な要請にこたえるものである、こういふうにわれわれは考えております。

○芳賀委員 その中身を……。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のとおり農單方式で農家掛金を特別に大きくふやすことなく損害額を引き上げたいということでございます。ただ、保険の制度に仕組みます場合の技術的な問題といいましたは、全部の農家の耕地を增收分と減収分とをあわせてそれぞれたとえば検見で収穫量をつかむというふうなことは非常な労力を要しますし、保険技術的にもそれを仕組むことは非常にむずかしいという問題があるわけでございます。そこで今回の全相殺農單方式を実現いたしました条件といいましたは、カントリーエレベーターあるいはライスセンターといった収穫量を農家単位で客観的につかむことができる施設がある、またはそれに準ずるような、その地域の組合員農家の全体の収穫量を確実に把握をするような仕組みがあるところにつきましてそういう農單方式が初めて可能になるという事になるわけでございます。したがいまして、農家が非常に大規模な被害を受けました際に手厚く補てんをされる制度としては全相殺農單方式、しかも一割足切りという方式は進んだ方式であるというふうに考えられますので、今後そのような客観的な資料を得る施設あるいは仕組みの発展を図りまして、この共済制度の促進を図つてまいりたいというふうに思うわけでございます。

○芳賀委員 ただ、問題は現在実施中の半相殺農單二〇%足切りもまだ選択的実施に入つてから日

が浅いわけですね。だから、果たして現在の農單

制度が実際に農災制度の中で定着したかというと、そこまでいっていないのです。局長も御承知のとおり昨年の北海道における台風六号あるいは五月上旬の集中豪雨等による大水害によってこの農單制度の弱点というものが明らかになつたわけです。従来の一筆立て方式であれば一筆ごとの災害を掌握して、それに対する共済金の支払いができます。從来の一筆立て方式では、それが取り上げタールあるいは十ペクタール経営の中において、水害の場合ですから全損というような形はなかなか出てこないのであります。全面積の何割かが全損度の制度に発展するようになります。昭和三十九年、それから四十一、四十六年等は農作物共済あるいは家畜共済、果樹共済の実現等、相当大幅なわが国の農業共済制度の前進の跡が見られるわけでございます。たびにわれわれ国会の立場においてはさらに高制度に迫つてきておることは大臣も御承知のとおり見えます。そこで、あるいは委員会の附帯決議等を通じて政府に実現を迫つてきておることは大臣も御承知のとおりであります。

そこで、第一の農作物共済の関係につきましては政府改正案によりますと、現在の農家単位引受方式を改定して損害補償内容の改善が講じられることが、具体的な内容としては農單引受に係る方式の改定でございますが、現在の農單引受方式とは半相殺二〇%足切り方式を主として北海道を中心として実施しております。これを今回の改正を通りまして全相殺一〇%足切り方式に改定するところと、政府が改定を意図しておる全相殺農單一割足切り方式と、もう一つは従来からの一筆引受方式、これは三割足切りでございますが、この三様の引受方式を比較いたしまして、特に共済組合の組合員である農民の立場から今回の改正案の利点

とは非常に農民感情にも反しますし、またそれが農單方式というものを推し進めていく上の一つの重要な障害になるうとういうふうに私ども考えるわけでございます。この点、昨年北海道の水害等の場合にそういった具体的な例があつたわけでござりますが、今回の改正案の中には農單、これは半相殺、全相殺両方でございますが、農單方式で共済關係を持つております農家が被害を受けましてその經營する耕地の中に全損となつたような耕地が出てきました場合には、いわばその部分を分離いたしまして損害を評価いたしまして、耕地ごとに共済金の支払いができるというふうな道を開いたわけでございます。これは農單で全然共済金の支払いが受けられない場合にも当然出ますし、また農單の方よりもこの全損耕地の損害の方が大きい場合には、共済掛金が大きい場合には、農單による共済金の支払いにかわりましてこちらで共済金の支払いをするという方式を開いたわけでございます。こういう方式を通じまして、農單制度に伴うデメリットと申しますか、そういうものを改善をしながら農單を進めていきたいというふうにいま思つておるわけでございます。

それから掛け金負担の問題でございますが、これは四十六年以降いろいろ調査をいたしておりまして、この調査はまだ完全にまとまっておりません

が、このような調査に基づきまして全相殺農單方式の掛け金を適正に決めるようにしていきたいといふふうに思つております。

○芳賀委員 いま言われた全相殺の農單方式の中

に、水害等の場合を配慮して全損耕地に対する一筆方式の特例を開くといふ点については、私も農林省の配慮のほどを認めておるわけでござります。

そこで、全相殺方式の特徴として、これはカン

トリーエレベーターとかライスセンター等の設置があるということが前提にならなければ、量的な掌握ができないわけですね。そこで、農協等の設

〔片岡委員長代理退席、山崎(平)委員長代
理着席〕

そこで、全相殺

トリーエレベーターとかライスセンター等の設置

があるといふことが前提にならなければ、量的な掌握ができないわけですね。そこで、農協等の設

備であるカントリーエレベーターあるいはライス

センターにおいてもみを玄米調整するわけですか

ら、被害を受けたもの場合は、玄米調整の中で

政府に対する出荷用として適合する等級別の調整

をするということになるわけですね。だから平年

の場合にはそれほど大量な被害米といふものはく

ず米として出てこないわけでございますが、被害

を受けた場合、水害あるいは灾害等の場合におい

ては、カントリーエレベーター等で一括玄米調整

をした場合において、量的な面からは総体的な数

量が掌握できるとしても、元来生産目的である出

荷、販売に供される米であるかどうかというこ

とで調整するわけですから、被害認定の場合全部を

含めて収穫量とするか、明らかに認定される被害

米あるいはくず米といふものは当然収穫量から除

外して、正常な米の数量というものを収穫量と認

定するかどうかという点は、これは技術的な問

題として、特に全相殺農單引受の場合一番大事な点

になると思うのですから、この点を明確にして

おいてもらいたいと思うわけです。

○吉岡(裕)政府委員 今日の一筆引受方式の場合

に、お話をございましたよなカムシによる黒色

米でありますとか、麦の場合には穗発芽といった

ような災害が出てまいりまして品質が著しく低下

したというふうな場合には、御承知のように損害

評価の特例措置をいたしましてその被害粒を控除

して収穫量を決定するということをやっておりま

すし、特に米につきましては掲示試験をやりまし

て、掲示歩どまりの低下分を収穫量から除外をす

るというふうな道を開いておるわけでございま

す。ただ、これは一筆一筆あるいは農家農家ごと

にこのような措置を決めることは技術的にも非常

に無理でございますので、組合単位等の地域をと

りましてそのサンプルについてこのような措置を

やつて、これから引き受けおるわけでございま

す。したがいまして今回の全相殺

の農單引受方式を実施する地域について、カント

リーエレベーター等の施設を利用して収穫量を把

握するということになりますと、先生御指摘のよ

うに収穫量全体及び被害を受けしております米麦の

数量といつたようなものがより農家単位に的確に

把握ができるというようなことになるわけでござ

いまして、私どもいたしましては現在開かれて

おります特例措置というものが、このカントリー

エレベーター等を利用してやる場合にはさらに的

確にそういう措置がとりやすくなるという利点が

あるのではないかというふうに思つておるわけでござ

いまして、具体的なこのやり方につきまして

は、法実施までいろいろと検討を重ねて、結果

を出したいというふうに思つておるわけでござい

ます。

○芳賀委員 吉岡さん、これは大事な点ですか

ら、法律が通つた後で研究してなんというのでは

違ひです。これが一番注目される点です。問題

は、全相殺をやる前提は、必ずカントリー・エレベーターあるいはライスセンターの施設があるとい

うことを探して収穫量あるいは被害率の全

般的な掌握ができるということでこれに踏み切るわ

けですから、そうなれば、ライスセンターでその

農家の収穫全量のものを玄米に調整するわけです

から、結局正しい収穫量というものは正粒歩どま

りによって調整されたものが収穫量である。除外

された被害粒あるいはくず米といふものは被害數

量の中に入るというこの区分ができますとい

うとも、これを信頼して各共済組合が実施するとい

うことにならぬかならぬと思うのです。細目のこ

とは別として、大まかにそういう方法で収穫量あ

るいは被害数量の認定ができる。それが相殺農單

方式の最大の利点であるというそこがはつきりし

なければ説明の根拠にならぬと思うのです。これ

はむずかしい問題ですから場合によつては市川課

長でもいいですよ。

○市川説明員 お答えいたします。

カントリー・エレベーターやライスセンターの場

合に、先生御承知のように検定を行います。その

際に、たとえばカムシみたいな場合には立ち木

の段階でわからないものがその段階ではつきりわ

かるわけでございます。したがいまして、全相殺

の段階では、先ほど先生もおっしゃいました

ように、農家の収穫量を完全につかむわけござ

いましたので、同時に農家がそうした災害によりま

すが、その場合に先生御承知のように一等から

四等までの等級というのは非常に変動もござい

ますし、必ずしもカントリー・エレベーターに入れた

ことは食糧事務所の検査といふことになるわけ

で、その数量を減収量として把握し、それを収穫

量から落とすということを当然やるわけでござ

ります。したがって、品質が著しく低下したお米ならお米の

数量もつかめるわけでございます。したがいま

して、その数量を減収量として把握し、それを収穫

量から落とすということを当然やるわけでござ

ります。

○芳賀委員 吉岡さん、これは大事な点ですか

ら、法律が通つた後で研究してなんというのでは

違ひです。これが一番注目される点です。問題

は、全相殺をやる前提は、必ずカントリー・エレベーターあるいはライスセンターの施設があるとい

うことを探して収穫量あるいは被害率の全

般的な掌握ができるということでこれに踏み切るわ

けですから、そうなれば、ライスセンターでその

農家の収穫全量のものを玄米に調整するわけです

から、結局正しい収穫量というものは正粒歩どま

りによって調整されたものが収穫量である。除外

された被害粒あるいはくず米といふものは被害數

量の中に入るというこの区分ができますとい

うとも、これを信頼して各共済組合が実施するとい

うことにならぬかならぬと思うのです。細目のこ

とは別として、大まかにそういう方法で収穫量あ

るいは被害数量の認定ができる。それが相殺農單

方式の最大の利点であるというそこがはつきりし

うことにならぬかならぬと思うのです。これ

はむずかしい問題ですから場合によつては市川課

長でもいいですよ。

○安倍国務大臣 この方式として比例でん補方式

が望ましい支払い方式というふうに考えられるわ

けであります。一方共済金の支払いが増大を

し、掛金率が上昇して農家の掛け金負担が著しく増

大するという面、また損害評価の労力も著しく過

重となるというような問題もあるわけございま

す。

す。また軽微な被害につきましては農家が農業経営上自家保険するということが基本でございまして、また道徳的危険を防止するというような観点からもある程度の足切りを行うことが必要であるわけであります。本問題につきましては、今後とも補償内容の充実という観点から長期的な視点に立つて慎重に検討していくかなければならぬ問題だ、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 それでは、この論議はいずれ次の機会にすることにいたしまして、もう一つ今度の農作共済の中で水稻の病害虫損害防止給付を制度化して実施するということになつておるわけですが、この実施の内容とか、どの程度の範囲においてこれが対象になるかというような点について大筋でいいですけれども、この際説明を求めておきます。

○吉岡(裕)政府委員 水稻病害虫の損害防止給付でございますが、これはまず病害虫の発生態様、それからどのような形の防除が行われているかといふようなことは、地域的に非常に異なつております。そういう状況のもとで給付の内容を具体的に決めていかなければならぬわけでございますので、私どもいたしましては、地域ごとの病害虫の発生状況、あるいは水稻の生産条件といったものを十分考慮しまして、防除基準それから給付限度額を設定するといったように、逐次各地域の防除の実態に即応するよう努めてまいりたいと思っておりますが、地域といったしまして組合の地域の一部もそのような地域として考えられるのではないかというふうに思つております、いざれにしましても、これは法施行までに具体的にして実施をするようにしたいというふうに思います。

○芳賀委員 第二の問題として家畜共済についてお尋ねいたします。

家畜共済制度については、昭和四十一年並びに四十六年で相当大幅な改正並びに前進を示しておりまして、特に四十一年に包括共済制度というものが個別共済と並んで実施されたわけであります。それから四十六年にまた内容の改善が行われておる。今回の改正は特に掛金の国庫負担率の全面的引き上げ、是正が行われておるわけでございまして、その中でも牛については乳牛あるいは肉牛を通じて從来の包括共済における頭数別負担区分を全廃して、牛と名のつく畜産はすべて掛金の国庫負担率が二分の一というふうに改めることになりました。それから牛についても牛とともに多年の宿題が牛については解決できたというふうに考えておるわけです。

そこで、この際お伺いしたいのは、今度の改正を通じて、いままでは牛馬一体、歴史的に制度の中で国の掛金負担等についても牛馬を柱にして取り扱ってきたわけでございますが、今回の掛金の国庫負担の内容改正については、馬については牛と切り離してこれを現在の五分の二のままに据え置きをする、そして四十六年から実施されました種豚についても、現在の三分の一国庫負担をこれ五分の二に引き上げをする。そうして内豚につては馬につきましては二分の一、種豚につきましては五分の二に引き離して馬を単独にして取扱うとともに、内豚につきましては三分の一の国庫負担を行なうことにしておるわけです。

○安倍国務大臣 おっしゃるように今回共済掛金の国庫負担を、牛につきましては二分の一、これはまあ特に牛について重点を置いたと思うわけでありますが二分の一、種豚につきましては五分の二に引き上げるとともに、内豚につきましては三分の一の国庫負担を行なうことにしておるわけでございましたが、馬につきましてはいま据え置きといふことで、その間、どういう理由でそういうことになつたのかという御指摘でございますが、この点につきましては局長から答弁をいたさせます。

○吉岡(裕)政府委員 ただいま先生から牛馬一体ではないかといふお話をあつたわけでござりますが、わが国には昔から牛は牛連れ、馬は馬連れと云ふようなことわざもございまして、必ずしも牛馬が一緒に歩いていくということではない点もあるのではないかと思ひます。それは別といたしまして、私は馬の全国飼養頭数というのが昭和五十年で約四万三千頭といふようなことでございまして、最近三年間で五割減少し、今後もさらに減少する傾向にあるところでございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

特に農耕馬が非常に激減に減少をしておりまして、農業経営上の重要性という観点から見ますと、やはり何と申しましても馬より牛ではなかなかどちら馬を御指摘の二分の一国庫負担の二分の一になつて、そんなものじゃないでしよう、牛から馬を御指摘の二分の一になつておられます。それから馬を御指摘の二分の一になつて、そんなものではないかと思ひますが、それは別といたしまして、私どもが今回考えました点は、何と申しましても馬の全国飼養頭数といふのが昭和五十年の二億二千万円といふことになります。

それから馬を御指摘の二分の一国庫負担の二分の一になつて、そんなものではないかと思ひますが、これは別といたしまして、私どもが今回考えました点は、何と申しましても馬の全国飼養頭数といふのが昭和五十年の二億二千万円といふことになります。

○芳賀委員 大事な畜産政策上における馬の位置づけといふのはどう考へていますか。これはむしろ大場畜産局長の担当ですか、これは局長、大事な問題ですよ、にやにや笑つたような答弁じやことはやはり三つの一つでござりますからね。

○大場政府委員 先ほど経済局長から御説明いたしましたように、ことに農用馬の激減傾向といふのはひどいわけでありまして、この十年間で一割

三分ぐらいいに下がつてしまつた、それから五年の例をとりますと、三分の一以下に下がつてしまつた、こういうような状況でござります。これは当

然農機具使用というようなことを初めとする農業

を取り巻く客觀情勢の著しい變化から起因するものでございますが、しかし全國的に見てそういう意味におきましては他の家畜に比べて農業經營に占めるウエートといいますか、そういうものは非常に低下したということはこれは否定できないだらうと思います。しかし地域的に見てたとえば急傾斜地域とかあるいは山村地域、そういったところにおきましてはやはり補助的に農業經營の中にありますと北海道におきましては、大体年によって違いますが、五十年で言いますと六八%，あるいはその前後の年で言いますと大体七五%から六八%ぐらいが北海道に集中しているということをございまして、そういった地域にとりましてはやはり馬の農業經營に占める割合といふものは相応にある。ことに北海道におきましてはやはり馬の農業經營五十年で言いますと六八%，あるいはその前後の年で言いますと大体七五%から六八%ぐらいが北海道に集中しているということをございまして、そういった地域にとりましてはやはり馬の農業經營に占める割合、ウエートといふものはなお輕視できない、かよう考へていてるわけであります。

なれば別に競馬の問題につきましては、競馬の規模拡大に伴いましてこの十年ぐらいの間に二・四倍ぐらいにふえて規模が拡大してきている

ということでございまして、これにつきましてはいろいろ中央競馬会あるいは地方競馬全国協会、

そういうところからいろいろの助成をしているわけであります。

なお、農用馬につきましては、國の十勝種畜牧場だけの育種改良事業だけではなくて、地方競馬全国協会等からもそれ相應の助成措置を講じて

いるといふことでござります。

○芳賀委員 昔は農林省の中に馬政局という一局

があつたわけですからね。馬の頭数が減つてお

る。結局農耕馬については全國的に農業の機械化によつて、農耕馬あるいは北海道以外は昔から役牛によって農耕をやつてきたのですが、それが一

変した事情はわかるが、しかし、それだけで馬の

振興問題

といふ

大臣におかれてもあるいは大場局長におかれても

も、ヨーロッパあるいはアメリカ等の農業事情あるいは畜産事情とか馬産あるいは馬事振興の状態

といふ

の馬を大事に保有して、そろして時代に適合した馬の活用というものを國民生活と合致させてこれを行つておるわけであります。日本の場合は、戦後三十年自民党政治のもとに置かれておるわけだから、すべて經濟合理主義ですね。機械が出来たら馬は要らぬ、何は要らぬということで、切り捨て、切り捨てでやつておるから、農業の状態も畜産の状態も馬の状態もこういうことになつたわけです。これ以上もう馬産を減退させぬというようなもし意欲があるとすれば、相当思い切った政策と

いうものを畜産政策の中で確立する必要がある

と思ふのです。

だから、家畜共済

といふ

た

年金などと類似した点もあるわけです。私は今

回の質問に当たつて、馬に関する統計資料を集め

たのですが、ほとんどこれはないのです。畜産局

にないし経済局にもない。ようやく統計調査部

からわざかな保存資料でその内容を数字として出

してもらつたのですが、一体きよう來ておる関係

局長の中で——全國的に馬に関する飼養戸数である

いは都道府県別の飼養頭数、あるいは北海道が全

体の均七〇%以上を占めるわけですが、北海道における支庁管内別、市町村別の戸数とか保有頭数

をやつてないでしよう。統計上から見たら、馬の

部なんというものはないのです。「その他家畜」の中には、以前は克明に統計調査資料として

毎年報告されてきたのですが、もうそういうもの

ですからね。これは大臣、大事な問題だと思うの

です。吉岡局長も局長就任以前は統計調査部長と

して特に生産費調査の問題等で相当の業績を上げたことは認めていますが、この大事な畜産統計上

ますます馬といふものを閑却したということは大きな手落ちでなかつたかと思うわけです。こうい

う点について一体どう考へておるのですか。

宮下主計官、来てますね。——そこで、日本

の畜産の中で國家財政に最も寄与しているのはい

かなる家畜であるかといふことは、もう宮下さ

ん、一番知つてゐるわけでしょう。たとえば中央

競馬会の益金からの国庫納付金についても昭和五

年度の実績額は一千百十一億円といふことにな

つておる。五十一年度の見込み額は一千百七十七

億円。それから地方競馬全国協会といふのがあり

まして、この協会における畜産振興事業費の補助

金額といふものが、五十年度、これはまだ見込み

でありますけれども、九十三億円、五十一年度の

見込み額が同じようく九十三億円。これを合わせると約十二百億を超える。日本の馬といふ家畜が

おることによつて、それが国の財政に寄与してお

る。

もちろん、われわれは競馬といふのはギャンブルといふように規定して、全面的に奨励とか賛成

といふことは言つていませんが、とにかく現在の制度下においてはこの競馬等を通じて一千数百億の納付金といふものが、国庫あるいは地方競馬の収益を通じて畜産振興のために活用されておるわけですから……。

そういう点から見ると、私は今回馬の国庫負担

を据え置いたといふことは、これは大蔵省の角度

であれば最も財政的な貢献度合いの高い馬を粗末

にして豚並みにするなんといふことは考へないと

思ふのです。結局、農林省における畜産政策上あるいは家畜共済制度の上においてこの馬といふのをことさら軽視する結果といふものがこういうような改正案の中にあらわれてきたのではないかと思うのですが、当然、今回の改正の中では私はこの馬についても從来の課題である二分の一国庫負担

をあわせて実行すべきであったというふうに考へておるわけですが、これに對して農林大臣から責

任のある答弁を願いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 いま畜産局長からも答弁いたし

ましたように、馬につきまして決して軽視をして

おるということではないと私も思うわけでござい

ますし、またいまお話をありましたように馬がた

とえば競馬といふようなものを通じまして畜産振

興には大きなウエートを持つておることは事實で

あります。農用馬の方は非常に減つてゐるわけ

あります。競馬を通じましての畜産振興には大

きなウエートを持つておるということはわれわれ

も十分に理解をしておるわけですが、牛

が二分の一だけれども、これは二分の一にしない

で種豚と同じよう五分の二にしたということに

つきましては、今回私の聞いた範囲では牛を二分

の一にするということに非常に重点を置いてい

うこと、また馬の飼養頭数がだんだん減つてお

ることによって、それが國の財政に寄与してお

る。

ふうに考へておるわけですが、しがいまあお話

のようないい点も十分われわれとしても理解できるわ

けでございますし、今後の畜産の振興も積極的に

進めていかなければならぬわけで、そうした畜産

の動向といふものも十分踏まえながら、これは関

係方面とも連絡をとりながらこれら問題とし

て検討してまいらなければならないと考えるわけ

です。

○芳賀委員 そこでこの際率直にお尋ねします

が、いまこれは審議中ですから、だからこれは手

落ちであつた、この際これは二分の一にすべきだ

といふお考へがあれば、これは委員長のもとにお

いてもうたびたび修正等をやつておるわけだから

この分は、馬についての国庫負担二分の一を実現

修正ができるわけですね。しかし、せつかく政府

するとか、どちらかについて大臣から明快にして

もらいたいと思ひます。頼むから直してくれと言

うのか、次回の改正の際必ず牛並みに、牛と同じようない体化して二分の一に直すようにするとか、二者択一と言つては大きさですけれども、そのいずれかを決着をつける必要があると思うのです。

○安倍国務大臣 今回につきましては、これは政府案として提出したわけでございますし、予算の面も伴うわけでございますし、今回はこの政府案をひとつ御了承をいただきまして、これからこの次の問題としては、先ほど申し上げましたように、馬産の重要性というものにつきましても畜産振興との関連から見ても非常に重要でございますので、これは真剣に検討して善処をしたい、こういうふうに考へるわけであります。

○芳賀委員 せつかくの大臣の発言ですから、次に進みたいと思います。次は、家畜共済の中で今回は診療点数の改定あるいはこれに伴う獣医師の待遇改善つまり診療報酬をもつて獣医師の人物費に充てる仕組みになつておるわけですが、この点についてはわれわれとしては昭和五十二年度が診療点数等に関する改定期であるというふうに考へておるわけですが、その点は事務的にどうなつていますか。

○吉岡(裕)政府委員 次回の改正是五十三年度といふことになります。

○芳賀委員 それでは、五十三年度が改定期ということになれば、それまでに診療点数等の問題については相当具体的に改善の案を固める必要があると思いますけれども、その方向あるいは概要等についてはどう考へていますか。

○吉岡(裕)政府委員 家畜診療所のあり方につきましては、ことし学識経験者等にお集まりをいたしましたが、私どもとしては標準率の全国平均を著しく上がり検討を加えたい、そしてその結果ができるだけ今年中に取りまとめたい、そういう方向で検討したいというふうに思つておりますので、その検討過程の中でも十分研究をさせていただきたいと思います。

○芳賀委員 これは、検討過程において隨時必要な場合はその作業の実態等について何らかの方法で報告等をしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○吉岡(裕)政府委員 適切な段階でそれぞれまとまる段階があるかどうかはこれから検討会のいかんによるわけでございますが、それぞれの必要な段階で特に御希望がございましたならば、私どもとしては検討の中間報告をすることにやぶさかではありません。

○芳賀委員 次に、大事な点だけについてお尋ねいたします。

○芳賀委員 次に、大事な点だけについてお尋ねいたします。

○吉岡(裕)政府委員 今回の改正案の中に農業共済団体の役員等の無投票当選制の導入の事項があるわけですが、六年の法改正の場合もこれと同様の趣旨の改正案が出されたわけです。その際は、果たして共済団体の役員の選挙の投票省略規定というものを今後再度無投票制度の導入ということで提案になつたわけです。それがまた今回、全く同様の趣旨で投票省略規定というものをわざわざ法律の改正の中に提案しなければならぬか、その真意を明らかにしてもらいたいと思うわけです。

○安倍国務大臣 農業共済団体の役員等の選挙につきましては、最近における農業及び農村事情の変化等によりまして、立候補者が選舉すべき役員の定数以内にある場合が多いわけありますが、その場合においても現行法によると必ず投票しなければならないとされております。しかし、最近において組合が広域合併が非常に進んでまいりました。それに伴いまして、共済団体側から組合の自主的判断により投票を省略できる措置を講じてほしいという要望が出ておりますので、今回無投票当選制度を導入することとしたわけでございます。

○吉岡(裕)政府委員 この無投票当選制の導入は、最近における組合区域の広域化の方向にも即するものであり、またこの制度を導入するか否かは組合の自主的判断、これは定款に決めるかどうかといふことであると思ひますが、この組合の自主的判断にゆだねられているほか、たとえ定款に無投票当選の規定を設けたとしても、立候補者が選挙すべき役員等の定数を一人でも超えた場合には必ず投票しなければならないものである点等から見て、組合運営の民

主化に反するものではない、こういうふうに考えておるわけであります。

○芳賀委員 大臣、この問題の弊害となる点は、投票省略制度を盾にして、必ず無投票になるよう

投票省略制度を設立するという場合は別として、投票省略制度というものが行われるわけです。結果的に定数に満度であるという場合は別として、投票省略制度といふものがあるのだから、この際何とかして枠内でやるというようなことになると、それが果たして今後の共済制度の全体の組合員の意思を反映した健全な運営に資することになるかどうかという問題があるわけです。大臣にしても私にれば示してもらいたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 具体的内容につきましては、担当課長から御説明をさせていただきたいと思います。

○大塚説明員 保険業務課長の大塚でございます。

では、広域合併で区域が広がった、投票に参加するものが煩瑣でしょうがないといふことは理由にならないと思うのです。共済組合が提出したのじやないですかね。内閣提案ですから、政府としてよほど根拠のある理由がないと、簡単にいかなぬのじやないかと思うのですがどうですか。

○安倍国務大臣 組合の民主的な運営ということから考えれば、確かに選挙というのは一つたてまえだと思つております。しかし、先ほど私が申し上げましたように、合併が促進されて組合が非常に広域化した、そういうふうなこともあります。また定員以内の立候補が非常に多いといふうなことであつて、団体側から、前回と違ひまして、今回特に非常に強くこの点について要望があつたわけでございます。そしてこの制度は、森林組合や土地改良区、水産業協同組合等におきまして、今まで導入されておるわけでございます。

さらにも定款等によって自主的に組合がこの制度を導入するかどうかが決められる、こういうことになつておりますので、こういう制度を導入するということは、現実的な面から見て、これらの組合の運営においては組合側の要望が非常に強いわけでござりますし、この方向で十分組合の民主的な運営というものはやつていけるのではないか、私はそういうふうに判断をするわけでございます。

○芳賀委員 幾ら広域と言つたって、北海道が一県単位の共済組合になるということはないでしょうか。われわれの衆議院の選挙区も相当広大ですし、参議院では地方区とか全国区というのがあるのです。それでも、衆議院は二年半に一遍解散、総選挙。決して投票は省略しないということになっております。だから、広域合併をやつて、それで投票場が遠隔になつたからこれは大儀だといふようなことです。本当に共済組合といつもの発展しないと思うのです。これに特にこだわるわけではないですけれども、こういう道を開くことによつて、この方針で指導して、こうやりなさいというような政府の方針や態度であれば、これは

では、広域合併で区域が広がつた、投票に参加するものが煩瑣でしょうがないといふことは理由にならないと思うのです。共済組合が提出したのじやないですかね。内閣提案ですから、政府としてよほど根拠のある理由がないと、簡単にいかなぬのじやないかと思うのですがどうですか。

○安倍国務大臣 組合の民主的な運営ということから考えれば、確かに選挙というのは一つたてまえだと思つております。しかし、先ほど私が申し上げましたように、合併が促進されて組合が非常に広域化した、そういうふうなこともあります。また定員以内の立候補が非常に多いといふうなことであつて、団体側から、前回と違ひまして、今回特に非常に強くこの点について要望があつたわけでございます。そしてこの制度は、森林組合や土地改良区、水産業協同組合等におきまして、今まで導入されておるわけでございます。

さらにも定款等によって自主的に組合がこの制度を導入するかどうかが決められる、こういうことになつておりますので、こういう制度を導入するということは、現実的な面から見て、これらの組合の運営においては組合側の要望が非常に強いわけでござりますし、この方向で十分組合の民主的な運営といつもの発展しないと思うのです。これに特にこだわるわけではないですけれども、こういう道を開くことによつて、この方針で指導して、こうやりなさいというような政府の方針や態度であれば、これは

絶対に容認することはできないと思うのです。だから、このはじめをちゃんとつける、決してこれが奨励方針とはしないというような確約ができるば、これは十分に判断しなければならぬと思うのですが、その点はどうですか。

○安倍国務大臣 この制度は、政府が押しつけるとかあるいは奨励するとかという筋合いのものでは全然ないわけでございまして、組合側の方の、いう道を開いて選挙を求める、こういうことでありますから、政府としてはこれに対して奨励するという考え方にはございません。

○芳賀委員 最後の一問ですが、今回の改正案には出ておりませんが、畑作物共済制度の本格実施をいつ行うかという問題であります。

これは、昭和四十八年に畑作物共済及び園芸施設による臨時措置法が成立いたしまして、自來畑作物共済並びに園芸施設共済が四十九年、五十年と二ヵ年にわたつて指定組合を中心として実施されておるわけです。今年度は三年目の試験実施に入るわけですが、この点は、四十八年の法案審議の場合も、私どもとしては少なくとも三年間を限度として試験実施を行つて、その結果——実験問題として、こういうものは実験してみなければわからぬというわけはないはずです。たとえば、肉豚共済は今度の改正で一遍に本格実施をやることになるわけですから、ふだん農林省の皆さんが勉強しておれば、三年実験してみなければわからぬというわけはないはずです。北海道においては、この実験開始前に、北海道が中心になつて三年実験をして結果をまとめておるわけです。それを踏まえて農林省が臨時措置法をつくつて、それから、先ほどの農作物の水稻共済等についても相当大幅な制度の前進であるし、あるいはその補てん内容の改善にしても、基準になる米価につい

ては、この実験開始前に、北海道が中心になつて三年実験をして結果をまとめておるわけです。それを踏まえて農林省が臨時措置法をつくつて、それから、先ほどの農作物の水稻共済等についても相当大幅な制度の前進であるし、あるいはその補てん内容の改善にしても、基準になる米価については、前年度五十年度の一俵当たり一万五千五百円というものが今度は一〇〇%価格保障の対象に含まれるわけです。畑作物の実験をやつて他の共済制度といつのはどんどん前進しているわけですから、むしろそういうものを踏まえて、せっかくやり出したのですから、もう一年実験をして、そうして少なくとも五十二年をめどにして改正案を国会に提案されたいよいよ畑作物共済の本格実施をやるべきではないかと考えるわけですが、この点について農林大臣の意欲の方針を示してもらいたいと思います。

○安倍国務大臣 畑作物共済につきましては、御存じのように北海道それから鹿児島県、沖縄県におきまして実施をいたしておるわけであります。この試験実施につきましては料率算定に必要な被害率等の基礎資料の整備あるいは損害評価方法等につきまして調査を行つたためのものでござりますが、適正な被害率の算定には最低三年から五年間の被害状況のデータが必要とされるということでござります。そのためには本格実施は、いま五十二年というふうなお話でございますが、五十四年以降になると考えざるを得ないわけであります。しかし、その時期につきましては可及的速やかに行われるようこれからも努力をしてまいりたいと考えております。

○芳賀委員 それでは五年間、余り効果のない実験を続けるといつことになるのではないですか。幾ら実験を続けても、いまのような方式では成果は出ないです。たとえば、対象作物を集め、一種の農單方式と言つておりますが、これは厳密に言えばむしろ家畜の包括共済方式に類似した点があるわけですね。あるいはまた農家が希望しない安全作物も危険分散の意味からそれを対象に無理やり加える。そうして全体の危険度を引き下げます。だから、もう一年試験実施を続けて、その結果だけに待つといふのは弊害が生ずるわけであるという実験は幾らやつたて意味がないと思うのです。

そこでわれわれのスケジュールとすれば、昭和五十一年に試験実施の成果の取りまとめを行つて、五十二年に本格実施制度の検討会を行い、さるには法案の国会提出も行わなければならぬ。五十四年度ということで、調査、試験実施の成果は十三年に法律の成立を図り、制度の普及も必要ですから、普及推進を図つて、五十四年から本格的な実施を行いたいというのがわれわれのスケジュールでござります。

○安倍国務大臣 いま私が調査だけで五年かかると言つたように受け取られたわけでござりますが、スケジュールとして本格実施するのが昭和五十四年度ということで、調査、試験実施の成果は三年あればいい。いまおっしゃるとおりでござります。

そこでわれわれのスケジュールとすれば、昭和五十一年に試験実施の成果の取りまとめを行つて、五十二年に本格実施制度の検討会を行い、さるには法案の国会提出も行わなければならぬ。五十四年度ということで、調査、試験実施の成果は十三年に法律の成立を図り、制度の普及も必要ですから、普及推進を図つて、五十四年から本格的な実施を行いたいというのがわれわれのスケジュールでござります。

○芳賀委員 わかりました。

○中川(利三郎君) 次に、中川利三郎君。

○芳賀委員 まず、野菜の出荷資材の問題でお聞きするわけであります。先ほども同僚議員の質問の中にもあつたようですが、けけれども、特に木箱の質問の中にもあつたようですが、けけれども、特に木箱から木箱からダンボールにかわらせて、そこまで荷受けしなさい、こうしたことあります。これまでわざか装資材ですね、これが木箱からダンボールにかわらせて、そこまで荷受けしなさい、こうしたことあります。だから、もう一年試験実施を続けて、それから、先ほどの農作物の水稻共済等についても相当大幅な制度の前進であるし、あるいはその補てん内容の改善にしても、基準になる米価については、前年度五十年度の一俵当たり一万五千五百円が三十円で済んだものがいま七十円くらいするわけですね。年間にしますと約二十万円から三十五万円の費用がかかり増しするという状況があるわけであります。せんだって私も秋田市の中

中央卸売市場を見た場合に、大概の人がそういう問題を大変重要なこととして出しておつたわけ

そこでお聞きしたいことは、従来通い箱でいろいろやつておつたわけでありますので、そういう点をひとつ国がもつと指導すべきではないかといふことです。同時にダンボールが非常に値段が高いわけでありまして、こういう点についての行政指導をして抑えほしいということです。

同時にもう一つの問題、たとえばホウレンソウ

なんか見ますと全部平束で、そのためわらのひもをたいて、なわをつくつて、そういうかつこうで難儀しているわけですね。そういうことより丸束のまま出荷できるように指導すべきだし、一部そういう実態もあるわけありますが、こういう出荷資材のむだな経費あるいはむだな労力、こういうものに対しても皆さん方がどうお考へになっているのか、お聞きしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 お話しのように包装資材は固定経費でございますので、これに多くの経費を

かけるということは全く好ましいことはございません。そこで農林省いたしましては、包装資材の低減を図りますために、極力簡易な包装をするように指導をいたしておりますところがございまして、これが通い容器の実験事業をいたしたことになります。ところが、通い容器といふことで、かかる手間がかかる、それから回収率がどうしても悪くなるということで、かえってなかなか経費がかさむというふうな問題点を含んでおります。そこで私たちいたしましては、そういう実験的な助成事業も踏まえまして、今後包装資材費の節減と省資源という立場から、通り容器による出荷を促進する輸送合理化推進事業を本年度から新たに実施をすることにいたしております。予算的経費が三億一千万程度でございますが、輸送設備でありますとか、選果包装施設でありますとか、予冷保藏施設等に補助いたしましてそういうふうな輸送

の合理化事業を実施いたしたいと思っておりま

す。

それから、御指摘のようにホウレンソウについても、丸束というようなかつこうでの出荷といふことにつきましても今後検討してまいりたいと思うことです。一方また消費者におきましても、きれいな容器に入つておる物が必ずしもいい物とは限らないわけでござりますから、その辺の理解を深めるようなことにつきましても十分意を用いたい

と思つておる次第でござります。

○安倍国務大臣 私も市場に参りましてその点だけはきれいでもそれだけ費用がかかる、それがまた消費者価格に転嫁されるということになるわけございましてこれまで消費者の対応といふ面もあつたわけでござりますが、そうしたむだな見ばえだけをつくろうというやり方は、農林省としてできる限りの行政指導等をいたしまして改善をしていくこと

をしてまいりたいと思います。

○中川(利)委員 ですから、たとえば段ボール箱など七十円、秋田あたりでは大体そういうことになつておるわけですが、場合によれば野菜の暴落が激しいので中身の野菜が段ボールの値段にも負けて、この点については私は強く指導していただきたいと思うのです。

同時に、実験事業をことしから行うことになつておりますが、たとえばいま、私自分の秋田のことをばかり言うて申しわけないのでけれども、具

体的に言うと、秋田の中央卸売市場の場合、どうなるのか。そういう点、ちょっともう一言触れていただきたいと思います。

○今村(宣)政府委員 今年度から実施いたしましたが、選果包装施設等に補助いたしましてそういうふうな輸送合理化推進事業を本年度から新たに実施をすることにいたしております。予算的経費が三億一千万程度でございますが、輸送設備でありますとか、選果包装施設でありますとか、予冷保藏施設等に補助いたしましてそういうふうな輸送

たに追加指定されることになつておるわけですが、これはもう皆さん大変喜んでいらっしゃるのですね。ところが問題なことは、そのためには見合う指定産地がわずか五カ所しかないわけあります。そうすると、せっかく消費地域に指定さ

れましても、価格補てんの対象にはならない分野が非常に多いわけですね。参考までに申しますと、山形はまあ少ないわけですが、東北全体でも相当の数が、たとえば福島は二十三の指定産地があるし、宮城、岩手は十九の指定産地がある。秋田だけが五カ所といふのはまさに少ないのであります。この指定産地をやす」といふは、これがもう私の方の県としても緊急な課題で、それなりにいま新しい野菜団地づくりに精魂込めているわけあります。この指定産地をやすめた面の要件といいますか、そういうことについてひどつどのようにお考へなつておるか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○今村(宣)政府委員 指定消費地の指定が行われますれば、それを見合う産地もまた指定であります。先般もお話をございました通り容器の実験事業をいたしましたが、容器そのものに十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございます。

○中川(利)委員 価格の問題は後でやるわけですが、指定野菜といふのは全野菜の七七%、こういふかつこうになつておるようあります。価格保障をそういう該当の野菜に対してもつてやつておるわけ

あります。が、大体そういうことで、おおむね野菜問題について厚い手当てをしているのだといふ御認識なのかどうか、ここら辺はいかがでございましょうか。

○今村(宣)政府委員 指定野菜の種類は現在十四種類に及んでおりまして、野菜生産の中におきま

が、指定産地から指定消費地に行きますものを補てんの対象にいたしておるわけでござりますから、そういう意味合いでございましては一定の比率を持つことに相なるわけあります。したがつて、私たちといったしましては、そういう補てんの範囲を拡大するという意味合いでございましても、

指定産地を広げ、指定消費地を広げることによつて、いままで六大都市余を中心とした野菜の出荷安定制度を、県庁の所在地を含みますまでの範囲に拡大しようという趣旨でござります。

○中川(利)委員 大臣、あなた十分おわかりだと思いますが、野菜の全収穫量は昨年で千五百五万トン、うち指定野菜が千百五十六万トンあるわけですが、そのうち価格補てんの対象になつておるわけあります。この指定産地をやすめた野菜はわずか百万トンしかないのですね。そしてどういう状況の中で価格保証なりをやつているか、どういう方向はわかりますけれども、実態がそういうことであつたという点について御認識あります。野菜は、たとえば福島は二十三の指定産地がありましたが、この指定産地をやすめたときの要件といいますか、そういうことについてひどつどのようにお考へなつておるか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○今村(宣)政府委員 指定消費地の指定が行われますれば、それを見合う産地もまた指定であります。先般もお話をございました通り容器の実験事業をいたしましたが、容器そのものに十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございますから、指定消費地の指定が行われまして以後の指定産地のそれに見合う指定の増加といいますか、産地の拡充ということについては

十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございますから、指定消費地の指定が行われまして以後の指定産地のそれに見合う指定の増加といいますか、産地の拡充といふことについては

十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございますから、指定消費地の指定が行われまして以後の指定産地のそれに見合う指定の増加といいますか、産地の拡充といふことについては

十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございますから、指定消費地の指定が行われまして以後の指定産地のそれに見合う指定の増加といいますか、産地の拡充といふことについては

十分配慮してまいりたいと思います。

そういう意味合いでございまして指定消費地を拡大いたしますとともに、指定産地の指定要件の緩和を図る等によりまして指定産地自身も拡充をしておる方針でございますから、指定消費地の指定が行われまして以後の指定産地のそれに見合う指定の増加といいますか、産地の拡充といふことについては

十分配慮してまいりたいと思います。

○中川(利)委員 今まで六都余を中心とした野菜の出荷安定制度を、県庁の所在地を含みますまでの範囲に拡大するという趣旨でござります。

数量がどうだとか、こういうかつこうになつておるわけあります。したがつて、生産者から言わせますと、これはなかなか大変だ、何とかならないかというのです。出荷時期なんかの問題を見ましても、工業製品ではないのですから相手はお天気さんでどうにも変わる、そういうのが野菜の特性なわけでありまして、したがつて、出荷時期の多少のそれを認めろ、こういう声もあるわけであります。そういうことについてちよどい大臣の御発言もありましたが、これは検討する必要があるのじやないか、そういう反省の上に立つているとするならば、こういうことについて大臣、どうですか。

○今村(宣)政府委員 ちよどく私から補足的に御説明させていただきますと、現在の制度は指定産地から指定消費地に出荷されるものであつて、しかもそれが共同出荷という形をとるものについて価格補てんの対象にいたしておるわけございます。これは指定産地から仮にどこへでも行くものについてもさらに補てんの対象にするとか、あるいは指定野菜であつても、指定産地以外のところできただもので指定消費地に行くものであるといいます。したがいまして、現在の制度といたしましては、指定産地から指定消費地に出荷されるものであつて、しかもそれを共同出荷という形で行うと、そういうことによつて生産出荷の安定を図ろうとするものでござりますので、そういうたてまえのもとに指定産地及び指定消費地の拡大を図ることによって、また一方生産者団体の共同出荷の機能をさらに活用することによつて、野菜の生産出荷及び価格の安定を図るうとするものでござります。その中でわざか百万トンしか対象にならぬ

○中川(利)委員 そういうことだと、先ほど言いましたように四十九年度千五百五万トンもあつた全収穫量の中で指定野菜が千五百五十六万トンですね。その中でわざか百万トンしか対象にならぬ

い。そうすると、あなた方のおっしゃる今度はこれだけふやすのだぞということあなた方が見込

に、昭和五十年度においての対象の数量は三万九千トンでございますが、交付予約数量は指

定野菜の指定消費地域に対する出荷量の二〇%であります。このうち指定産地からの入荷量に対し

ては四〇%を占めておるわけでござりますから、野菜全体のウエートとしてはお説のように低うございますけれども、いまの制度のたためのものと

における対象数量としてはある一定のウエートを持つておると思います。この数量をどの程度まで高めるかということは、今後の指定産地の指定の問題あるいは指定消費地の指定の問題あるいは共

同出荷などの程度乗つていくかという問題で一概にどこまでと言ふことはできませんけれども、私

たちとしましては、事業内容の改善を図り、指定産地及び指定消費地の拡大を図つて、その交付予

約数量の増加に最善の努力を払いたいというふうに考えておる次第でござります。

○中川(宣)政府委員 私が聞いたのは、予算上の対象

についてもさうなうに出荷時期を統合するというこ

とにいたしますと、その出荷時期はずつと延びてくるわけでござりますから、そういうふうに種別

の統合あるいは価格補てん期間を延長する。たとえば夏白菜は今まで八月から九月まであります

したのを七月下旬から十月の上旬ぐらいまで延ばすというふうに、御指摘ございました出荷時期につきましてもそういう彈力的な運用ができるよ

うに改善を図つておるわけでありまして、今後とも産地の実態に応じたそういう彈力的運用には十分努めてまいりたいと考えておる次第でございま

す。

○中川(利)委員 あなた方そういうかつこうで十分手を尽くしてこれまでやつてきた、これから

ももつとよくやるということはわかりますけれども、そういうかつこうの中では野菜の作付面積ある

いは指定野菜の作付面積、あるいは野菜作農家、

こういうものはどんどんとえてきたのか減つてしま

たのか、どうなんですかそこは。

○中川(宣)政府委員 野菜の作付面積は、この一

年を見ますとごくわずか減少をいたしております。野菜作農家も減少をいたしておりますが、そ

ういう分を反収の増加で補つておるというのが実情でござります。

○中川(利)委員 あなた反収で補つておるなんて

補てん対象にするとか、何かの知恵がありそうなものだと思うが、こういう状況の中では遅々として――本当に野菜価格を安定するものにはならぬのは、どのくらいを考えているのですか。

○今村(宣)政府委員 先生のおっしゃいますよう

に、昭和五十年度においての対象の数量は約九十万

でいいからあなたから御意見ありませんか。

○今村(宣)政府委員 先ほど出荷時期の調整、出

荷時期の運用問題が出ましたので、私から御説明をさせていただきますが、対象出荷期間につきま

しては、従来から産地の生産出荷の実態に留意し

まして、いろいろそれの適正な運用に努めてまい

ったわけですが、今般その出荷時期の改善を図ることによりまして、たとえば種別の統合でござい

ますが、冬キユウリと春キユウリというふうに決めてありましたのを、これを一括しまして冬春キ

ユウリというふうに出荷時期を統合するというこ

とにいたしますと、その出荷時期はずつと延びてくるわけでござりますから、そういうふうに種別

の統合あるいは価格補てん期間を延長する。たとえば夏白菜は今まで八月から九月まであります

したのを七月下旬から十月の上旬ぐらいまで延ばすというふうに、御指摘ございました出荷時期につきましてもそういう弾力的な運用ができるよ

うに改善を図つておるわけでありまして、今後とも産地の実態に応じたそういう弾力的運用には十分努めてまいりたいと考えておる次第でございま

す。

○中川(利)委員 あなた方そういうかつこうで十分手を尽くしてこれまでやつてきた、これから

ももつとよくやるということはわかりますけれども、

そういうかつこうの中では野菜の作付面積ある

いは指定野菜の作付面積、あるいは野菜作農家、

こういうものはどんどんとえてきたのか減つてしま

たのか、どうなんですかそこは。

○中川(宣)政府委員 野菜の作付面積は、この一

年を見ますとごくわずか減少をいたしております。野菜作農家も減少をいたしておりますが、そ

ういう分を反収の増加で補つておるというのが実

情でござります。

○中川(利)委員 あなた反収で補つておるなんて

言つたつて、私のところに資料があるのですが、

昭和四十年と四十九年の比較では、野菜の作付面積ですが、四十年が六十六万ヘクタール、四十九

年五十九万ヘクタール、うち指定野菜を見ます

と、四十年四十三万ヘクタール、四十九年が三十

七万ヘクタールですよ。どんどん減つているので

す。野菜作農家四十年四百八十八万戸、四十九年

は四百戸、一体これは何ですか。なぜそうな

ついているのですか。あなた方の筆法からすればも

つとおえなければいかぬはずだが、その点どうで

すが。

○今村(宣)政府委員 野菜の生産の形態の変化と

いうこと、一言で申しますとそういうことであろ

うかと思います。

野菜の生産の形態は、従来の、たとえばこの十

年前を考えてみましても、現在とは相当な生産の形態の変化というのがござります。したがいま

して、そういうもとにおきましてはやはり農家数と

いうのは従来減少をしてきたのであらうと思われます。一方また消費の形態も平準化、広域化をい

たしておりますので、そういう生産の形態の中に

おきましてたとえば産地の集団化、それの反収の

増加による能率化、こういう形の傾向を示してお

るものと理解をいたしております。

○中川(利)委員 野菜の生産形態の変化で年々作

付面積も農家戸数も減らしてきました

とあります。一方また消費の形態も平準化、広域化をいたしておりますので、そういう生産の形態の中に

おきましてたとえば産地の集団化、それの反収の

増加による能率化、こういう形の傾向を示してお

るものと理解をいたしております。

○中川(宣)政府委員 これは生産の形を見ていた

だきますと、従来は自分のところで食べます野菜

は自分でつくづく、それから野菜農業といいま

すが、そういう形のものも比較的少ないといいうこ

とであります。一方また消費の形態も平準化、広域化をいたしておりますので、そういう生産の形態の中に

おきましてたとえば産地の集団化、それの反収の

増加による能率化、こういう形の傾向を示してお

るものと理解をいたしております。

○中川(利)委員 野菜の作付面積は、この一

年を見ますとごくわずか減少をいたしておりますが

、それから同時にもう一つは、やはり施設栽培そ

の他におきます、そういうことに重点を置いた施設野菜につきましては相当な面積が増加いたして

おりますが、そういう集約的な施設野菜の生産という問題であります。したがいまして、そういうふうな農家戸数の減少がすなわち生産の増加につながるのではなくて、農家の施設園芸を含めました生産規模の拡大といいますか生産規模の増大と、それと申し上げましたような一般的な野菜作のもの、自給的な野菜作プラス若干の出荷をいたしました。おりました野菜作生産の減少というふうな形の生産の形態の変化がこの数年、十数年の間に生じてきましたというふうに理解をいたしておるわけでござります。

させて伸ばしていくと、だんだん野菜の作付面積が減る、農家戸数が減る、そのことが集約化、高度化でりっぱなことだということになりません。問題はそういうことでないでしよう。大臣もまたピントが外れた答弁をしておるのでなければ、問題は生産費が償えないということでしょう。あなたの方の計算したところによつて野菜作付に対する生産費が償えているのですか、いないのですか。生産費を償う基準額、こういうものをちゃんとやつているのですか。

れの網の目をくぐつてやつと資格があるといふ状況になつたところで、市場の趨勢法則といいますか、それで計算される保証基準額というのは、生産費、出荷経費を償つていないとということは、昭和四十二年から毎年のあれですね、ずっとそなつでありますね。これでは作面積がふえるわけがないとありますんし、農家戸数もふえるわけがないとうのはあたりまえのことだと思うのですね。しかも秋、冬の重要野菜以外の野菜についても保証基準額と販売価格との差額の全額を補てても

違いますが、最高が三〇%、それからそれより計算によりますと下がりますものがございますが、それは据え置きということで、平均して一二%の引き上げを図るよういたしております。

○中川(利)委員 次に、都道府県法人に対する助成の問題でお聞きしたいのですが、今回の改正の中で何とか気のきいた部分と言えば私はこの都道府県法人への助成の問題だらうと思うのです。この新しい基金を通じて三分の一の助成がなされます。この新しい基金を通じて三分の一の助成がなされるということになつていますけれども、しかしながら現行の国の制度に対す

○中川(利)委員 大臣はその点どう思いますか。
○安倍国務大臣 私は、野菜につきましては、これは農産物の中で一番天気に左右されやすいといいますか、天気によりまして非常に豊凶の差が激しい、それで非常に野菜の生産が少なかつた、その次は生産者が野菜に意欲を燃やして、その結果野菜が過剰になつて暴落をする、こういうことを繰り返してきておるのが野菜の実態だと思うのですが、そうした野菜全部を価格安定対策の対象にするということはこれはもうとうてい不可能であることはよくおわかりのとおりであります。したがつて、われわれとしても、ただ天気だけに任せるとわけにはいかない。行政の限界でできるだけのことは、野菜の供給安定、価格の安定のためにできるだけのことは行政として努力をしなければならぬ。そう考えますと、今までのやり方をさらに

調査を見れば、現在の野菜の価格をどういうふうにして考えていきますれば、生産費を償つておるといふふうに思つております。ただ、現在の基準額が生産費を償つておるかどうかということになりますと、これは私の方で継承をいたしておりますが、今度改定をいたします基準額をもちますれば、評価がえをした生産費は別でございますが、評価がえをしない生産費とは大体いい線に行つておるのではないかと思ひます。これは基準額は御存じのとおり価格の低落を防止しますその下支え価格でございますから、それが生産費を即償つておるような水準であることは望ましいし、またそのままするという観点も十分考慮して基準額を算定する

んするよう改善すべきではないか、私たちはこゝでいう要求を持つているわけであります、実際補てん水準そのものが低いけれども、さらに農家が受け取る段になればもつともっと低くなるのですね。なぜなれば、この野菜は農協の共販がほとどりありますから、農協ではブール計算されて、いたために、実際受け取る場合は、その補てんの支度さらに半分ぐらい、これが通常なわけであります。したがって、私は何としても今度保証基準を再生産確保の水準以上に定めるということが一つと、このことを何よりも重視しなければならないと思って、いるわけでありますが、いままで農民省では保証のし過ぎだ、こういう言い方をしてきたわけですが、こういうことに対しても甚重な反省がひとつ必要ではないかというふうに考えて、いるわけでありますが、大臣の御見解を承り

だから、それから見るときわめて少ないといいますか、こういうことが非常に目立つわけであります。したがって、このやり方でいきますと農民負担は現行制度の約倍ぐらいが予想されるのじやないか。したがって、国の助成をやはりこれに見合つてもっと引き上げないとおかしなことになるのじやないかと思いますので、この点についてあわせて見解を承りたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 今回の特定野菜の価格補てん制度のねらいでございますが、指定野菜は十四品目ござりますけれども、それ以外の品目の野菜におきましてもその全国的な生産量というものよりもむしろ地域的な、非常に地域として考えてみれば重要な野菜であるということに着目をしたわけが一点でござります。

拡大していく。たとえば指定産地、指定消費地を拡大をして、そして産地と消費地との間のパイプを太くするということによりまして野菜の価格安定は定は大きく前進していくという基本的な考え方から今回の野菜制度の改正ということになつてあります。したがつて、この制度が実施されれば、これまで以上に野菜の価格安定、野菜の供給確保については大きな実績を得ることができる。私は基本的にそういうふうに考えております。

ときに考慮する必要はございますが、現在のところ統計情報部の調査によれば、私たちは、種類によっては違いますけれども、生産費を償つておるし、また基準額の算定の場合におきましてもそういうことを十分考慮して考えるべきであると思つておりますが、評価がえをしたその生産費を償つておるかどうかになりますと、これはちょっと別問題になるかと思います。

○今村(宣)政府委員 保証基準額のことにつきましても、してちょっと御説明申し上げたいと思いますが、保証基準額は御存じのとおり趨勢価格の九〇%で、ということとて從来やつてきたわけですが、今般保証基準額の算定につきまして從来の方式に修正を加えまして、從来は三十六年から四十七年にわたりてございますが、新しい要素を入れたために四十年から四十九年の市場平均価格を基礎として算定される五十一年の推定平均価格、いうことに算定方式を改めました。したがいナシして、五十一年度においては野菜の品目によつて

それから第二は、そういうものにつきましてそれが相当県におきまして価格補てん事業を県の事業として実施をいたしておるわけでござります。それについての援助という問題が第二点でございます。したがいまして、本制度の補助率につきましては生産者、都道府県、国がそれぞれ等分に負担するというたてまえをとることが適當ではないかというふうに考えまして三分の一の補助率ということにしたわけでございます。したがいまして、国の価格安定制度における補助率が七〇%である現状において、これと同等の水準まで引き上げることは困難また妥当とも思ひませんが、や

はり生産者の立場その他を考えまして、これら指定特定野菜の制度の充実という問題につきましては、今後とも十分検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○中川(利)委員 いま十四品目ですね。それぞれこの充実を図りたいということですから、そうすると、それらについては国の制度の対象となる指定野菜に格上げすることが必要になってくると思いますが、これに対する考え方についてお聞きしますが、これに対する考え方についてお聞きしたいといふことと、もう一つの問題として、やはりその地域の特産、たとえば京都で言えばスイカ、イチゴ、竹の子なんか、今回予定の十四品目以外にありますね。こういうものを対象としていますね。私の秋田で言えばジンサンサイだとあるいはトンブリという特殊農産物もあるわけですが、いずれ都道府県が行う価格対策の対象野菜といふのはいろいろ難多にあるわけであります。が、各地域の伝統、歴史、そういうものに根ざした地域の味、味覚を守るためにもこのようないくつかの野菜に対する価格対策、国の助成を積極的にやるべきだ、こう思います。

以上二つの点についてもう一回お聞きしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 特定野菜として補助といひますか援助の対象といったしておりますような野菜でありましても、それが将来全国的に流通消費され、かつまた、その価格の安定が非常に重要であるという観点に立つ現在の十四品目のような野菜の地位を占めることとなりますが、それを指定野菜として格上げをしていくことに相なると思います。それから第二に、特定野菜につきまして、現在十四品目の指定を考えておりますが、それ以外に、地域にとって非常に重要なものであるとかあるいはまたスイカ、イチゴ、メロンのような果実的野菜についてどうするかというような問題がございますが、これらの品目の指定の追加の問題について、地元にとつて非常に重要なものであるとかあります。つきましては、今後の検討の課題として十分検討していきたいと思いますが、たとえばスイカであ

りますとか露地メロンのようなものにつきましては、今回の制度の改正におきましても、各地域が非常に強い要望がございますので、そういう要望を踏まえまして、スイカ、露地メロン等につきましては、今後早急に検討をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○中川(利)委員 いまお話をありましたが、いま全国の各府県がそれなりに独自に多種多様の野菜に対して価格補てんをやっているわけですね。京都では反当粗収益補償方式というのをやっていますね。東京都では契約方式というのをやっていますね。それぞれ農民や消費者の要求を取り入れて、国の不十分な制度を補完する、こういう役割を果たしているわけであります。ところで、この改定による措置によりますと、省令で定める要件に適合する事業に限って助成を行うということになつてはいるわけであります。そこで、この改定による措置によりますと、逆に国が足を引っ張る、こういう関係にもなりかねないと思うのですね。そういう点について十分御配慮をいただいて、この要件といふものはできるだけ緩やかといいますか、きつく設定すべきではない、こういう方向にお考えになつてはいるのかどうか、この点を確認をしておきたいと思います。

○今村(宣)政府委員 御指摘の問題は二つあるのではないかと思います。一つは、現在の指定野菜の制度に上乗せをしたところの問題であります。東京などはいろいろな制度がござりますが、中には運賃補助をしておるような県もありますが、私は全国的な制度として運用されるというふうな立場であります。そういうふうな制度がござりますが、農業生産者保護法の規定によつて、その制度の上に県が県単で助成をし、そう申してはあれでございますが、相当かさ上げされた国の制度の上に県が県単で助成をし、そうして自分の県が何か施策をやつしていくと、そういう形、そういう形の施策につきましては、すぐ

ことについてなお検討すべき問題があると思います。

それから、第二の御指摘の今度新たに設けます特定野菜制度につきまして、県が現にやつておる非常に強い要望がござりますので、そういう要望を踏まえまして、スイカ、露地メロン等につきましては、今後早急に検討をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○中川(利)委員 次に、わざかの時間ですが、共済の問題でお聞きしたいわけであります。が、非常に人気が悪いのですね。特に私のところは水稲共済の本場といいますか、そういうところではありますから、同じ「共」という字でも共産党の「共」なら大歓迎けれども、共済の「共」なら聞きたくもないといふのが農民の率直な声なわけです。しかも職員自身が、共済といふ肩身が狭いと言うのです。何しろ掛金は高いがもらいは少ないという、この代名詞が共済になつてゐるのです。そこから学ぶといふ態度でなしに、それはいろいろ問題あるということで十把一からげて、地域の住民にそういう要求があるからそういうことを取り入れたという事になるだろうと思うのです。そこから学ぶといふ態度でなしに、それはいろいろ問題あるということで十把一からげて、地域の住民にそういう要求があるからそういうことを取り入れたという事になるだろうと思うのですが、いま一言、その基本的な皆さんに対する考え方としても私はまずいのじやないかと思うのですが、こういふ先進的な例に対する考え方ですね、こういふ先進的な例に対してどうお考えになつておられるのかお聞きしたい。

○吉岡(裕)政府委員 保険制度の本来の目的といつたしましては、災害がないということは非常に好ましい状態なわけでございまして、一たん被害があつた場合に、それに見合ひ手厚い補償が得られるというのが共済制度としては本来の目的になるわけでございます。

ただ、最近の、特に水稲の生産といふものは非

常に安定をいたしまして、災害によつて共済制度の恩典を受ける機会が非常に少なくなつてきたという傾向は、特に水稲の主産地などにはあるわけだと思います。したがいまして、農民の掛け捨てでございます。したがいまして、農民の掛け捨てでございます。たとえば立派な立場その他のによりますと、それが手厚いことをやるといふことは、それらの県の置かれました立場その他のによりますと、いろいろな事情があると思います。しかしそう申してはあれでございますが、相当かさ上げされた国の制度の上に県が県単で助成をし、そうして自分の県が何か施策をやつしていくと、対する不満といったようなものもございまし

て、これに対応して今回水稻の病虫害防除のための特別の事業をいたしますとかあるいは無事戻し制度の活用といったようなことで対応をしてきておるわけでございますが、今後とも制度の改善には努めまして、農民のそのような掛け捨て不満に対する対応は適切に対応していくかと思います。ふうに考えるわけであります。

てまいりたいと思つておるわけでござりますが、
今度の制度改正の中におきましては、組合に從来
ございます無事戻しのための積立金とそのほかの
特別積立金というのがござりますが、この両方の
積立金を統合をいたしまして、無事戻しについて
より彈力的に対応できるような措置も講じてきて
おるわけでございます。このような制度を通じま
して今後とも適切な無事戻し制の運用に努めてま
りたいたいと思っております。

○中川(利)委員 今回の法改正によりますと、農
業方式の導入という問題がいろいろと考えられて

むずかしいものですから。そうすると職員ならわかつているだろうと思って、私、職員に聞いてみたのです。そうしたら料率のやり方なんか頭が痛くなつてわれわれもわからないと仰るのですね、法体系の仕組みそのものが余りりっぱで。しかしもらいは非常に少ないというのだ。そのことだけはっきりわかつておるので。

そういうことで、だれが聞いてもわかるよう^な、農民の方々もなるほどと思うような、何とか法案をいろいろ見て、何だかややこしくて、これは頭が悪いせいかもしませんが、もう少し農民のサイドに立つてもっとわかりやすいものにやるべきだ。むずかしくてもらいが少ないというから、何か農民にとっては端的な言葉としてそういう言い方をしているわけですから、この点も十分留意していただきたいと思うのです。

同時に、いま無事戻しのお詫がありませんたけれども、最近は若干そういうものも出てきたといふことで農家の方々も何ばか不信感が薄らいでいるようですが、つまりこの状況は今まででは農民は掛け捨てで組合は黒字だというわけです。非常にアンバランスがあつたわけであります。ですから、どうしても無事戻しをもつと充実すべきだと思うのですけれども、ひとつその辺についてどのようにお考えになつてゐるのか伺いたい。**○吉岡（裕）政府委員** 水稲の低被害地帯等に対しまして、今後無事戻し制度の活用はいろいろ図られ

一筆単位方式におきましては、たとえは農家全体としては非常に増収してよかつたというふうな場合でも共済の支払いが行われたり、あるいは非常に零細な共済金が全体系には多額に支払われるといったような不合理な面もございまして、大災害のときに補償が厚く行われる、しかも農家の掛金としてはそう高めないでやれるというふうな方式として特に従来の半相殺農單方式に加えまして全く相殺の農單方式を導入をしたというふうなことがあるわけでござります。したがいまして、この方式は非常に大きな災害があつたような場合には手

すけれども、その辺についてちゃんとしてもらわなければ困るということを申し上げて、これに対する御回答をいただいて私の質問を終わらせていただきます。

○吉岡(裕)政府委員 農業共済組合等の事務費でございますが、昭和五十年度で見ますと全国で五百八十九億円の事務費がかかつておりますて、このうち基幹的な経費については国が負担をいたすということになつております。その基幹的な経費でございます職員の給料、手当でございますが、これが同じく全国で三百一億円、これに対する国

実ということにつきまして逐年努力をいたしてきましたが、そこでござります。同時に、制度改正以後指定地の拡大を図り、それから指定産地の逐年の拡大を図ることによりまして、この制度に乗りまして野菜の範囲の拡大を図ることによって生産出荷の安定を図り、価格の安定を図つてきたという実状にござります。

厚く農家の損害を補てんする方式としては非常にすぐれた方式であるというふうに考えておるわけでございますが、政府として決してこの全相殺農單方式といったようなことを無理無理に農家に押しつけるというふうなことではございませんで、一筆、半相殺農單あるいは今回の全相殺農單のいずれの方式を採用するかということは組合との選択制になつておるわけでございまして、組合の自主的な判断としてその地域に即した農單方式なしは一筆方式というものをとる道を開いておるわけでござります。ただ、全体としてはすぐれた

○ 庫負担の額は二百七十億円ということになつてお
りまして、約九〇%程度は国庫が負担をしておる
ということでござります。これについて秋田県の
給料、手当に対します国庫負担割合を見てみます
と九二%ということで、県平均といたしましては
全国平均ないし若干上回つておるというような私
どもの数字になつております。このような団体
事務費に対する国庫負担を国としてはいたしてお
るわけでござります。

○中川(利)委員 方式であると考えておりますので、各種の奨励、促進措置というものは一面用意をしておるということになります。

最後に一言あれですが、職員給与等、基幹事務費というか、これは全額国庫負担がたてまえでありますね。ところで西高東低といふ言葉が共済の中にはやっているんですよ。西が

○津川委員 安倍大臣、御飯食べさせていいそ
うで、どうぞ御飯食べに行ってください。私
は後で、大臣が来てから大臣に必要なところを聞
きますから。
最初に、野菜生産出荷安定法の一部改正に対し
てお尋ねいたします。
まず一つの問題は、農業基本法の第十一条、こ

高くて東が低いというのですね。それで北海道や東北の連中はまあ皆さんのところへ再三にわたつて、おかしいじやないか、こういうことで陳情なりその他要請があつたと思うのですけれども、同じそういう基幹事務費を配分するにしても、私の方では五割そこそこしか職員の人事費が来ておらないという。せんだつて私調査を行つた南秋田郡の天王町なんかへ行つてみましたら、これは六割しか来ていません。こういうことでは、何か見てこれだけで実態とはなはだぞぐわないと思うので

○では農産物の価格安定、こういうことが義務づけられておりますが、これに従つて政府がとつておる農産物の、特に野菜も農産物の一つでありますので、野菜の価格安定についてとつた措置をまずお伺いしてみたいと思います。

○今村(直)政府委員 野菜価格の安定を図りますためには需要に見合つた供給の安定を図ることが大切でありますので、私たちは野菜生産出荷安定法に基づきます生産出荷の安定と価格の安定という観点に立ちまして、一つは価格補てん制度の充

すけれども、その辺についてちゃんとしてもらわなければ困るということを申し上げて、これに対する御回答をいただいて私の質問を終わらせていただきます。

○吉岡(裕)政府委員 農業共済組合等の事務費でございますが、昭和五十年度で見ますと全国で五百八十九億円の事務費がかかつておりますて、このうち基幹的な経費については国が負担をいたすということになつております。その基幹的な経費でございます職員の給料、手当でございますが、これが同じく全国で三百一億円、これに対する国

実ということにつきまして逐年努力をいたしてきましたが、そこでござります。同時に、制度改正以後指定地の拡大を図り、それから指定産地の逐年の拡大を図ることによりまして、この制度に乗りまして野菜の範囲の拡大を図ることによって生産出荷の安定を図り、価格の安定を図つてきたという実状にござります。

物であるというふうに考えております。

○津川委員

とすれば、余りにも野菜生産出荷安定法の中には価格保証面が少ないと思いますが、これはいかがでございます。どう思います。

○今村(宣)政府委員 先生のおっしゃつておりまることは、現在の基準額は重要な農産物の野菜について農家の価格を保証する制度あるいは水準としては不十分なものではないかという御質問かと存じますが、現在の野菜生産出荷安定法は、申までございませんが、指定産地から指定消費地へ向けて野菜につきまして、それについての生産、出荷の計画化を図り、生産を近代化することによって野菜の出荷の安定を図り、そして野菜の価格の安定を図るという考え方方に立つておるわけあります。それをもう少し裏返して申し上げますならば、野菜の価格変動が余りにも激しいということは、それは高いときはよろしゅうございますけれども、低いときには翌年の農家の生産意欲を失う。したがって、そういう野菜のような非常に価格変動の激しいものにつきましては、基準額を設けて、その下支えをするということによって、翌年農家が生産の意欲を失わないようになります。それが制度のたてまえでございます。

【委員長退席 山崎(平)委員長代理着席】 したがいまして、その基準額そのものが直ちに農家の全体の所得を保障するという考え方ではないのではないかと思つております。そういう下支えのものにおいて価格の変動幅をできるだけ小さくする。したがいまして、価格の高いときはやはり農家の所得も多いけれども、価格の低いときにはできるだけ下支えによってこれを支えていくといふ趣旨でございますから、したがいまして、一定の基準額を設けて、たとえばそれを下がるときに政府が買い入れをするとかあるいはまた一定の上限価格を超える場合に政府があるいは物を出して価格を安定するとかいうそういう制度の仕組みではございません。したがいまして、その基準額は從来から趨勢価格というふうな需給実勢価格を反映するような価格として考えられておるわけ

でございます。しかし、同時にそういう価格でござります。やはり農家の下支えとしての所得

なりあるいはまたその再生産という問題を十分念頭に入れて考へるべきものであることはもとより

その水準を一二%程度上げるという努力をいたしております。また、そういう基準額は従来三年に一度改定をするという扱いでございましたが、今後はやはり毎年予算のときに見直しまして所要の予算の要求をして、その実態にできるだけ合い、農家の所得の確保という観点にも

ましだが、今後はやはり毎年予算のときに見直しまして所要の予算の要求をして、その実態にできるだけ近づくという、そういう考え方で処理を

してまいる方針といたしておるところでございま

す。

○津川委員

どうも局長、御苦労様です。苦労されていることはわかります。ところが、農業基本法の第十一一条は、見るまでもなく、野菜の価格の安定を図るために必要な施策を講ずると書いておるのである。野菜生産出荷安定法では、主要な野

菜について、一定の生産地におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に進める措置をとるともに、当該生産地域における生産及び消費地域に対する出荷の安定を図るといつて、どうやら私は、もっとと次元の高いことを――農業基本法とこの生産出荷安定法との関係を聞いて、価格保証には生産出荷安定法は法の精神としてどこか違つておるのではないか、抜けておるのではないか、そういうふうなことを聞いておるのである。あなたはあなたのされた非常な苦労なことを話されました。もう一

回答をお願いします。

○今村(宣)政府委員

価格全体にまたがります非常なむずかしい御質問でございますので、一局長のお答えし得る範囲を超えておるかと思いますが、価格制度には御存じのとおりいろいろな制度がございます。その中で野菜の価格補てん制度といふのは一つの特別なカテゴリーに属するものでない

ことで先ほど申し上げましたように生産、出荷の安定、それから価格の安定という、そういう一つの制度を組み立てておるわけでございまして、そ

ういう意味におきましては、たとえば農安法でござりますとか糖安法でござりますとかあるいは食管法でござりますとか、そういう制度とは非常に異なったものでございます。そこで先ほど申し上げましたように、基準価格というものは需給実勢価格を反映して下支え価格であるというふうな組み立てをいたしておるわけでございまして、その意味では通常いわれる所得補てんといいますか、所得補償といいますか、そういう形での基準額とは異なる性格を持つておることは確かでございま

す。

○津川委員 私は日本の農政に本当の意味の野菜の価格保証制度はない、こう思つておるわけであります。したがつて、それを局長に指摘して、そういう意味において本来の野菜の価格保証を検討するだけなのです。野菜生産出荷安定法では、主要な野菜について、一定の生産地におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に進める措置をとるとともに、当該生産地域における生産及び消費地域に対する出荷の安定を図るといつて、どうやら私は、

もうと次元の高いことを――農業基本法とこの生産出荷安定法との関係を聞いて、価格保証には生産出荷安定法は法の精神としてどこか違つておるのではないか、抜けておるのではないか、そういうふうなことを聞いておるのである。あなたはあなたのされた非常な苦労なことを話されました。もう一

回答をお願いします。

○今村(宣)政府委員

沖縄県でございますが、沖縄におきます人口二十万以上で野菜の消費上重要な地域と申しますと那覇市及びその周辺の地域だと思います。那覇市につきましては現在卸売市場法第五条に基づきます中央卸売市場整備計画の対象都市になつております。那覇市としましては、まだ沖縄県としましては、その整備計画に基づいてできるだけ早く中央卸売市場をつくりたいといふことで努力をいたしておるわけでござります。そこで沖縄でございます。海洋博の場合も野菜不足が非常に大いに宣伝された。沖縄には指定消費地がいくつある、どのようにしてできるのか。先ほどの論議でも明らかになつたように、指定消費地ができると指定野菜もできていくし、指定生産地もできていく、これが仕組みでございます。したがつて、沖縄における指定消費地をどのようにしていくのか。それと関連して指定生産地、指定作物などというものの計画見通しをお伺いいたします。

次に、山形県。山形県は庄内は日本有数の稻作

が必要だと思います。したがつて、山形県における具体的な計画を伺います。

第三の問題は青森県、ここも米の主産地と日本でまれに見るほどリソウの主産地であります。私

もリンゴ畑がだんだんぶされて畑がなくなつて

いる実情をこの目で百ほど知つております。ここ

における指定消費地、山形における指定消費地が

おくれておる、なぜおくれているのか、これから

どうするのか、指定産地をどうする計画を持って

おるのか、指定野菜、特定野菜をどうするのか、

このことを、沖縄、山形、青森の三県について具

体的に一つずつ答弁していただきます。

○今村(宣)政府委員

沖縄県でございますが、沖縄におきます人口二十万以上で野菜の消費上重要な地域と申しますと那覇市及びその周辺の地域だと思います。那覇市につきましては現在卸売市場法第五条に基づきます中央卸売市場整備計画の対象都市になつております。那覇市としましては、まだ沖縄県としましては、その整備計画に基づいてできるだけ早く中央卸売市場をつくりたいといふことで努力をいたしておるわけでござります。そこで沖縄でございます。海洋博の場合も野菜不足が非常に大いに宣伝された。沖縄には指定消費地がいくつある、どのようにしてできるのか。先ほどの論議でも明らかになつたように、指定消費地ができると指定野菜もできていくし、指定生産地もできていく、これが仕組みでございます。したがつて、沖縄における指定消費地をどのようにしていくのか。それと関連して指定生産地、指定作物などというものの計画見通しをお伺いいたします。

そこで沖縄でございます。海洋博の場合も野菜不足が非常に大いに宣伝された。沖縄には指定消費地がいくつある、どのようにしてできるのか。先ほどの論議でも明らかになつたように、指定消費地ができると指定野菜もできていくし、指定生産地もできていく、これが仕組みでございます。したがつて、沖縄における指定消費地をどのようにしていくのか。それと関連して指定生産地、指定作物などというものの計画見通しをお伺いいたします。

次に、山形県。山形県は庄内は日本有数の稻作

が需要だと思います。したがつて、山形県における

第三の問題は青森県、ここも米の主産地と日本

でまれに見るほどリソウの主産地であります。私

もリンゴ畑がだんだんぶされて畑がなくなつて

いる実情をこの目で百ほど知つております。ここ

における指定消費地、山形における指定消費地が

おくれておる、なぜおくれているのか、これから

どうするのか、指定産地をどうする計画を持って

おるのか、指定野菜、特定野菜をどうするのか、

このことを、沖縄、山形、青森の三県について具

体的に一つずつ答弁していただきます。

○今村(宣)政府委員

沖縄県でございますが、沖縄におきます人口二十万以上で野菜の消費上重要な地域と申しますと那覇市及びその周辺の地域だと思います。那覇市につきましては現在卸売市場法第五条に基づきます中央卸売市場整備計画の対象都市になつております。那覇市としましては、まだ沖縄県としましては、その整備計画に基づいてできるだけ早く中央卸売市場をつくりたいといふことで努力をいたしておるわけでござります。そこで沖縄でございます。海洋博の場合も野菜不足が非常に大いに宣伝された。沖縄には指定消費地がいくつある、どのようにしてできるのか。先ほどの論議でも明らかになつたように、指定消費地ができると指定野菜もできていくし、指定生産地もできていく、これが仕組みでございます。したがつて、沖縄における指定消費地をどのようにしていくのか。それと関連して指定生産地、指定作物などというものの計画見通しをお伺いいたします。

そこで沖縄でございます。海洋博の場合も野菜不足が非常に大いに宣伝された。沖縄には指定消費地がいくつある、どのようにしてできるのか。先ほどの論議でも明らかになつたように、指定消費地ができると指定野菜もできていくし、指定生産地もできていく、これが仕組みでございます。したがつて、沖縄における指定消費地をどのようにしていくのか。それと関連して指定生産地、指定作物などというものの計画見通しをお伺いいたします。

それから青森県につきましては、来年度以降早

急な時期の問題としてこれを検討するつもりであります。

○津川委員 沖縄県が長いことアメリカ軍の占領に苦しんで、經濟したがつて農業もおくれておられますので、この点については、私は農林省自身でも沖縄県と相談しながら計画を立案すべきだと思います。この点はいかがでございます。山形県については県庁の上層部はそんな考え方でも下部の方にはかなり強い要求が起きておりますが、事沖縄県に関する限り一定の計画を持たれているのが沖縄県に対する農政上の当然の責任じゃないかと私は思いますが、この点、沖縄について重ねてお尋ねいたします。

○今村(宣)政府委員 御趣旨のように沖縄県と十分協議をしまして、その計画的な遂行について努力をいたしたいと思います。それから先ほど山形県につきまして県の方と十分というお話を申し上げましたが、ちょっと私が答弁の間違いでございまして、山形県は大体五十年度に指定の予定でございます。訂正をいたしました。

○津川委員 そこで不十分ながらの指定産地、指定野菜になると、ほかの野菜よりもよけいつくると思います。これは私はいいことだと思います。そこで今度は耕作面積の条件を緩めて、二十五ヘクタールといらうが出るでしょう。そうするとそこに指定野菜、こうなってくると、一産地一品目で、どうしても連作になると思います。これはやはり避けなければならぬ。重複していたとか複合していたとか、いろいろな考え方もあるでしようが、どうしても、やはり農業の実態から言つても、ここで連作になる心配がかなり出でまいります。そこでこの法律のために連作障害を起こしては大変だ、起させないようにするのが法のたてまえだと思うわけです。若干の例を申し上げますと、現に福島県のキュウリ、これはかなり連作でウドンコ病だと立ち枯れ病、細菌の斑点病なんかが出てきて連作障害が出ております。高知県では根腐れ萎凋病、枯れて縮んでしまうのが出てき

ております。高知県はトマトです。岐阜県の高麗

方々のスイカ地帯、私の青森県の屏風山もその例に漏れません。ここでも連作としてコンニセイク

病、バッターン病、こういうものが出てまいつてお

ります。先ほど問題になりました国の制度の上に

ささらにまた加えておる群馬県の嬬恋、ここではネ

コブ病枯れていく萎凋病などがこういうふうに

出ております。これはいい面と悪い面があつて、

法律、油断していくとこういう障害が起きにく

く。非常に気をつけなければならない指定産地、

指定野菜の現実でございますが、この法律と関係

して、連作の障害、これに対する対策が必要かと

思いますが、いかがでございます。

○今村(宣)政府委員 御指摘のとおり相当な大産地におきます連作を継続するということになりま

すと連作障害を起こすわけでございまして、そ

の地域の一部において先生の御指摘のような連作障

害を起こしている例があるわけでございます。そ

の主たる原因是、経営規模が小さいので適正な輪

作がなかなか行われがたいということもございま

しょうし、また労働力不足等による有機質の投与

が不足するということもございます。そこで私た

ちといたしましては、産地の実態に即しました適

正な輪作を行なうように指導しておりますが、一方

指定産地の重複指定が容易になりますよう指定

地の条件の緩和を図ることによつて生産面から

適正な輪作の導入を助長することにいたしております。

○津川委員 「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」

五年度から地力増強対策としまして有機質の投与をします施設、病害虫防除施設の導入等を推進するということで、野菜生産安定対策事業、特に

野菜指定地につきましては、これを指定野菜のほ

ども、やはりスイカのバッターン病をどうされま

す。

○今村(宣)政府委員 お話のござりますような、俗稱バッターン病とかあるいはその他の病気の病原とその対策につきましての試験研究を充実すべきではないかということは、まことにお説のとおりでございますので、技術会議あるいは技術審議官等とも十分連携をとりながら、お説のような対策を取り進めたいたと思つております。

○津川委員 これは局長、局長になつて受け継いだかどうかわからぬけれども、いまに始まつたところではない。私がこの委員会でも何回か話をしておるのです。役所に何回言つてはいるかわからぬ

い。

そこで、ここまで来ましたので、具体的な試験研究の耐性計画をつくつて私に報告していただけますか。この点まず答えていただきま

す。

○松平政府委員 先生から御質問があらうかと思つて控えておつたわけでございますが、先生御指

摘のいまの病気につきましては、野菜の病気は、

野菜の作物の種類が非常に多いということ、それ

を今年度から始めることといたしたいと思いま

す。いずれにしましても、そういう輪作の問題と

いうのは非常に重要な問題でありますので、私た

ちとしましては、制度的にもあるいは予算的にも

あるいは指導部面においても、そういう点につい

ては十分配慮してまいりたいと考えておる次第で

ございます。

○津川委員 土壤の肥沃、いろんな結構なことを答弁していただいて御苦労までございます。と

ころが、連作障害として起きてくる病気、嬬恋村で言うとネコブが一番なんです。これに対する駆除対策を考えなければいけないと思うのです。茨

城、千葉のスイカではワイルス病、バッターン病、

これの本質、バッターン病はまだわかっていない。

これも局長の主管の領域に入るわけだ。こういうもの試験研究と撲滅政策をまずおやりになるこ

とが——そこにこの法律との関連した行政がなければならぬ。この点はいかがでございます。ネ

コブ病だとスイカのバッターン病をどうされま

す。

○松平政府委員 先生から具体的に御指摘のご

いました病気につきましては、私どもも対策を早

急に立てることが必要な病気であるというように承知をいたしておるわけでございます。先ほど言

い落としましてけれども、病気そのものの本体とそれからそれをどうやって防除するかということ

のほかに、作物自身をその病気に対して耐性を持たせるというようなことも病気に対する対策であ

るというふうなことでございますので、そういうふうな点についての研究を目下進めておるわけでござりますから、またいざれ先生のところへお話を申し上げたいと思います。

○津川委員 そこで局長、先ほど話したように、野菜が非常に産地を指定される。二十五ヘクターヘ

ル。そして品目をやる。重複指定もあるけれども、やはり連作障害が起るので輪作体系は非常に必要なんだ。そうしたら役所で、輪作体系の幾つかのひな形を技術会議が非常に研究されて持つてきました。この中には落花生、ホウレンソウ、枝豆、レタス、サトイモ、大麦、ジャガイモ、こういう組み合わせがあります。落花生、スイカ、サトイモ、大麦、ジャガイモ、こういうこともあります。そこで、指定野菜としてレタスで価格保障をしてもらつた、次にかえたときに、それが価格保証の対象、指定野

菜になつてない、と、このところは輪作体系が

うまいこといかないわけなんです。そうなつて

くると、輪作体系の中に組み入れるものはすべて指定野菜にする。こうすることが非常に望ましい。これが今度のを進めていく上に不可欠だ。私は、ますます指定産地がふえると思います。時によると指定野菜から特定野菜もふやしていただかなければならぬと思います。とすれば、いよいよもつてこの輪作体系というものが問題になつてくるわけです。

そこで、私がいま読んだように、落花生、スイカ、サトイモ、大麦、ジャガイモ、こうなつたときには、これは野菜であると同時に、今度は畑作物の芋、ジャガイモ、こういうことになつてくると、産地指定、消費地指定、こういうことが一体にならなければならぬと思いますが、この点はいかがでござりますか。

○今村(宣)政府委員　お話の点は私も問題認識としては持つておりますが、しかし野菜ばかりの輪作ということになりますと、一ついまのようなことを考へる根拠になるわけございますが、たとえばその間に綠肥が入るとか大豆が入るとかいうふうな形の輪作として物を考えますと、複合産地方式ということをなかなかとりがたいといふ問題が一つあります。

それからもう一つは、たとえばキユウリをつくりパレイシヨをつくり加工トマトをつくり、またパレイシヨに返つていくということになりますと、これはまたパレイシヨの価格問題ということの問題にも相なるわけございまして、農家としてはどうしてもキユウリが高いということであればパレイシヨをつくるよりもキユウリをつくるという形に相なりますので、そうしますと農産物価格全體をとらえた価格補てんといいますか、價格保障問題にもつながる問題でござりますので、そういう点につきましてはなお十分検討をさせていただきたいと考えておる次第でございま

たが、野菜だけじゃダメなんだね。複合して指定して価格を保証しなければならぬ。だから私が初めに問題にしたのは、この野菜生産出荷安定法で、農業基本法の十一条の農産物の価格安定とい

うことにどれだけ役立てるか考えておるのかといふことを基本的に問題にしたわけですが、こういうことで農林大臣、指定産地を指定野菜を、それから特定野菜を、指定消費地をもつともつとふやしていく。これは先ほどの論議でわかりました。同時に、この中から連作障害が出てくる。それを除去しなければならない。と同時に、そうすると輪作をやらなければならぬ。輪作物全体に対しても

価格保証の光が当らないと、先ほど中川議員が言ったように産地が減つて野菜の絶対量が落ちる。こういうことになりますので、最終的にこういう形を含めて農林大臣の御意見を伺わせてもらいます。

○安倍国務大臣　なかなかむづかしい問題です。が、やはり農産物全体の中の八割は何らかの形で政府が価格形成には介入しているわけでありまして、米は生産費所得補償方式、あるいは麦はペリティ方式というように、何らかの形で介入しているわけでございますが、野菜につきましても実勢方式をとりながら、これが結論的に生産費を補つていくという方向で今後とも野菜の供給安定ある

ことは価格の安定というものを図つていくわけでござりますし、やはり農産物それぞの特色がありますから、それぞれに対応したところの価格の形成というものをやっていかなければならぬわけですから。それが一つ。

もう一つ。この評議員会の任務でござりますが、基金の定款の変更、業務方略書、予算、事業計画書、資金計画の作成もしくは変更について大臣の認可を受けようとするときはあらかじめ評議員会の意見を聞く、こういう基本的なことが必要じやないかと思います。そうでないと、國民に即しましてはまだ農業共済の対象になっておりません。そして、甲西町落合農協、ここに栽培面積が約百二十一ヘクタールあるようでございますが、山梨県でかなりひょうでやられております。

○津川委員　いつごろになるようでござりますか。

○今村(宣)政府委員　来年度の予算折衝の際に、大蔵省と、財政当局と折衝してこれを追加するよう努力をいたしたいと思っております。

○津川委員　ここまで議論してみて、いろいろな農民の意見も加わらなければならぬですね。今度の法改正で今までであった団体の縦会がなくなり生産者の団体が評議員の中に加わらなければならぬでしょう。したがって、こういう形でかなり生産者の中には評議員の中には加わらなければならぬと思いますが、私たちは少なくとも十人以内、十人そいらは生産者を代表する者が入らなければならぬと思いませんが、この点はどうでありますか。それが一つ。

もう一つ。この評議員会の任務でござりますが、基金の定款の変更、業務方略書、予算、事業計画書、資金計画の作成もしくは変更について大臣の認可を受けようとするときはあらかじめ評議員会の意見を聞く、こういう基本的なことが必要じやないかと思います。そうでないと、國民に即しましてはまだ農業共済の対象になつておらず、山梨県でかなりひょうでやられております。

○津川委員　評議員会の構成につきましては、生産者の立場も十分配慮してその構成を決めていいと思いますが、先生のお話のように十人程度は考えていかなければならないと思つております。

ただれども、もう一つは果菜類。スイカ、イチゴ、メロンというふうな果実的野菜につきましては重要品目の中に含めなかつたが、野菜だけじゃダメなんだね。複合して指定して価格を保証しなければならぬ。だから私が初めて問題にしたのは、この野菜生産出荷安定法で、農業基本法の十一条の農産物の価格安定といふことを基本的に問題にしたわけですが、こういふことを含めておるのもつとふやしていく。これは先ほどの論議でわかりました。同時に、この中から連作障害が出てくる。それを除去しなければならない。と同時に、そうすると輪作をやらなければならぬ。輪作物全体に対しても

価格保証の光が当らないと、先ほど中川議員が言ったように産地が減つて野菜の絶対量が落ちる。こういうことになりますので、最終的にこういう形を含めて農林大臣の御意見を伺わせてもらいます。

○津川委員　そこで、今度は農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案についてお尋ねします。

一番最初に、おとといでしたか、スモモの被害が山梨県でかなりひょうでやられております。どのくらいの冷害、ひょう害だったか、わかつていたら御披露願いたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員　山梨県のスモモの被害の概況でございますが、御承知のとおり、スモモにつきましてはまだ農業共済の対象になつておりませんので、私どもとして有権的に調査をするといふわけにはまいらないわけでござりますが、いろいろな情報を総合いたしますと、主な被害地といつたしましては、甲西町落合農協、ここに栽培面積が約百二十一ヘクタールあるようでございますが、九割被害、塩山農協、栽培面積が四十九ヘクタールあるようでござりますが、七割被害。それから被害の著しい品種としましてソルダム、サンタローなどという両品種に被害が著しいということでござります。

○津川委員　その被害の原因としましては、開花期を迎えた三月二十一日ごろから県内の天候が崩れ、気温が受粉に必要な十五度に達しない日が続いたのが原因と見られておる。こういうふうな情報を私ども現在手に入れておるものでございます。

○津川委員　九割被害、七割被害。それできようして共済の対象に組み入れてくださいということが決められておりますが、ひとつこの際思い切つて山梨県下の農民が大会を開いておられます。そうして共済の対象に組み入れてくださいということが決められておりますが、ひとつこの際思い切つてスモモを対象に加えるべきだと思いますが、いかがでござります。

もう一つ重ねてこの点で申し上げてみるならば、果樹振興法の対象になつておる果物の中でも灾害補償法の対象になつておる梅、ビワ、サ

○津川委員　はしなくも局長は苦惱を吐露しまし

○吉岡(裕)政府委員 最初にお話のございましたスモモでございますが、確かに一部に地方的な産物ではございますが、要望がございます。そこで実は昭和四十九年度から主産県でございます山梨と山形の二県に委託いたしまして、被害率等の基礎調査を現在行つておるところでございます。その結果を見た上で、このスモモについての農災法の対象にする見通し、計画、政府の腹づもりを伺わせていただきます。

は対象にするかどうかといったような点については検討することとさせていただきたいというふうに考えております。

それから梅、ピラ、桜桃でございますが、これは四十七年度までの三年間主産県に委託をいたしまして、同じく被害率等の基礎調査を行つてきましたが、その結果わかりましたことは、まず一つは園地化率といいますか、一つまとまって園地の状況になつておる度合いといふものが一般に非常に低くございまして、それからいわゆる隔年結果と申しますが、一年ごとに収穫量の変動が大きいわけでございます。

それから第二の問題といたしまして、非常に地域的に偏った果樹でございますので、御承知のように保険と申しますのは危険分散が広く行われることが必要であるわけでございますが、その点から見て危険分散というのがひとつむずかしいという問題がございます。

それから第三点といたしまして、被害の発生の態様というのが一律ではなくて、非常に複雑であるということと、被害発生の頻度が結構大きいというふうな問題があるわけでございます。

したがいまして、一応四十七年度から三ヵ年の調査はいたしたわけでございますが、さらにこの被害率などについて現在補完調査を進めておりまして、この補完調査の結果あるいは実際にこういうものに対する共済の需要の強さがどの程度であるかというふうなことも見きわめました上で共済の対象果樹にすることについて検討をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、沖縄のペイナップルのお話があつたわけでございますが、これは果樹農業振興特別措置法に基づく振興対象果樹ということで四十七年の五月に追加指定されておりますが、四十七年度から沖縄県に委託をいたしまして、保険設計上必要な被害率等の基礎調査を得るために調査を行つておるところでございます。

現在までの調査の結果によりますと、植えつけの時期とかあるいは収穫の回数、それから収穫期

評価等が非常にむづかしいというような、いろいろ難点も出ております。したがいまして、こういいう基礎調査と並行いたしまして、五十年度から学識経験者による現地検討会を開催をいたしまして、制度化についての検討を行つておるという段階でございますので、この検討の結果をまちまして、対象果樹として取り上げるかどうかというふうなことについて検討をしていきたい、現在こういう段階でございます。

○津川委員 かなり沖縄は急を要するので、この点は私ここで資料をたくさん持つて論争するつもりであつたけれども、ほかの重要なこともありますので、この点はこれで切り上げますけれども、あしたにでも採決が終わつたら、専門の人を私のところへよこして、私と少し詰めさせてくださいませんか。局長、どうです。

○吉岡(裕)政府委員 そのように取り運ばさせていただきたいと思います。

○津川委員 そこで、先ほども中川委員から問題になりました農作物共済で、足切り三割、それから農單で二割、これが不評なんですね。農民が一生懸命努めてがんばってきたものだから、三割の開きといふのはなかなか出でこなくなつた。農單の地域についても同じです。そこで、農作物共済では收支率が〇・六、うんともうかつていて、そこで、この際思い切つて足切りを一筆では二割、農單では一割と、いうふうに下げる、私は十分採算がとれると思います。こうするとたくさんふえていくと思いますが、これは局長でも大臣でも、どちらでもよろしくうござります、お答え願います。

○吉岡(裕)政府委員 ただいま先生の御提案のお話は、一筆、農單、それも半相殺、全相殺、それぞれ足切りを引き下げるというお話をございますが、この足切りを引き下げるという問題は、その結果非常な農家負担の増高を来すという問題があ

りますほかに、損害評価面についても非常に困難な問題が出てくるわけでございます。

何よりも一番大きな問題は、農家負担が全体として急増をするということにあるわけでございまが、そのような農家負担の急増を避けながら、現状ではひとつこの一割足切りの農家単位引受方式というものをもつて推進をしてまいりたいという御提案を申し上げておりますよな農单方式といいうものが出てきておるわけでございまして、現状ではひとつこの一割足切りの農家単位引受方式というものをもつて推進をしてまいりたいというように思うわけでございます。

○津川委員 私たちの計算で、いければ、収支率を〇・八にしても、農民負担を全然ふやさないで、足切りを下げればいいと思うのです。これは本当に検討してみてください。

時間がないから先に進みますが、リンゴの点で選択制をとつて、台風にだけ一つの対象としてやることを決めた。これはよろしい。ところが、これは農單なんだ。これにだけ農單を加えて、ほかの方に一筆と農單をあわせておきながら、リンゴの場合これだけやつている。ところが、台風には通路がある。そこで、リンゴの農家ですが、このごろ交通がよくなつた、山ろくにでもリンゴ畑を開く。そうすると、一定のところだけ災害が来るところがある。それを農單でやるからだれも入らない。だから、主産地の青森県でまだ二八%という加入率なんだ。そこでリンゴの問題は、この農單ともう一つは一筆、これを二つ採用するとぐんと加入率がふえる、現在二八%が五〇%，北海道並みにもつと超すのではないかと私は思います。この点はいかがでござりますか。

○吉岡(裕)政府委員 現在の農作物共済の場合には長い経緯がございまして、一筆単位方式といいうものから保険発足以來出発をいたしまして、四十六年に至つて半相殺農家単位引受方式というものが導入をされたということでございまして、現状におきましては、一筆方式といわば農單方式が併存をしておるという状況なわけでございます。

そういう中で、農家単位引受方式というものを将来の方向として私どもは望ましい方向であるといふように思つておりますが、それと一筆方式との関係を調整をいたすというような観点から、全損耕地地が出てきた場合に、農家単位方式でもらう金額と全損耕地地がある場合の共済金額との間に差があつて、全損耕地の方があらう額が高い、あるいは農業全方式ではもらえないというような場合に、そのような制度を導入したわけでございます。

したがいまして、果樹共済の場合とはそこは状況が違うわけでございまして、果樹共済というのは農家単位方式ということで出発をいたしまして、その中には果樹独特の非常に強い問題として、品質低下というものを見ておるわけでござります。収量と品質低下というものの両方を見ておるわけですが、そういうような状況でありませんと、品質問題等の導入はできないわけでございまして、そういう場合には、やはり共同出荷体制でございますとか、そういう農家全体としての収穫量が確実につかめると、この果樹共済の導入はできないわけですが、そのためには、やはり共同出荷体制でございますとか、果樹共済の場合には農家単位引受方式をとつておるということをございまして、この果樹の共済をさらに進めていくために、今回のようないくつかの病虫害の事故除外でござりますが、その他の特例措置というものを考えておる次第でございきます。

○津川委員 農單、どのくらい進んでいると思ひますか。四十七年で引受け面積六%でしよう、四十八年で七・四%でしよう、四十九年で九・三%ですよ。こんな子供だましみたいことで農單方程式を無理してもだめです。そこで、皆さんたちはこれを救うために一筆全損という制度を大目に導入した、リンゴの場合には台風に対して制限方式を大胆に導入したのです。だからこそ問題は解決していくのです。

そこでリンゴの場合、どうしてもやはり農單と、農作物共済と同じように一筆、これが欠かさないことのできない、リンゴの共済を進める基本の要件を

件だということを、私、局長と農林大臣に申し上げます。そして、この共済団体から生産団体が強くこれを推しておる、この意見が来たならば大胆にこれを踏み切るべきだと思いますが、再度の答弁をお願いします。

だ。だからこそこの間のときわれわれがわざわざ皆さんのものを削除したことは、先ほども問題になつたとおりで、これに逆行していくことをあえておやりになつておる。ここのことには非常に大事な問題があります。

いうものには差し支えない、こういうふうに判断しております。

○吉岡(裕)政府委員 私どももいたしましては、果樹共済につきましては、農單方式で制度を出発させており、その年数もまだ余りたっておりませんので、ぜひ現在の共済方式による加入を促進していくといふことがまず第一に必要なことであろうというふうに考えておりまして、そういう方方向をもつと進めていきたいというふうに現状では考えておるわけでございます。

○津川委員 次に、家畜共済で肉豚。これは、ほんとの農作物で国庫負担が五九・六%、蚕で五六%、米等二三%であります。内訳につき一つづき説明を

第二番目、私は津輕。有名な津輕選舉、ここでは、理事者や幹部がどうしたならば選挙をやらなければ済むかということが、幹部のひたすらなる努力なのです。したがつて、あのとおり汚れた選挙が出てくる。そこで、押さえて押さえてどうなるかというと、ならず者を出してくる。これが、選挙をやると落ちるのである。したがつて、選挙をやらないというのは、このならず者を出してくるためのボス支配の腐敗の具体的な根源なのです。したがつて、この問題は撤回していくだいて、選挙をやめよう。二三はようう者に対する言及投票で十。

やなどろを幾らでも案内するから、見てみて、
それでも大臣が自信があつたならば来年出してく
ださいと言つてゐるのです。どうです、もう一回
答弁を求めます。それで終わります。

○安倍国務大臣 先ほど申し上げましたように、
組合の民主的な運営というものを妨げるものでは
ないわけ、この投票を省くということもあくま
でも自主的に決定されるべき問題であつて、政府
としてこれを押さえつけるというようなことは一
切いたしません。

果樹で玉柑、肉豚にも二分の一国庫負担で持たせらるべきではありませんか。いかがでござい。○安倍国務大臣 現行の家畜共済の共済掛金国庫負担方式は、昭和四十六年における制度改正によ

をやる。こればかりは書くに文うる情弓が東で
したがつて一定款において、このならず者がきわ
めて少ない点数であつた場合には資格を与えない
といふ制限を加えてこそ、初めて健全なる運営が

○津川委員長 続れります。
○漢堺員長 次に、染谷誠君。
○染谷委員 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

の導入はできないわけでございまして、そういう趣旨で、果樹共済の場合には農家単位引受方式をとつておるということございまして、この果樹の共済をさらに進めていくために、今回のようだ病虫害の事故除外でございますが、その他の特例措置というものを考えておる次第でございります。

り決められたものでございますが、畜産振興の重要性及び最近における畜産經營の実態にかんがみまして、今回共済掛金の国庫負担を、牛につきましては二分の一、種豚につきましては五分の二に引き上げるとともに、肉豚につきましても、これは初めてでございますが、三分の一の国庫負担を行うことによりまして、農家負担の軽減によるところの加入の促進と畜産經營の安定を図るうとす

できると思います。
そこで、まず選挙をやるという形にして、省く
ことができるということを撤回していただいて、
私は、現地を、そういうものを御案内して説明し
ますから、それであえてやらなければならぬい
だつたら、来年この削除案を出していただきま
い、ここまで思う次第でございます。大臣いかが
でござります。

わが国は天然自然に恵まれまして、季節を問はずいつも新鮮な野菜が供給されて、その種類もまことに数え切れないほど多くのものがござります。このように多種多様な野菜が大量にいつでも国民の食卓に提供されるということは世界でも類例のないことではないか。このように思つております。私は、かくも豊富な野菜を日夜營々として供給してくれまする野菜生産農家のあることを世

○津川委員 農單、どのくらい進んでいると思われますか。四十七年で引受面積六%でしよう、四十八年で七・四%でしよう、四十九年で九・三%ですよ。こんな子供だましみたいことで農單方式を無理してもだめです。そこで、皆さんたちはこれを救うために一筆全損という制度を大胆に導入されました、リンゴの場合には台風に対して制限方式を大胆に導入したのです。だからこそ問題は解決していくのです。

そこでリンゴの場合、どうしてもやはり農單と、農作物共済と同じように一筆、これが欠かすことができない、リンゴの共済を進める基本の要領を

○津川委員 少し時間が伸びましたが、これで最後になりますが、先ほど問題になつた、選挙しなくなるよりもよろしいという、あそこの削除、これは、農林大臣、団体の幹部は選挙がめんどうくさいからやっているのです。ところが、本当に共済制度を健全に発達させようとするならば、たくさんの農民が下から起きてこなければならぬ。だれもが役員に立候補していくるようななかつこうを進めるべき

○安倍国務大臣 こういう規定は、土地改良区、漁業協同組合等にあるわけでござりますし、組会にいたしましても、選挙をやるなということで決めてあるわけですが、さえつけるというふうなことではもちろんないわけでありますし、ただ定足数に足らない場合は選挙を省くことができる、そして選挙をやるかやらないかはその組合の自主的な判断によつて決めるべきでありますから、先ほど申したように、前例も、ほかの団体等によつて行われておるわけでございますから、私は、これを入れることによって一層組合の民主的な運営を行わせておるわけでございますから、私は、こ

界に対してもよろしいのではないか、このように考えておるわけであります。そこで、野菜はいまや私どもが国の農業にとりまして米、畜産に次いでのきわめて重要な部門を占めていますが、私は、生産農家の絶え間ない創意と努力によるところでありますし、深く敬意を表するものであります。あわせてこれが指導獎励に当たられまする政府当局の施策がまことに時宜よろしきを得たものであると思考するわけであります。

これが一たん変動いたしますと、国民生活にとりましては非常に大きな高い影響があるわけあります。野菜価格の低落のときの生産者の苦しみを理解して、これに温かい手を差し伸べることがそもそも安定供給を確保するところの要諦である、こう思つておりますが、反面にそれがまた国民のための政治にほかならない、かように考えております。

このたびの野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、以上のようないくつかの基本的な問題につきまして政府の見解をお尋ねいたしたい、かように思つております。

まず第一に、今回の法改正の経緯につきまして政府の所信をお伺いいたしたいと思います。

昭和四十一年に野菜生産出荷安定法が制定されました。當時、野菜対策といいますと、まことに徹底したものであります。このような体系的な野菜制度が確立されたことは画期的なことではないか、このように思ひます。その後における野菜農業の発展は隆々たるものがありますのみならず、いま日本人の食生活の中におきまする野菜の摂取量といふものはフランス国民に次いで大体世界第二位である、こう言われております。このよだのような役割りを果たしてきたものであるか、その意義につきまして、当局の見解をお尋ねしたいと思ひます。

俗に十年一昔と言われますが、この十年間に、野菜をめぐる諸情勢は著しく変化いたしまして、農業生産におきましても、国民消費生活におきましても、野菜の重要度といふものは非常に高くなつております。このよだなときには、本制度の改正に踏み切つたことは、まことに時宜を得たものであわせて所見を承りたい、このように思ひます。

○安倍国務大臣 いまお話をございましたように、昭和四十一年に野菜生産出荷安定法が制定さ

れるに及びまして、初めて野菜に関する体系的な施設が講じられることとなつたわけであります。野菜価格の低落のときの生産者の苦しみを理解して、これに温かい手を差し伸べることがそもそも安定供給を確保するところの要諦である、こう思つておりますが、反面にそれがまた国民のための政治にほかならない、かように考えております。

このたびの野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、以上のようないくつかの基本的な問題につきまして政府の見解をお尋ねいたしたい、かように思つております。

まず第一に、今回の法改正の経緯につきまして政府の所信をお伺いいたしたいと思います。

昭和四十一年に野菜生産出荷安定法が制定されました。當時、野菜対策といいますと、まことに徹底したものであります。このような体系的な野菜制度が確立されたことは画期的なことではないか、このように思ひます。その後における野菜農業の発展は隆々たるものがありますのみならず、いま日本人の食生活の中におきまする野菜の摂取量といふものはフランス国民に次いで大体世界第二位である、こう言われております。このよだのような役割りを果たしてきたものであるか、その意義につきまして、当局の見解をお尋ねしたいと思ひます。

俗に十年一昔と言われますが、この十年間に、野菜をめぐる諸情勢は著しく変化いたしまして、農業生産におきましても、国民消費生活におきましても、野菜の重要度といふものは非常に高くなつております。このよだなときには、本制度の改正に踏み切つたことは、まことに時宜を得たものであわせて所見を承りたい、このように思ひます。

○染谷委員 次に、今後の野菜需要の見通しとその施策につきまして政府の見解を伺いたいと思ひます。

構成の変化を伴いつつ増大をしてきましたが、このようないくつかの変化が可能であったのは、生産者の努力はもとよりでございますが、野菜の生産、流通、価格にわたる諸対策が大きな役割りを果たしたものと考へております。

野菜の生産は、同法制定以来国民所得の向上に伴う需要の伸びと消費構造の変化に対応して品目

基金の売買保管事業等が新たに行われるなどな

ったわけでございます。

野菜の生産は、同法制定以来国民所得の向上に

むしろ減少しております。一方、生産者の努力に

よりまして収穫量は増大しておるというのが実情

でございます。しかも、わが国は世界に冠たる野菜

国でありますながら、その生産は零細にして多数の農

家によって支えられておるのが事実であります。

今後、野菜の需要はますます増大すると思われます

が、現在のようないくつかの生産構造のもとで今後の必要な供給を確保することにいささかの不安もないか

どうか。

さらにも、政府は農業基本法に基づきまして

昭和六十年の供給見通しを立て、これに即した施

策を実施していくのに十分な自信はあると思われますけれども、その見通し達成のために政府はどういうような施策を展開していくか、その方針等についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○安倍国務大臣 お答えをいたしました。

昭和五十年五月の「需要と生産の長期見通し」

によりますれば、需要は、一人当り需要増年率

1%程度、人口の増加による需要増1%で、基

準年次四十七年の二六%程度の増加を見込んでお

るわけあります。このよだな需要の見込みは、

野菜の消費動向としては妥当なものではないかと

考へております。

他方、生産につきましては、このよだな需要を

原則としてすべて国内生産で賄うたてまえのものと

に、六十年におきましては述べ作付面積六十七万

ヘクタール、十アール当り収量平均三トンと見込

んでおります。

野菜生産に必要な農用地は六十年では四十五万

ヘクタール程度と見込まれるので、面積的にはそ

の確保は可能であると見込んでおります。

しかし、野菜の種類別の需要の伸びを見ます

と、根菜類の伸びが低く、洋菜類はかなり伸びが

見込まれるなど、種類間では異なり、それに対応

した生産を確保するためには、生産対策について

すが、野菜は自由に流通する商品であるといふこ

の変化に対応して、これまでの野菜制度の骨組みは動かさないこととするものの、野菜の供給安定対策の強化を図る見地から、制度の対象となる消費地域の拡大及び野菜供給安定対策の実施体制の整備等を行うこととして、野菜生産出荷安定法の一部を改正することいたしました次第であります。

この場合、農家が安心して野菜を生産できるようになりますが、そこで、今回の法改正を行つても、野菜の重要度といふものは非常に高くなつております。このよだなときに、本制度の改正に踏み切つたことは、まことに時宜を得たものであると考えられます。そこで、今回の法改正を行つましたのはどんな理由によるものであるか。この野菜対策に取り組む政府の基本的姿勢とあわせて所見を承りたい、このように思ひます。

○染谷委員 次に、今後の野菜需要の見通しとその施策につきまして政府の見解を伺いたいと思ひます。

今後特に留意をする必要があると考えられるわけであります。

こうした観点から、集団産地の一層の育成、土地基盤整備等、地力維持向上のための生産対策、機械化、装置化等による生産性向上対策等を中心とし、今後施策の一層の充実を図つてまいらなければならぬと考えております。

○染谷委員 次に、価格補てん制度問題につきま

してお尋ねをいたしたいと思います。

野菜価格の不安定なことが野菜に関する最大

問題点であることは論を待ちません。そこで、野

菜生産の振興を図つていくためには、野菜価格の

低落時にに対する不安をなくすることが不可欠の要

件であります。政府は、価格安定のために今後ど

のようないくつかの対策を講ずるお考えでありますか、お尋

ねをいたしたいと思ひます。

特に、生産者が安心して生産するためには、い

まの価格補てん制度ではまだ必ずしも十分である

とは言えないと思う。むしろ生産費を基準に再成

産の確保が図られるよう保証基準額の引き上げ

を図るべきであるという意見もございます。そこ

で、価格補てん事業について政府は今回制度改善

を行つておりますが、さらに今後どのようにこの

問題点であることは論を待ちません。そこで、野

菜生産の振興を図つていくためには、野菜価格の

低落時にに対する不安をなくすることが不可欠の要

件であります。政府は、価格安定のために今後ど

のようないくつかの対策を講ずるお考えでありますか、お尋

ねをいたしたいと思ひます。

○染谷委員 野菜価格の安定を図るために

は、その供給の安定を図ることが基本的に重要で

ございます。このため、計画的な生産、出荷を推

進するとともに、価格が低落した場合には価格補

充実を行つて生産者への影響を緩和し、次期以降

の作付の変動を防止することとしたとしておるわけ

であります。

○染谷委員 価格補てん事業の保証基準額は、過去の市場価

格から趨勢的に求めたいわば想定平均価格を基礎

として決められ、需給実勢を反映した方式となつ

ておることは御存じのことおりであります。この保

証基準額が低いという不満や、これを生産費を基

と、あるいは気象条件等によりまして著しい豊凶の変動がある上に貯蔵性がないこと、野菜はまた種類、作型も多く、生産形態も多様であり、統一的な生産費を把握しがたいこと等から、生産費を基礎とする方式の採用はなかなか困難でございまして、価格低落時の下支えとしては現行の需給生勢方式を基礎とすることが妥当ではないかと考えております。

価格低落時の不安がなく農家が生産できるようになることは、野菜供給の安定を図るために何よりも保証基準額の見直しによる引き上げを行つたところであります。今後とも野菜需給価格研究会を開催をいたしまして、算定方法の改善、補てん機会の増大等を行いまして、生産者の負担の緩和等につきましては検討をしてまいりたいと考えております。

○染谷委員 次に、野菜の流通合理化問題についてお尋ねいたしたいと思います。

野菜が物価問題としてしばしば話題になりますことは、流通部門に問題を含んでいるのではないかというところであります。野菜のように多種多様で、しかも常に生鮮性を要求されるものにつきましては、これに即応する流通体系が要求されることは当然であります。これを一朝一夕に改善することは、なかなかむずかしい問題であります。この合理的な対策を強化をいたしましたためには、生産、出荷の安定とともに、流通の合理化を進めることがきわめて重要でございますので、私たちとしましては、その流通の合理化について次のような総合的な対策を強力に推進をいたしたいと考えております。

まず第一は、野菜の流通の大宗を占めます市場流通の改善、合理化を図ることでございます。このために、卸売市場整備基本方針あるいは中央卸

売市場整備計画を定めまして、これに基づいて計画的に市場施設の整備を進める同様に、価格の

安定、流通の合理化を図る観点から、市場における取引についても予約相対取引の定着化に努める

等、所要の改善を図つてまいりたいと考えております。

第二は、卸売市場を通じる野菜流通への刺激や

補完、こういう意味合いの効果を期待いたしまし

て、いわゆる産地直結取引その他さまざまな形で

の市場外流通を正当地評価して、これを育成する

ことでございます。このために、産地直結取引を

行うモデル事例等に対する助成でありますとか、

あるいは農協管の食料品小売施設に対する助成等

の新流通経路の育成事業を実施をいたしております。

第三には、小売業の合理化、近代化を図ること

でございますが、このため、地方公共団体等の設

置する総合食料品小売センターの整備であります

とか、小売業者が共同で設置します配達合理化施

設等に対する助成を行つて行つて、

小売業近代化資金貸し付けの拡充でありますと

ころであります。

第四番目には、以上のような市場流通の円滑化

あるいは新流通経路の育成、小売業の近代化等と

あわせまして、産地におきます集出荷体制の整備

を図ることでございます。このため、産地の集出

荷施設の整備強化を進め、野菜の出荷、流通につ

いての所要の施策を講じておるところでございま

す。

以上申し述べましたように、政府としては、野

菜の流通の合理化の問題に対しそれぞれの段階で

さまざま努力を重ねてきているところでござい

ますが、生産者団体による系統出荷の促進も含め

まして、今後とも流通的重要性を十分踏まえて施

す。

○今村(宣)政府委員 お話をとおり、野菜の価格

安定を図りますためには、生産、出荷の安定と同

時に、流通の合理化を進めることができることでございまして、私たちとしましては、その流

通の合理化について次のような総合的な対策を強

力に推進をいたしたいと考えております。

まず第一は、野菜の流通の大宗を占めます市場

流通の改善、合理化を図ることでござります。

このために、卸売市場整備基本方針あるいは中央卸

売市場整備計画を定めまして、これに基づいて計

画的に市場施設の整備を進める同様に、価格の

安定、流通の合理化を図る観点から、市場における

取引についても予約相対取引の定着化に努める

等、所要の改善を図つてまいりたいと考えております。

○染谷委員 次に、生産、出荷調整に関する問題

につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

野菜価格の安定を図るためにには計画生産と計画

出荷を行うことによって、需要に見合った生産、

出荷を確保することは不可欠の要件であります。

そこで、生産者団体は、共販体制の拡大、強化に

努めて、共販活動を通じて自立的な調整や計画的

な生産、出荷の確立を図つてまいりたいと考えてい

るわけであります。これら生産者団体の役割は

まことに大きなものと考えられるわけであります

が、しかし、野菜は作柄が変動したり貯蔵性が乏

しいなどの点から、生産者団体といたしましても

出荷調整を行うことがなかなか困難なこともまた

事実であります。このような生産者団体の自主的

調整機能の活用による計画出荷の推進につきまし

て、政府としてどのようなお考えがあるか、ひと

つか、お伺いをいたしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 野菜の計画的な生産、出荷

を推進するということのためには、やはりどうし

ても生産者団体による共同販売活動を通じて行う

といふこと以外に効果的な方法は見当たらないわ

けでございます。そういう観点に立ちまして、現在

の野菜生産出荷安定法も、指定産地から指定消

費地へ出荷される野菜で、しかも共販に乗つてお

るものについて価格補てんの対象にいたしておる

わけでございます。そういう観点に立ちまして、現

在の野菜生産出荷安定法も、指定産地から指定消

費地へ出荷される野菜で、しかも共販に乗つてお

るものについて価格補てんの対象にいたしておる

わけでございます。このために、計画的な生産、

出荷を図るという意味合いにおきまして、産地、

県、地域、全国というそれぞれの段階に生産出荷

協議会を開催をいたしておるわけでございます。

この生産出荷協議会の今後の活動ということに

つきましては、私たちは十分いろいろ検討を加え

てその改善を図つてまいり必要があると思いま

す。また、從来から生産者団体の自主的活動を通

じて、生産出荷の一層の助長を図りますため

に、大根、白菜、キャベツというような重要な野

菜につきましては、たとえば予約概算金を

支払うとか、あるいは特別の一〇〇%の価格補

ておられます。

それは、たとえば評議員会の構成というものは

一つ明示されております。これだけで果たしてよ

うらしいかどうか。運用上の問題であります。さ

らに一步を進めて、この出荷団体の協議会的な

のを設けるなどにつきまして十分な配慮をなさ

るべきではないかというふうな考え方を持つてお

りますが、これらに対する見解を伺いたい、こう

○今村(宣)政府委員 このたび新しく設立される

うふうに考えております。

基金は、従来の資金協会が行つておりました資金と、それから従来の安定基金が行つておりました消費者対策といいますか、そういう側面の業務と両方行うわけでございますから、御指摘のとおりその業務の運営は適正でなければならないと思っております。しかし、同時に従来の生産者のお立場といふことも十分に配慮をしなければなりませんので、私たちといたしましては、二十五人以内の評議員会の構成におきましても生産者の立場を十分配慮をして、十人程度はこれに参加をしてもらうというふうな構成で考えていいかと思つております。また、出荷団体の意見を反映させると

○染谷委員長 次回は、明十三日木曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時三十一分散会

議会を設けまして、出荷団体の代表の方にお集まりいただいて、そして出荷団体の意見も十分基

金の運営に反映されるような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○染谷委員 次に、都道府県の公益法人に対する助成問題についてお伺いをいたします。

従来、価格補てんの対象が指定野菜に限られておりましたものが、今回は都道府県の法人を活用して各地域の特産的野菜にまで価格補てんが行われるということになりましたことは、まことに時宜を得たものと、かように思つております。た

る。昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中自次の改正規定の次に次のように加え

る。第一条第二項中「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議」を「昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議及び同年十月八日に設立を許可された財團法人農林年金福祉団」に改める。

第二条中第五十二条の改正規定の次に次のように加える。

附則第六条の二の前の見出し中「第一条第二項の法人」を「社団法人全国農業共済協会等」に改める。

(財團法人農林年金福祉団の職員に対する特

十四品目を対象としたわけござります。しかし、スイカ、イチゴあるいは露地メロン等につきましては、各地から非常に強い御要望がござりますので、私たちは今後消費と生産の動向を踏まえた上で十分前向きに検討をしてまいりたいとい

「福祉団」という。の職員のうち、昭和五十年六月三十日において厚生年金保険の被保

険者であつた者で同年七月一日に組合員となつたものの同年六月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(福祉団の職員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を除く。)に限る。)は、この法律(第二十一条を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算す

る。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、同年七月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、福祉団が、その職員で同項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を得て、昭和五十一年七月三十一日までに組合に申出をした場合に限り、適用する。

3 福祉団は、前項の申出をした場合には、同一項に規定する職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間に係る各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において福祉団が納付すべきであつた掛け金の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十一年十二月三十一日までに組合に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び福祉団が折半して負担する。

5 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

6 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

7 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

8 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

9 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

10 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

11 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

12 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

13 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

14 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

15 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

16 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

17 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

18 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

19 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

20 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第八条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のう

ては、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)附則第四条第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条及び第二十一条並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的説替えは、政令で定める。

附則第一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

附則第六条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

二 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

三 附則第六条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

四 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

五 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

六 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

七 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

八 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

九 附則第九条の規定 公布の日

附則第五条第一項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号」に改める。

ち、改正後の法附則第六条の六第一項及び第二

項の規定により組合員期間に合算されることとなつた財団法人農林年金福祉団（以下「福祉団」という。）の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の扱い）

第九条 福祉団の職員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者又は施行日の前日までに厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、この法律の公布の日から起算して二十日以内に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨又は当該年金たる保険給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六条の六第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間（福祉団の職員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を除く。）に限る。）は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から控除する。

2 福祉団の職員のうち、施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で施行日に組合員となつたものが、前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、施行日の前日に消滅する。

（所得税法等の特例）

第十条 改正後の法附則第六条の六第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四条第一項第三号及び第三百十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなし

て、これらの法律の規定を適用する。

本修正の結果必要とする経費に要する費用についての国の補助額が約十六万円増額となるものと見込まれ、また、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約三百十五万円の減収となるものと見込まれている。
なお、通算措置に伴い、厚生保険特別会計の積立金から農林漁業団体職員共済組合へ交付金が交付されることとなつていて、

昭和五十一年五月二十四日印刷

昭和五十一年五月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K